

第百八十六回国  
参議院  
総務委員会  
會議録第二十四号(その一)

平成二十六年六月三日(火曜日)  
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事  
山本 香苗君  
二之湯 智君  
丸川 珠代君  
吉川 沙織君  
若松 謙維君  
渡辺美知太郎君

委員

井原 巧君  
石井 正弘君  
磯崎 陽輔君  
小泉 昭男君  
島田 三郎君  
関口 昌一君  
柘植 芳文君  
堂故 茂君  
藤川 政人君  
石上 俊雄君  
江崎 孝君  
難波 獎二君  
林 久美子君  
藤末 健三君  
片山虎之助君  
寺田 典城君  
吉良よし子君  
又市 征治君  
主演 了君

国務大臣

総務大臣 新藤 義孝君  
副大臣 総務副大臣 上川 陽子君

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

参考人

東京大学大学院  
法学政治学研究  
科教授 宇賀 克也君  
弁護士・立命館  
大学法科大学院  
教授 斎藤 浩君

本日の会議に付した案件

○国政調査に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○行政不服審査法案(内閣提出、衆議院送付)

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等  
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○委員長(山本香苗君) ただいまから総務委員会  
を開会いたします。

国政調査に関する件についてお諮りいたしま  
す。  
本委員会は、今期国会におきまして、行政制度、  
公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信  
及び郵政事業等に関する調査を行ってまいりまし  
たが、先般の参議院規則改正に伴い、調査事件名  
を行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信  
及び郵政事業等に関する調査と変更いたしました  
存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 参考人の出席要求に関す  
る件についてお諮りいたします。

行政不服審査法案外二案の審査のため、本日の  
委員会に東京大学大学院法学政治学研究科教授宇  
賀克也君及び弁護士・立命館大学法科大学院教授  
斎藤浩君を参考人として出席を求め、その意見を  
聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 行政不服審査法案、行政  
不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関す  
る法律案及び行政手続法の一部を改正する法律  
案、以上三案を一括して議題といたします。

三案について、政府から順次趣旨説明を聴取い  
たします。  
なお、行政不服審査法案は衆議院において修正  
議決されましたので、この修正部分につきまして  
も併せて政府から説明を聴取いたします。新藤総  
務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 本日は閣僚かりゆし  
デーでございますので、どうぞ御理解をお願いい  
たしたいと思っております。  
行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴  
う関係法律の整備等に関する法律案及び行政手続  
法の一部を改正する法律案につきまして、その提  
案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、行政不服審査法案につきまして御説明申  
し上げます。  
この法律案は、行政庁の処分又は不作為に対す  
る不服申立ての制度について、公正性及び利便性  
の向上等を図る観点から、その抜本的な見直しを  
行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申し上げます。

第一に、審理の公正性の向上を図るため、原処  
分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名す  
る審理員が審査請求の審理を行うこととするにと  
もに、裁決に当たっては、原処分又は裁決のいず  
れかの段階で他の第三者機関が関与する場合や審  
査請求人が希望しない場合等を除き、法律又は行  
政に關して優れた識見を有する者で構成される行  
政不服審査会等に諮問することとしております。  
また、審査請求人等が証拠書類等の写しの交付を  
求めることができることとするなど、審理手続に  
おける審査請求人等の手続保障を拡充することと  
しております。

第二に、国民の利便性の向上を図るため、不服  
申立てをすることができる期間を現行の六十日か  
ら三か月に延長することとしております。また、  
審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化する  
とともに、個別法における特別の定めにより、再  
調査の請求及び再審査請求の手続を設けることが  
できることとしております。さらに、審査庁は、  
標準審理期間を定めるよう努めなければならない  
こととするともに、審理を計画的に進める必要  
がある場合に事前に争点等を整理するための手続  
を設けるなど、審理の迅速化のための措置を講ず  
ることとしております。

なお、行政不服審査法案は、衆議院において一  
部修正されており、その内容は、「政府は、この  
法律の施行後五年を経過した場合において、この  
法律の施行の状況について検討を加え、必要があ  
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措  
置を講ずるものとする。」ことであります。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の  
整備等に関する法律案につきまして御説明申し上  
げます。

この法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、三百六十一の関係法律について、審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行うとともに、国税、関税等について、審査請求の前段階で処分庁が簡易に処分を見直す手続である再調査の請求を、社会保険、労働保険等について、審査請求の後に更に第三者機関等が審理を行う手続である再審査請求を設けることとしております。また、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる不服申立て前置について、不服申立て件数が大量にあるもの等を除いて廃止するとともに、二段階の不服申立てを経なければ訴訟を提起することができない仕組みは全て廃止するなど、所要の規定の整備等を行うこととしております。

次に、行政手続法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、行政不服審査法の改正に併せ、国民の救済手段を充実、拡大させる観点から、不服申立ての対象とならない処分前の手続や行政指導に関する手続について所要の規定の整備を行うものであり、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方がその中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を新設することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本香苗君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本香苗君) 速記を起こしてください。

これより質疑に入ります。  
本日は、三案の審査のため、参考人の方々から御意見を伺います。

この際、参考人の方々に委員会を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にあつたものと存じますので、どうぞよろしく御願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で、宇賀参考人、斎藤参考人の順に御意見をお述べいただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただきますと存じます。

また、発言の際は、挙手をしていただきます。その都度、委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知おください。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず宇賀参考人をお願いいたします。宇賀参考人。

○参考人(宇賀克也君) 東京大学の宇賀と申します。本日は、行政不服審査関連三法案について意見を述べる機会を与えていただきましたことに御礼申し上げます。

行政不服審査法は、その前身である訴願法に代わるものとして一九六二年に制定されました。行政不服審査法の制定は、訴願法と比較すれば画期的な改革であったと言えると考えておりますが、その後、半世紀以上が経過し、行政不服審査法の抱える様々な問題点が明らかになり、その抜本的な改革の必要性は行政法学界ではほぼ共通の認識となっております。

政府におかれましても、行政不服審査法の大規模な見直しの必要性を認識され、長年にわたる検討を積み重ね、二〇〇八年に行政不服審査法の全部改正案を国会に提出され、その後、前政権の下におきましても同法の抜本的な見直しの検討が行われ、さらに現政権の下におきまして、二〇〇八年法案を基礎としながら、前政権の下での検討結果や各界からのヒアリング、パブリックコメント等の結果を踏まえて、更に改善された法案を今国会に提出されました。現行の行政不服審査法と比較して、多くの点で国民の権利救済を向上させる内容になっていると評価しております。

以下、行政法の研究者の立場から、行政不服審査関連三法案による改善点について述べさせていただきます。

第一に、一九九三年に制定されました行政手続法における手続水準との格差を解消する措置が講じられている点でございます。

行政手続法は行政過程における事前手続の一般法であり、行政不服審査法は行政過程における事後手続の一般法とすることができ、行政不服審査法制定時には行政手続法は存在しませんでした。その点で、事前手続との比較という視点は存在しませんでした。しかし、行政不服審査法制定から約三十年後に制定された行政手続法は、その間の適正手続についての国内外の認識の向上を反映して、行政不服審査法と比較して手続水準を向上させております。その結果、行政手続法と比較して、行政不服審査法の手続水準の十分さが明確に認識されるようになりました。

そのため、今国会に提出されました行政不服審査法案におきましては、行政手続法の聴聞主宰者の制度を参考にした審理員制度を採用し、審査請求に係る処分に関与した者等は審理員となれないこととする点とされております。

また、行政手続法の標準処理期間の制度に範を取った標準審理期間の制度を設け、行政手続法が申請に必要な情報の提供の努力義務を行政庁に課したことを参考に、不服申立てに必要な情報提供の努力義務を不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁に課すこととしております。

行政手続法が定める文書等閲覧請求権と比較して対象が大幅に限定されておりました審査請求人

等による文書等の閲覧請求権も拡充することとされております。

なお、この点につきましては、行政手続法においては閲覧請求権にとどまり、写しの交付請求権は認められておりませんが、行政不服審査法案におきましては写しの交付請求権まで認められており、単に行政手続法との手続水準の格差を解消するにとどまらず、むしろ行政手続法の手続水準を超える内容になっております。

第二に、二〇〇四年に大幅に改正されました行政事件訴訟法との救済水準の格差の解消を図る措置が講じられていることが挙げられます。

行政不服審査法と行政事件訴訟法は共に一九六二年に制定されており、行政救済二法と称され、密接な関連を有しております。したがって、二〇〇四年に行政事件訴訟法の大規模な改正が行われた際には、併せて行政不服審査法の大規模な見直しを行うことも考えられました。

しかし、この時期が行政手続法の重要な改正の検討時期と重なり、行政管理局としては行政手続法の改正に優先的に取り組む必要があったため、行政事件訴訟法の一部改正法附則による行政不服審査法の改正は、執行停止の要件の緩和と職権による教示を書面で行うことの義務付けにとどまりました。

他方、今国会に提出されました行政不服審査法案には、二〇〇四年の行政事件訴訟法改正を参考にした重要な改正内容が含まれております。二〇〇四年改正前の行政事件訴訟法におきましても、法令に基づく申請に対して不作為の状態が継続している場合の救済のために不作為の違法確認訴訟が法定されておりましたが、この場合、不作為が違法であるので何らかの処分をせよという判決が出ましても、許可処分せよという判決を出すことはできません。そのため、不作為が違法であることを確認する判決が出されましても、その後、拒否処分がされる可能性があり、そういった状況と、申請者は改めて拒否処分の取消し訴訟等を提起しなければならず、救済制度として迂遠なものでござ

ざいます。このような場合、申請を許可すること  
を義務付ける訴訟を一定の要件の下に提起し得る  
ことは学説、裁判例の認めるところでございま  
したが、法定されていない訴訟類型でしたので、か  
かる訴訟を提起しても認容される可能性は実際  
にはほとんどございませんでした。

二〇〇四年に改正されました行政事件訴訟法に  
おきましては、いわゆる申請型義務付け訴訟が法  
定され、法令に基づく申請に対し不作為の状態が  
継続している場合、直接許可処分を義務付ける判  
決を求めることができること、そしてその要件が  
明確になりました。

今国会に提出されました行政不服審査法案にお  
きましては、この申請型義務付け訴訟を参考にし  
て、不作為についての審査請求がなされた場合に  
は、不作為が違法又は不当であり、かつ当該申請  
に対して許可処分をすべきものと認めるときは、  
不作為の行政処分である審査庁は当該不作為  
に対して許可処分をすべき旨を命じ、また不作為  
の行政処分である審査庁は許可処分をすることとされ  
ております。すなわち、現行制度の下において、不  
作為についての審査請求に対して不作為が違法又  
は不当であるから何らかの処分をせよという判決  
の後、拒否処分がなされ、さらにその取消しを求  
める審査請求をしなければならぬという事態が生  
じ得る不備が是正され、救済の実効性が向上す  
ることになり、大変望ましいと考えております。

同様に、申請拒否処分がなされた場合におきま  
しても、二〇〇四年改正前の行政事件訴訟法の下  
におきましては、申請拒否処分の取消し訴訟で請  
求が認容されなくても、別の理由で再度拒否処分  
がなされる可能性があり、その場合、改めて拒否  
処分の取消し訴訟を提起しなければなりません  
でしたが、二〇〇四年の改正により取消し訴訟と許  
可処分の義務付け訴訟を併合提起することによつ  
て紛争の一回的解決を図る道が開けました。

御審議中の行政不服審査法案におきましては、  
申請拒否処分の取消しを求める審査請求がなされ  
た場合、審査庁は、申請許可処分をすべきものと

認めるときは、処分庁の上級行政庁である審査庁  
であれば処分庁に許可処分をすべき旨を命じ、処  
分庁が審査庁であれば自ら許可処分をすることに  
なり、紛争の一回的解決が可能になりますことは  
大きな前進であると考えております。

二〇〇四年の行政事件訴訟法改正は、環境を汚  
染している企業に対して改善命令を出すことの義  
務付け訴訟を周辺住民が提起するような場合を念  
頭に置いた非申請型義務付け訴訟も法定いたしま  
した。これを念頭に置き、今国会に提出されまし  
た行政手続法の一部改正案におきましては、処分  
等の求めの制度を設けることとされております。

また、二〇〇四年の行政事件訴訟法改正は、行  
政庁が一方的に国民の権利を制限し、又は国民に  
義務を課す処分を対象とした訴訟である抗告訴訟  
中心主義への反省から、処分に当たらない行政作  
用に対する救済の受皿として公法上の当事者訴訟  
としての確認訴訟を明記して、その活用を促して  
おります。

このことも踏まえまして、行政手続法の一部改  
正案におきましては、行政指導の中止等の求めの  
制度及び処分等の求めの制度において、法律に根  
拠のある行政指導を対象としております。このよ  
うに、行政不服審査法案及び行政手続法一部改正  
案におきましては、二〇〇四年の行政事件訴訟法  
改正の成果を踏まえて、救済の拡充を図ろうとす  
る姿勢を見て取ることができます。

最後に、今国会に提出されました整備法案につ  
きましても意見を述べさせていただきますと存じ  
ます。

整備法案の内容も多岐にわたりますが、実質的  
に見て最も重要なのは、不服申立て前置の見直し  
であると言つてよいと思われます。一九六二年に  
制定されました行政事件訴訟法は、その前身であ  
る行政事件訴訟特例法が取っており、前置は訴訟前  
置主義、すなわち、まず行政上の不服申立てであ  
る訴訟を提起し、その判決を経てからでないと訴  
訟を提起できないとする原則を廃止し、行政上の  
不服申立てと訴訟を国民が選ぶことができる自由

選択主義を採用し、例外的に個別法で不服申立て  
前置を認めることといたしました。

行政事件訴訟法の立法過程におきましては、い  
かなる場合に例外的に不服申立て前置を認めるか  
についての指針も設けられておりました。不服申  
立て前置を認める法律は、行政事件訴訟法制定時  
は五十一でしたが、その後、半世紀の間にほぼ倍  
増いたしました。

今回、この不服申立て前置の例外を認める指針  
自体を見直し、新たな指針が策定されましたこと  
は大変意義深いことと存じます。今国会に提出さ  
れました整備法案におきましては、不服申立て前  
置を定める九十六法律のうち六十八法律で不服申  
立て前置を廃止又は縮小し、二重前置は全て廃止  
されることとなります。不服申立て前置は憲法で  
保障された司法救済を遅らせる面がございますの  
で、真に合理的な理由がある場合に限り限定的に  
認められるべきものと考えております。

また、不服申立て前置が廃止され、訴訟と不服  
申立ての自由選択が認められますと、そこで制度  
間競争が生ずることも考えられます。このことを  
再審査請求を例に取って説明させていただきます  
す。

行政不服審査法案におきましては、個別の法律  
に定めがある場合には再審査請求を認めておりま  
すが、再審査請求の前置は廃止することとされて  
おりますので、再審査請求と訴訟を選択すること  
ができることとなります。

もつとも、再審査請求制度の利用の場合には手  
数料は掛からないのに対し、訴訟の場合には手数  
料が掛かること、訴訟手続の理解が困難な場合に  
は弁護士に委任する費用が掛かること等、制度間  
競争と申ししましても両者は完全にイコールフッ  
ティングにあるわけではございませんが、救済の  
見込みのない制度は、たとえ安価であったとして  
も、国民から選択されなくなる傾向が強まること  
は明らかと思われます。したがって、国民が  
再審査請求するよりも訴訟を提起する方が救済の  
実効性が相対的に高いと考えれば、訴訟を選択する

者が増加することが考えられます。

こうして再審査請求制度が利用されなくなれ  
ば、当然、当該再審査請求制度の存続意義が問わ  
れることになり、廃止すべきとの意見が出てくる  
ものと思われまします。したがって、国民から選  
択されるように、再審査請求制度による救済の実  
効性を向上させるインセンティブが再審査請求制  
度の所管省庁や再審査請求の審理に携わる委員に  
も付与されることになると考えられます。

このことも今回の不服申立て前置の見直しの大  
きな意義であることを指摘いたします。私の意  
見陳述を終わらせていただきます。

御清聴どうもありがとうございました。

○委員長(山本香苗君) ありがとうございます。

次に、斎藤参考人をお願いいたします。斎藤参  
考人。

○参考人(斎藤浩君) 斎藤でございます。

意見を述べる機会を与えられまして、本当に感  
謝いたします。

私、平成十六年六月一日、今、宇賀先生が述べ  
られました行政事件訴訟法の改正のときにも参議  
院の法務委員会に呼ばれまして、参考人意見陳述  
の機会を与えていただきました。

行政事件訴訟法、行政不服審査法という我が国  
の行政争訟法の二本の柱につき、大改正の是非の  
意見を述べさせていただくことは大変名誉なこと  
であります。

私の意見は、どちらの機会にも政府提案法案の  
賛成の立場からのものであります。

改正前の訴訟法の下での行政訴訟はほとんど死  
に体でありましたが、改正後は、まだまだ不十分  
でありますものの、積極的判決も現れております。  
他方、現行法下の行政不服審査は、国レベルの救  
済率が一〇・六％、地方レベルが二・八％であり  
ますから、国民も我々実務家もほとんどこれに期  
待することはありません。衆議院での政府答弁の  
中で、救済率が低いのは日本の行政がしっかりし  
ているからだとの趣旨のものもありましたが、そ

これは国民的な評価とは懸け離れたものではないかと考えます。裁判所での行政訴訟の救済率が一〇から一七％でありますから、本来は旧制度、現行制度の下でも行政不服審査での救済率は二〇から二七％程度は行くべきであったものであり、そうならない原因を取り除き、改正法の下では三〇％以上程度になることを期待するものであります。

さて、今回の行政不服審査法等の改正案につきましては、衆議院で質疑と参考人陳述が行われ、かなりの程度その内容の審査が行われております。また、今日は宇賀克也先生の包括的意見陳述も今ございまして、私の改正案全般の内容についての意見は四月二十五日の読売新聞「論点」欄に詳しく開陳しておりますから、以下、私は一点に絞って申し上げることいたします。

それは、私が行政不服審査法の体系の中で最も重視する点、すなわち事案の判断者の独立性のことであります。

衆議院での政府答弁の中で審理員の自己反省機能に力点を置くものもありましたが、国民にとりましては、これまで行政による自己点検の結果、救済されていなかった歴史でありますから、自己点検より公正性の方に軸足を置いていただきたいものであります。この点での今回の改正案は、審理員、行政不服審査会という二重構造で公正性の担保を図るもので、現行法からの大きな改革であります。この一点を取りましても早期の法案の成立を望むものであります。

私がこれから申し述べる意見は、この担保をより強力にするための運用の構築のためであります。すなわち、審理員は原処分に関与した者以外の者であり、衆議院の政府側答弁では、国については原局でない官房系、総務部門系の管理職クラスになるであろうと言われております。地方にあっては、その公共団体の力量に応じ、外部からの弁護士、税理士などをもつて充てることも考えられるのではないかとされております。また、行政不服審査会では、国の九名の委員は三チーム

に分かれて、各チームに一名常勤委員が当たり、非常勤委員は行政OBや外部の専門家をもつて充てる、地方にあっては委員会の設置も含めて柔軟に対処し、総務省からマニュアルやサポート体制を改正法実施までに徹底すると言われております。

私は、審理員については、国のレベルでも、まして地方のレベルでも、次のような問題点が残ると考えております。それは、審理員が原処分に関与した者以外の者であっても、その人々が大臣や首長の当該行政分野における方針、政策から独立して判断できるものとは残念ながら思えない点であります。国民もそのように見ているだろうと思われま。

そこで、審理員も国、地方を問わず任期付公務員制度を活用するなどして、外部からの人材を登用することに充てるべきだと考えます。最近の法科大学院は行政法が必須科目となっておりますから、その修了生などをもつてこれに充てることも社会的財産の活用という点では考えられないものではないと思われま。

次に、行政不服審査会です。国レベルの委員の数が九名であることは、過去の実績から審査会に来る案件を年間二百件程度と想定してのことだと思われまが、衆議院ではそのように答弁されておりますが、この度改革をして多くの案件が来ることを期待する改正法の構えとしては少な過ぎ、将来の改正の機会に増員されるべきであると考えま。また、常勤、非常勤を問わず、外部の専門家、学者、弁護士などを中心とする選任が期待されま。

日弁連では、二〇〇七年韓国、二〇〇九年台湾、二〇一一年アメリカと、二年ごとに行政訴訟制度の調査団を出し、いずれも私が団長を務めてまいりましたが、その中から今日は韓国とアメリカの制度を御紹介してみたいと思いま。

まず、韓国ですが、かの国の行政審判法の下では、不服申立てがあれば裁決は最終的な裁決庁が行うものの、原則として、全ての案件は、国レベ

ルでは国務総理行政審判委員会に送られ、委員長を含む五十人の委員が判断しま。地方レベルでは、裁決庁に各十五人の委員から成る一般行政審判委員会が置かれ判断しま。裁決庁は委員会の意見に拘束されま。委員は弁護士、副教授以上の学者、行政OBから選ばれ、弁護士、学者が圧倒的でありま。認容率は二〇％を超え、統計によつては三〇％を超えております。我が国の二倍から三倍であります。

アメリカは、行政法審判官、ALJによる準司法的解決です。審判官は法曹資格を持つ準裁判官で、完全に行政から独立していらま。国レベルでは全国で千七百人以上が採用されていらま。国レベルでは各省ごとに置かれ、私たちが調査できた三つのALJ、労働省関係ですけれども、労働安全審査委員会というところのALJは三千件以上を扱い、労働関係委員会と言われるところでは三百件以上扱い、その他の労働省本体では六千件以上の案件を扱っていらま。これに加えて、地方レベルの様々なALJが存在しま。

なお、来年、日弁連が調査を検討していらまドイッでは、税務の異議審査手続で、国及びほとんどの州において執行部門とは別の法的救済部門が設けられていらま。社会保険関係の異議審査手続で、被保険者及び雇用者の代表から成る異議審査委員会が設けられていらま。多数決によつてそこでは決められて、法分野ごとの多様な救済制度となつていらま。

以上述べましたように、判断者の独立性は非常に重要であり、その信頼性を得てこそ国民は不服申立ての意思を持ち得、自らの権利を守り、行政の適法性を目指していらま。したがいまして、審理員においても、審査会委員においても、行政外部から独立した専門家を得ることが適切である旨の附帯決議などを是非考えていただきたいと思いま。

最後に、行政不服審査が国民のために成功裏に運用されるために、改正法成立後、総務省におかれて多くの力が注がれまことをお願い申し上げ

まして、私の陳述といたしま。ありがとうございました。

○委員長(山本香由君) ありがとうございました。

以上で参考人の方々の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願いま。

○石井正弘君 自由民主党岡山選挙区の石井正弘と申しま。よろしく願いましたいと思いま。

宇賀参考人、そして斎藤参考人には、大変貴重な御意見、御提言をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第でございま。大変審議の参考になった思いがしていらま。

この度の行政不服審査法の関連三法案は、本当に、お話がございましたけれども、五十年以上たちまして、国民の皆さんに対してしっかりとこの権利を救済していこうと、様々な課題がある中で三つの大きな観点、すなわち公正性を向上させていく、あるいは使いやすさ、これも向上させ、国民の権利救済手段を充実、拡大していく、こういう大きな目的でいうことであるわけございま。

す。こういった観点から、今回提案されていらま案でございますけれども、まず宇賀参考人にお伺いしたいと思いま。

参考人は、民主党政権時代にありました行政救済制度検討チーム、このメンバーの一人として議論に参加されたこと、このように関係資料から、私、拝読させていただきながらそのようなお話を聞きたしたわけございますけれども、そのときに、独立性が強い審理官制度、これを創設するような、そういう行政不服審査法の改革というものも取りまとめられたやに承知をしていらわけございま。

す。そして、その後様々な経緯を経てこの度の法案の提出というふうに至つたと承知していらわけございます。その経緯の中におきまして、この法案につきましての思いとかあるい



は評価、さらには課題といったものにつきまして考えがございましたらお聞かせを願いたいと思います。

○参考人(宇賀克也君) 行政救済制度検討チームの取りまとめでは、審理官制度というものを提言しております。この当時は、言わば政治主導ということで、事前に共同座長の方から案が示されまして、もうその中で行政不服審査会制度というものとは取らないという前提でございましたので、そういったしますと、審理官制度だけでは公正中立性にはとても十分ではないということで、独立性の高い審理官制度が必要であるということになったというふうに理解をしております。

私は、審理官制度と審査会制度、行政不服審査会制度がセットであれば、行政不服審査会という第三者機関によって公正中立性というものがかなり担保されますので、政府案のような考え方で大きな改善になるというふうに考えております。他方、この審理官制度につきまして、審理官制度と用語が似ているために、これは審理官と同じような補助機関であるという、そういう前提から審理官制度に対して疑問が提起されることがあるんですが、私の理解では、審理官というのは大臣の補助機関ですけれども、審理官の方はこれは諮問機関であると。ちょうど難民審査委員という独任制の審査機関がありますけれども、それと同じであるということで、そしてまた、府省横断的なものを、これをいわゆるセントラルパネルというんですけれども、これも、府省横断的な諮問機関というものは、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会、公文書管理委員会、そしてこの法案の総務省行政不服審査会など全てそうであるわけで、府省横断的な諮問機関を設けるということは全く問題ないわけで、それが合議制の機関が独任制の機関かの違いだけであると考えておりますので、このような審理官制度というものの法制的に十分可能だと考えておりますので、国会、この委員会におきまして、こうした審理官制度につきましても今後の検討課題として位置付けていただければ大変うれしく存じます。

○石井正弘君 ありがとうございます。

今回の法案の形であれば、やはり具体的な人選、公平公正な運用ができるような、そういったところにこの法案が、運用がしっかりと国民の権利救済に結び付くかどうかの一つの大きなポイントがあるというふうに考える次第でござります。大変ありがたいございました。

それでは続きまして、齋藤参考人にお伺いしたいと思っております。

齋藤参考人は昭和二十年岡山県生まれということで、私と全く同じということで、何か不思議な御縁も感じるような感じがしておりますけれども、今、先ほど御意見を聞かせていただきました。まず、読売新聞、私も拝読させていただきました。御紹介一部ございましたけれども、認容率について、国の方が認容率一〇・六パー、地方公共団体が認容率二・八パーと御紹介がございまして、本来、もつとこの数値が高まるべきではないかと、このようなお話もあつたわけでございます。

こういった中で、政府の方におかれまして、この平成十七年以降の大体の傾向を見ても、やはり大体の傾向としては国の方では一〇％強、それから地方公共団体は五％程度で推移していると、このような答弁を私は見たわけでございますけれども、こういった認容率の違いというものにつきまして、いろいろこれも事情があるかと思ひますが、参考人はどのように受け止めていらっしゃるんですでしょうか。

○参考人(齋藤浩君) 国の方がやや高い、私が申し上げている点ではどちらも低いんですけれども、やや高いというのは、衆議院でも審議がありましたように、情報公開とか税金の関係でその傾向が現れております。逆に、地方の方は、地方税は国税不服審判所のような制度ではなくて、もうまさにこの行政不服審査法がそのまま適用される制度で、なかなかこの認容率も上がつてこないというような違いもございまして、どうしてこのように大きく、低い中でも国と地方の数字がこんな

に大きく違うのかというものの研究は私自身もできておりませんし、今まで小早川、宇賀先生を中心とする研究会がいろいろ行われましたが、なぜかというところは余り研究がなされておられません、すぐに答えられる力量はございません。

○石井正弘君 ありがとうございます。

具体的な行政事件訴訟の裁判の方の事例の数値と比較しながら御紹介、御説明がございましたので、やはり大変これは参考になる御意見だというふうに私も考えているところでございます。

一方で、今、齋藤参考人がおっしゃられました、外部人材を審理員あるいは第三者機関へ積極的に登用し、独立性を更に高めるべきであるとの御意見でございます。それは、考え方としてはうなずけるものがございますけれども、一方で、全国知事会が、昨年の五月三十一日付けで意見書が出ておりまして、これを見ると、審理官制度につきましても、やはり行革等でいろいろ公共団体によつては課題があると。その事務の効率性、迅速性を損なうおそれがあるのではないかと、さらには、第三者機関につきましては、これは審理の長期化につながつて、簡易迅速な救済という観点からは目的に相入れないのではないだろうかとか、行革等の問題も併せ、懸念材料として指摘しているわけでございます。

国の方については、確かに御意見はよく分かるんですが、地方公共団体も、非常に大きな都道府県、そして市町村におきましても規模が様々であるわけでございまして、小さな地方自治体ということも考えますと、なかなか理想的に御意見どおりにはいかないという面も実態上あるのではないかと思います。そういった中におきまして、外部人材登用も含めた地方公共団体に対しての何かアドバイス、御意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(齋藤浩君) 私がつまらない意見を申し上げてこの法案が通らないのは一番困りますので、極力控えなければならぬわけであります。知事会が言われることは当然のことです。

それは、自らの方に不服審査が向いて矢が飛んでくるわけでありまして、それはなるべく飛んでこない方がいいに決まっておるわけでありまして、そのような御意見になろうと思ひますけれども、やはり国際水準ということを考えていただきたいと。それは、韓国、台湾、アメリカと続き、ドイツ、来年行きますと、その場その場で恥ずかしい思いを私どもは訴訟についても不服審査についてもするわけでありまして、なぜこのような立派な国でこのような審査体制しかないのであらうかというの、もうこのような国、立派な国というのは日本のことですけど、諸外国を回ると思うのであります。

今日御紹介したのは一端でありますけれども、そのような先進国あるいは先進国を目指そうとしている国が、先生方の中には、それを重装備とおっしゃいます、重装備の装置を抱えて、やっぱり国民の権利救済と、その結果として行政の適法化、適正化のために構えをつくつていくという、やっぱり国際水準というのがありますから、今回の法案は是非通していただいて、その審理官と、構えられております審査会というものの中でできる限り国際水準性を取り入れていただきたいというのが私の願いでありまして、通していただきたいということとはもう最初の願いでありまして、その次に運用の改善で今日申し述べましたので、その点御理解をいただきたいと思います。

○委員長(山本香苗君) 時間が来ておりますので。

○石井正弘君 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

これで終わります。

○難波奨二君 民主党の難波奨二でございます。お二人の参考人、大変貴重な御意見ありがとうございます。時間がもう十分という短い時間でございまして、端的に質問をしまいたいです。ただいまもございましたように、法ができて半世紀がたつておると。そして、先ほど宇賀参

考人の方からもございましたけれども、この法律に關する、取り巻くこの間の具体的な事象も御説明いただいたわけでございますが、なぜ半世紀にわたって見直しがなされなかった、その要因というのはいかに大きいものがあるか。先ほどから諸外国の話もございましたけれども、あわせて我が国の問題点、どこにあったかと、お二人に御認識をお伺いしたいと思います。

○参考人(宇賀克也君) この法律に限らず、我が国では一般的に行政通則法の根本的な見直しというのとはなかなか行われません。ようやく最近になりまして、法律を制定する際に、あるいは全部改正の際などに一定期間後の見直し規定というものが入れられるようになり、今回も衆議院で五年後の見直し規定が入ったわけでありますけれども、やはり公務員も日常の業務に追われていきますので、やはり国会から一定期間を目途に見直しと言われないと、なかなか見直しの契機を自ら見出していくということは難しいのではないかと考えております。

したがって、私の考え方は、五年後の見直しという規定が入ったのは大変結構なんですけれども、これはこの法案に限らず一般論といたしまして、行政通則法的な法律というのは大体もう十年ごとに見直すと。こういう五年後の見直しということになりますと、そこは一生懸命やるんですけども、その後また長期間たつてしまふということが予想されますので、やはり情報公開法にしてもそうで、行政手続法にしてもそうで、こうしたやつぱり社会経済情勢、非常に急速に変化していく時代ですので、決して不磨の法典ではなく、十年ごとに見直すというようなことを入れておけば、附則に入れておけば、附則といえども法律の一部ですので、随分その辺りは変わってくるのかなと考えております。

○参考人(斎藤浩君) 行政に対して国民が不服を申し立てる制度として二つあって、行政不服審査と行政訴訟と。

まず、先に三十七年法が大きく変わったのが行政事件訴訟法であります。そのときもほぼ全党派の先生方の御賛成を得て可決された記憶しておりますけれども、それは裁判所が、どの先生の目から見ても、もちろん国民の目から、その背景におられる国民の方々の目から見ても機能を果たしていないと。国民が行政訴訟を起こしてもほとんど敗訴するというのでは、また諸外国ですけれども、諸外国水準を全く満たしていないというので、塩野座長の下で検討会が行われて、立派な改正、我々はまだそれでも足りないと言っておりますけれども、行われたと。

それで、今、宇賀先生おっしゃった、五年見直しの規定が入っておりますので、五年見直しの四年ぐらいたつたときに法務省に行きまして、当時の審議官が対応され、いつも審議官が対応されますが、申し上げますと、そろそろ五年目ですというふうに言っています、いや、まあ五年目ですが、法務省、またこういうことを言うのはいかにどうか分かりませんが、法務省というのは小さい省庁である、外の風が吹かないと一切の改正などは無理なんですと、こういうことを自分らが言うのはおかしいですけど、日弁連さんを始め国会議員の先生方が改正しろという世論を起してくださいますとおっしゃいました、行政事件訴訟法については。

世論を起すにもなかなか、元々負けているわけですから、国民はほとんど関心がございませんので、一部の大訴訟は別として。世論はなかなか起りませんで、一部の熱心な先生方と共に運動を構築したんであります。そこでまた研究会が行われまして、五年見直しをする必要がないということになりました、もう約十年近くたつていくということになります。

これは、裁判所がどうするかということを決めるところでありますから、そういうことでありますが、この行政不服審査法は行政が行政を裁くわけでありまして、行政にそれだけの意欲、熱情があるのかということになります。結局は。

裁判所はどうするかということじゃなくて、自分のところはどうするかということですから。

ですので、先ほどの委員の御質問は、非常に私は申し上げたいことも山ほどございますけれども、それをここでぶちまけたらまたマイナスの効果になってしまいますので、もうこの程度にさせていただきます。

○難波獎二君 それでは、またお二人にお伺いしたいと思いますが、確かに、救済率を上げることが目的ではなくて、国民の皆さんがやはり利用しやすい、納得感のある、こうした制度が重要なんだろうというふうに思いますけれども、行政不服審査の情報公開の在り方、これについてどのような御見識をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○参考人(宇賀克也君) 大変重要な点だと思えます。

裁判所の判決につきましては、全部ではありませんけれども、かなりのものが公開されるわけですから、これに對しまして、行政不服審査の場合には、その判決とか決定で公開されないものがある、むしろ圧倒的に多いわけですね。もちろん、公開する場合に、その当事者がおりますので、その個人情報とかあるいはその法人等情報については十分注意する必要があるわけですが、そうした部分を削除した上で積極的に公開をするということが是非重要だというふうには考えております。

○参考人(斎藤浩君) 今の宇賀先生の御意見、全く異論がございませんので、付け加えることだけ申し上げますと、衆議院の審議の中でもそのことが問題になって、国のレベルではやはりできる限りの公開ということがもう既に答弁されておりますけれども、問題は地方でございます。

先ほどの自民党の先生に対する質問の答えがちょっと抜けていた点もあるので、それも含めて申し上げますと、今回の法案のいいところ、すばらしいところは、地方についての配慮が私の目から見たら非常によく行き届いている点だと思いま

す。それは、地方の力量に依じて審査会もやればいんだよということになっておりますから、審理員もそうだし、共同でも可能だということ、非常に柔軟な案になっておりまして、大変立派な法案だと思います。

そうはいいまして、その場合に、臨時で設けられるそういう制度とか、ほとんど案件がないときにぽつと出てきたやつについての対応についてどのように情報公開していくかという点について、こういうふうな全国的な地方公共団体ですべきであるという意見はまだ強い意見が述べられていないと思えますので、今後の参議院の審議の中でその辺りも是非先生方の御質疑をいただきまして、地方における配慮に基づいたもう一つの配慮で、やはり国民が情報公開されてどういった案件があるのかということを知ることができるようになっていただいて、万全を期していただきたいというふうに思います。

○難波獎二君 もう一分ほどしかございませんけれども、最後は斎藤参考人にお伺いいたしますけれども、日弁連の方では、今回の行政不服審査法改正に伴いまして、出入国管理及び難民認定法の改正案につきまして御懸念を表明されておられますけれども、簡単にその中身をお教えいただきたいと思えます。

○参考人(斎藤浩君) 日弁連会長が五月二十三日付けで会長声明まで出しておりますので、是非、先生方におかれまして、入管当局におかれましてもそれを参考、尊重していただいたら有り難いと思えますが、その内容は、今日も審議されます整備法の七十五条、これは入管法の改正のところでありまして、口頭意見陳述について定めた行政不服審査法の今度の法案の三十一条についての入管法の読替規定が定められております。

口頭意見陳述を行わなくてもいいとする場合について、本体の行政不服審査法の三十一条一項ただし書の範囲は明確でありますけど、それに加えて、入管法の方では更に拡大する規定を法務省が

お入れになっております。入管分野は、国家高権、広い裁量権の考え方が強い分野であります。その上であればあるほど手続規定は整備し、その上に立つて国家意思を示す必要があると考えます。その意味からは、この整備法の読替規定には私は疑問を持っております。

しかし、その一点をもって整備法に反対することはできません。どうすればよろしいかということとを簡単に申し上げて終わりますが、衆議院の審議で入管局長は、運用で現在より後退することはないと答弁されておりますけれども、その姿勢を多としつつ、それではやや心もとないので、次のようにできないかということをお願いいたします。

入管分野で日々頑張っている同僚弁護士や入管実務に直面している当事者の皆さんが納得でき、その方々も含めて本法案全体に賛成していただくために、この読替規定については、参議院での附帯決議などをうたつていただき、現状より後退せず、行政不服審査法改正の趣旨を踏まえて、より前進的に運用されるような国会の意思を表明していただければ大変有り難いというふうに考えております。

○難波奨二君 終わります。済みません、ありがとうございました。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。宇賀参考人、斎藤参考人、大塚御苦労さまです。

まず、私と同じ年に生まれました宇賀参考人にお尋ねいたします。

先ほど斎藤参考人が諸外国のお話をされましたが、同じような観点で恐縮ですが、宇賀参考人から見て、この法律が改正されることによって、いわゆる諸外国との比較なんですけれども、結局は利便性、あとスピード、そういったいわゆる運用の公開、透明性というんですかね、ここら辺がポイントとなると思うんですけれども、どう改善が期待されるでしょうか。

○参考人(宇賀克也君) 先ほど斎藤参考人からもお話ございましたように、現在の我が国の行政不服審査の制度というのは、諸外国と比べますとかなり見劣りがするということは事実でございます。今回の改正により、審判員制度と、それからそれとセットで行政不服審査会の制度が設けられるということによって、かなり諸外国とのギャップといえますが、格差というものを解消することができるのではないかとこのように考えております。

私はアメリカに留学しまして、三十年ほど前に行政法審判官について研究し、さらに行政法審判官のセントラルパネルシステムについても研究しまして、非常にそのときに強く思いましたことは、アメリカではそういう行政手続を主宰する者というのがプロフェッションとして確立をしております。そして、そのプロフェッションとして確立した方たちの団体もできているわけですね。それに比べて、我が国ではその手続を主宰する者についての関心が余りにも薄かったというふうに思っています。ようやく行政手続法で聴聞主宰者の制度ができ、今回、審判員の制度ができて、手続の主宰者についての関心が高まってきたということは大変結構なことかなと思っております。

○若松謙維君 今のプロフェッションですか、専門家ということですが、弁護士、プロフェッションですけれども、私も実は公認会計士をやっています。いわゆる公認会計という必ず議論が起きるんですが、実際にやはり公認会計の会計の考え方が理論ですね、民間ですか、営利企業とは大分違うんですね。ところが、同じ公認会計士でも公認会計を勉強している専門家はおりませんですから、結局なかなか改善されない、これが現実で、今おっしゃったプロフェッションですか、弁護士として、例えば同じ業界内にしつかりと研究会なり、認定制度とか、何というんですかね、そういうものをつくってやつぱり審判員というのを充実させるとか、何かそんなお考え、おありでしょうか。

○参考人(斎藤浩君) 私、日弁連の行政訴訟センターの前の委員長をしております、その関係を構築しようと今、日々努力しておりますけれども、

まず単位弁護士会においても、そういう専門制度を設けている単位会も出てきておりますけれども、日弁連では、むしろ今度の行政不服審査法の改正に合わせて、中央は立派な国家公務員の方々が知恵をこれから絞られるでしょうから、成立してから、やはり地方に対して何らかの援助を我々でできないだろうかということで、地方のそういう事件があったときとか、共同でとか、県に委託してだとかやられるときにも、この行政不服審査法のことを熟知した弁護士を派遣しますよというような制度も設けて、なかなかアメリカのようにすぐにはいかないんですけど、我々が提案しております行政不服審査院のような重整備、今回の法案でも重整備だという批判がある方面からあるように、我々の日弁連はもっと重整備ですけど、それは韓国、アメリカのいいところを全部寄せた重整備案でありまして、どうして、そういうプロフェSSIONナルなものを常時用意しておいて、案件が来たときにはそれを活用するという制度がこの国で取れないのかなということ常々考えておりました。今実践しておりますので、今先生のおっしゃったことを更に持ち帰りますので研究したいと思っております。

○若松謙維君 今、重整備と、何ですか、斎藤参考人がいわゆるこの日本の文化的なところまで今触れられたと思うんですが、ちょっと考えながら今質問作っておりますので、ちょっと御兩人どちらに質問するか分かりますか。

実は私の問題意識は、特にこの行政手続法です、いわゆるノーマクシオンレターですか、こういうものが導入されたということで、ちょうど私は平成十年のときに衆議院にいたんですけれども、中央省庁改革基本法、これができました。

そのときの議論は何かというと、結局、各省庁に設置法があります。設置法は何々省というものはこれこれをやるということなんです。これはあくまでも権限規定はない。こういうことを私も三代の総理に確認したんです。結局、実際に実行すると、行政は細かい、マニュアルというんです

か、手続と通達を作って、やつぱりそれを業界なり国民に、何というんですか、本場にメッシュのようにどこも隙間なく網を掛けると。

そういう中で、国民がこの行政不服審査法を活用するんですが、結局、最初から、何ですか、非常に防衛というんですか、そういう、この行政側の方が問題指摘されないように重整備をするというんですか、そういう文化に対して、ある意味で、普通は、例えばアングロサクソン系ですと、裁判所を使ってかなり議論をしてそこを開けていくというか、空白についていばいあるんですけど、日本は最初からそういう文化を国民が受け入れるというところもあって、恐らくこの行政不服審査法が改正されても、本場に国民に使いやすいものになるかどうかというのが、文化というんですか、制度面からなかなかハードルが高いんじゃないかという問題意識があるもので、それについてちょっと御兩人に聞いてよろしいでしょうか。いいですか。

○参考人(宇賀克也君) 行政不服審査法の改正が実現したときのその後の運用の問題ということかと思えます。

おっしゃるとおり、いかに制度が改正されましても、実際にそれが適切に運用されていかなければ意味がないわけで、そのためには、今回の改正の趣旨について、全ての公務員に対して徹底的に研修を行っていく。そしてまた、国だけではなくて地方公共団体においても、今回の改正の趣旨を徹底して、そして国民がこの行政不服審査制度というものを利用することに対しての抵抗というんですか、それを官の側でもなくしていくということが重要だと思えます。

不服審査をするということは、決して官にあらがうとかという、そういうふうな受け止め方ではなくて、国民の当然の権利の救済であると、そのために行政不服審査制度というものをを使いやすくする、そういう意識ですか、それを広めていくような、そういう広報活動とかあるいは研修というものを充実していただきたいというふうに思います。

○参考人(斎藤浩君) 若松先生の御質問で、本当に勉強になる御質問をしていただきました。

それを私の頭で整理しますと、行政のための重装備はもう日々行われているけれども、国民のための重装備は行われていないというふうには私は取りまして、これは諸外国と後者において大いに違う。法案を作るのも、日本では官僚の方が作られるわけですから重装備は徹底しておりますけれども、国民救済、そして行政の適法化のための重装備は消極であるというのが、現法案でもまだその傾向は日弁連案と比べますとありますけれども、随分と改善されて、審理員、審査会制度を設けていただきましたので、その点がもう随分と大きな前進でございますから、その程度にとどめたいと思います。

○若松謙維君 すごく適切な反応、ありがとうございます。

斎藤参考人に、もうこれ最後の質問になります。が、独立性ということ強調されたと思います、さつきですね、斎藤参考人ですね。実は、これも、済みません、公認会計士という観点から、監査をする際にやはり独立性が求められます。そのためチェックリストをかなり埋めて、それでオーケーならば監査できると。ですから、監査している会社の株を持っていないとか、親戚がいるかどうかとか、そういうのがあるんですけど、私はこの審理員の独立性を担保するかなり大事なことじゃないかと思っています。そのためのまず運用マニュアル、そして案件ごとに、チェックリストについていうんですかね、これが最低必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(山本香苗君) 簡潔にお願いいたします。

○参考人(斎藤浩君) これから総務省において御努力をされると思いますけれども、もうすぐ分かることは、特に審理員について、その今先生がおっしゃったようなチェックリストが案件との関係係ではあると思いますけれども、それ以外の点でのチェックリストというのは、もう衆議院での答弁

に表れておりますように、先ほど私が申し上げたような方々が審理員になるわけですから、そういうチェックリストというのはなかなか難しい、地方においてはもっと難しいと思いますので、その点はいくら先生方においての運用のチェックを国会においていただきたいと思います。

○若松謙維君 ありがとうございます。

○寺田典城君 寺田でございます。よろしくお願いします。

宇賀先生、斎藤先生、どうもありがとうございます。大変勉強になりました。国の情報公開法というのは一九九九年に施行されましたけれども、地方の情報公開条例というのは、それこそ一九八〇年代から施行されて条例ができてきて、私の場合は、一九九五年に、地方の市役所だったんですけども、情報公開条例を出させていただいたんです。

なぜかという、要するに、役所というのはある面での強者という、後ろに行政権持つて、みなし規定という公定力というんですか、みなしを規定して物を進めていってやうという。だから、国民的には主権は在民といえども、ある面では、何というんですか、それに従わざるを得ない。だから、徹底した情報公開になると、そういう点では、ある面では明らかにされてきて、役人もある面では助かる面もあるし、しゃきつとしてきたというのは私の地方行政から見たあれなんです。その中で、先ほども話、話題になりましたけれども、国の認容率は一〇・六、地方の団体は認容率は二・八とかになっているんですね。役所の行政手続優れているからこの程度だよなんて言う人もいますけれども、外国の救済率、韓国は三八・四って先ほど出ておったんですけれども。私は、これをもっと、要するに公正にするためには、できれば可視化と録音、全てとは言いません、これを検討してみる必要があるんじゃないかなんかと思っている。録音なんか、今これでしゃべっていることがすぐ文章になって出てくる機械ありますから。その辺どう思いますか、お二方に。

○参考人(宇賀克也君) 昔は、国におきまして、審議会等様々な会合につきましてはこれは非公開で、議事録は内部では作っていても公開されなかつたわけです。この点につきましては今大きく変わりました、多くの審議会等が今公開で行われておりますし、議事録もその発言者名入りでホームページに載るということが一般化してまいりました。

このことは大きな改善であらうというふうに思っています、やはりおっしゃられたように、審議過程の透明化ですね、これがやっぱり非常に重要だろうというふうに思いますし、また、情報公開法ができてきて、その辺りも随分、施行されて既にもう十年以上たっておりますので、意識が変わってまいりました。

今後の課題といたしまして、例えばアメリカにありますような連邦諮問委員会とかサンシャイン法とか、そういったことは課題かと思えますけれども、やはりその審議過程をできる限り透明化して、そして国民に公開していくということを一層進めていく必要があるというふうに考えております。

○参考人(斎藤浩君) 宇賀先生のお答えに付け加えることは一切ございません。

○寺田典城君 確かに、審議会では意思形成過程まで情報開示するところも、自治体もたくさんありますよ、それはだからいいことだと思わんです。それはそれとして、先ほど、可視化はいいんですが、録音はいいんですが聞いているんですよ。それ、どう思います。

○参考人(宇賀克也君) 録音というのは、審議会については当然録音をしているわけですね、発言を。そして、それをテープを起こして公開しているわけなんです、ほかの例えば職員の会議とか、例えば職員だけで行っている会議とかいうのは、確かに今はそこまでは録音はされていません。

そこをどこまでやる必要があるのか、これはもちろん内部の会議であつても非常に重要なものと

いうのはあると思いますので、そういったものについてはそういうことも当然考えられるかと思えます。

○参考人(斎藤浩君) これも余り付け加えることないんですけど、議論しておりますのは、国レベルで、行政事件訴訟法の次の改正などで今先生のお尋ねのようなことも少し議論をしております、例えば処分をするときの処分の経過のところを、議論を録音しておいて可視化してそれを発表させるような方法をするのはいかがかということを検討は日弁連でしておるんですけども、これは行政出身の弁護士もそこにはいっぱい入っております、またこれも言葉が過ぎてはいけません、そのようなことをするとますます情報が出てくるように頭のいい人たちがやる可能性があるので、その制度構築にはもうよほどのこと、考察が必要だと。今警察との関係でやっておりますあれとはまた別でございまして、一般行政についてのものはまだ私も固まった意見がございまして、本当に申し訳ございません。

○寺田典城君 ですから、行政不服審査の事案で、役所という、役人というのは独特なんです、とにかく時間も考えないしコストも考えないという。それから、不作為が不利益を与えてみても、けろつとしていますし。それと、作爲的な不利益もあるんですよ。もう書類の数こなにして、これ読んでから来てみるとか、例えば私が質問しても、一分でできる質問を十分も掛けて長く長くやってほかの方に逃げてしまふとか、全てがあるんですよ。そういう役人の習性というのは。

だから、ある面では、録音とか可視化することによって一番すっきりするのが、緊張するのは役人の方なんです。役人がみんなデータも持っているし、組織もあるんです。それで、審理員の話なんです、弁護士会さんの方では別の人が第三者的に任期付採用でもいいんじゃないのかなんて言っているんですが、確かにあのNHKの人事なんていうのはお友達人事みたいなもので、初井会長なんか自分の支持以外の

人は使いたくないなんてはつきり言うぐらいのことなんで。

やっぱり審理員の独立性という、これはやっぱり役所というのは上下関係、内部の中って独特の感覚なんです、役所というのは。私だって市長をやったとか知事やっておったが、つかみ切れないからですよ。秘書はどこから持ってくるかというとか教員の方から持ってきたりしてましたから、そうすると市長部局の人事権が及ばないのですね。そこまでしなければ物を変えていけないと。でなきゃ第三者を連れてくるとかね。

だから、そういう点も含めて、審理員の在り方についても少し検討した方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。お二人に。  
○参考人(宇賀克也君) 私、審理員については外部から任期付きで例えば弁護士の方を採用するというようなことを積極的にやるべきでないかと思っております。

最近、いろんな仕事をしておりまうときに、任期付きの弁護士の方が行政の内部で活躍されているのを拝見する機会が多く、非常に立派に仕事をされております。外から来られて、行政についての専門的な知識が欠けているんじゃないかというように、そういうことが言われることもありまうけれども、見ている限り決してそういうことはなくて、立派にそういう任期付きのその職員の方が仕事をされておりますので、審理員につきましてもそういう方たちの積極的な採用は重要ではないかなと考えております。

○参考人(斎藤浩君) 意見でも申し上げましたように、提案者の方でこの審理員が独立しているんだということを胸を張って言われるときに、原局でない官房系、総務部門系の管理職クラスだから大丈夫ですとおっしゃる感覚がまず分らないですね、私には。そういう方こそ大臣の御意向を見て判断されるわけでありまうから、答弁自身に矛盾があると思いますけれども、しかし、今までは処分していた人が起案したという、それと比べたらまあいいのかなというので、日弁連で賛成する

かどうかは、もう大変な議論をした上で賛成しているわけでありまして、やっぱりそういう運用はもともと知恵を出していただいて、今、宇賀先生もおっしゃって、私も意見で申し上げましたように、なるべくなら外の方を審理員の方も取り入れていただきたいというふうに思っております。

○寺田典城君 組織の中で審理員は活動しなきゃならぬのですから、本場に立場としてはやはり、何というんですか、非常に厳しい立場に置かれると思います。だから、役所はいい面もあるんですが、基本的にはやはり仲間というか、その流れの中でやってしまおうということだけは認識していただきたいと思ひます。それを理解している人は、この中で首長さんやつたことある人はおりますので、もしよかつたら、そのとおりだと思ひ人は手を挙げてみてください。

まあ、質問を終わります。  
○渡辺美知太郎君 みんなの党の渡辺美知太郎です。

今日は、宇賀先生、斎藤先生、お忙しいところお時間いただきまして、ありがとうございます。今ちょうど質問をしようと思ひていたことを宇賀先生に言われてしまひまして、ちょっと続きの質問をしたいと思います。外部の行政審理員のお話ありました。法律関係の学者や弁護士を中心に任命するということが、私、純粋にちょっと興味を持ったのが、実務面での担保ということ。今、宇賀先生がおっしゃってましたけど、例えば学習院の櫻井先生などは、やっぱり行政のこととは行政マンじゃないと分らないだろうという指摘があるのですが、今ちょっと宇賀先生のお話を聞いていると、別に行政の経験がなくてもこういった審理はしつかりできるとおっしゃってました。

この審理員の場合は、そういった実務面での担保というのはどのようにして行われるのかなと思ひましたので、ちょっと私興味を持ちまして、例えば斎藤先生がさっき韓国の例を出してまして、韓

国では行政OBが審理員にもいると。そういった例えば行政OBを就けることによって実務経験の知識や経験を担保する、あるいは、そういったものがなくても、外部の独立した第三者であっても適正な判断が行われる、それとも、行政マンの常識にもとらわれないで柔軟な発想をするためにあえてそういった行政の経験者とは関係ない方を就けて柔軟な審理をするといったことも考えられると思うんですが、ちょっと実務面についての担保はどのようにされるのかなと興味を持って、別にこれはけちを付けるわけではなくて、純粋にちよつと興味を持ったものですから、宇賀先生と斎藤先生にちよつと伺いたいと思ひます。

○参考人(宇賀克也君) 確かに、審理員として審理を行う場合に、法的な知識だけでなく行政実務に関する知識というのも重要だと思ひます。

その点に関しては、一つにはその審理員を補佐する体制ですね。その中で、そうした補佐する職員によって、そうした実務面で仮に足りないところがあればそこでサポートしてもらおうということも考えられるかと思ひます。それからまた、事案によりましては例えば外部の弁護士の方とそれから例えば行政のOBの方というのが、その審理員というののもこれ複数ということが否定されているわけではございませんので、場合によってはその両方でチームになって補い合うというようにすることも考えられるかと思ひます。

○参考人(斎藤浩君) 櫻井先生がそのようにおっしゃっていることは私も重々知っておるんですけども、少し認識の違ひところもあつて、勉強すれば分かるという話です、我々の立場は。

それで、ALJに行きまして、私もその質問を随分ぶつてまして、ALJは全ての行政分野を分けるのかということをやつたり言うわけですね。そうすると、それは全て分かるわけではないの、しかし勉強すれば済むと。しかも、ALJの研修制度を設けてそこで勉強して専門性に対処すればいいので、専門性がないから行政OBでないと駄目とか、行政マンでないと駄目とか、そういう

うことは考えたこともないという答えが返ってきましたので、それは参考にすべきだと思ひます。日本の行政マンは非常に優秀ですから、その方が意欲を持ってそれに当たられることは反対はいたしませんけれども、それに加えて外部の力も借りる方がいいというふうには思っております。

○渡辺美知太郎君 ありがとうございます。

最初から実務が分からないからやめるべきだという話ではなくて、やっぱり第三者の公平性を担保すべきというところだということとはよく分かりました。

それで、宇賀先生にお聞きしたいのは、今後の課題についてちよつと伺いたくて、先ほど行政通則法の例えば十年ごとの再検討をやはりすべきだということをおっしゃってましたけど、ほかに何か今後の話で、斎藤先生のお話はもう聞いたので、ちよつと宇賀先生からも今後の課題点について、是非、もしありましたら御指導いただければなと思ひます。

○参考人(宇賀克也君) これは、行政不服審査制度の検討会の報告書でも指摘されておりますし、また日弁連の意見書の中にも含まれてたというふうに理解しておりますけれども、アメリカのALJですね、行政法審判官につきましては資格制度というものがあつてございます。このような審判官の資格制度というものがやはり将来の検討課題ではないかなというふうには考えております。

○渡辺美知太郎君 ありがとうございます。

ちなみに、行政通則法の見直し規定で、先生は十年ごとにおっしゃっているんですが、十年でよろしいものなんでしょうか。何か、長いとか短いとかちよつと思ひましたので、ちよつと期間になるんでしょうか。

○参考人(宇賀克也君) 最初の法律を制定した際、それから全部改正した際ですね、そのときはやはり、その法律がどういうふうな運用されるかということについて未知な部分が多いものですが、四年とか五年ぐらいの見直しが適当だと思ひ

ます。今回は五年後の見直しというので、それはそれで結構だと思ふんです。しかし、その後また五年後というものもなかなか大変かと思ひまして、しかし、十年たったところでやっぱり社会経済情勢の変遷に対応した見直しが必要ではないかというこの検討は重要だと思ひます。

例えばアメリカの場合ですと、情報公開法を大体十年ごとに大きな改正、重要な改正をしているんですね。ですから、やっぱり日本でも大体、通則法については十年たったらやはり見直すというところで、五年後の見直しですとその後が続きまさんのので、やはり十年ごとの見直し、最初は五年、その後十年ごとの見直しというのが適切ではないかと考えております。

○渡辺美知太郎君 ありがとうございます。

今、海外の事例もおっしゃっていましたが、十年ごとにその見直しだけではなくて、大きな例えばもうがらつと変えるといったことも視野に入れているんでしょうか。

○参考人(宇賀克也君) そうですね。見直しをした結果、かなり大きな改正が必要になる場合もあるでしょうし、あるいはそれほど大きな改正でなくて小さな改正で済む場合もあるでしょうし、場合によっては運用の改正で済む場合もあると思ひます。それはケース・バイ・ケースかなと思ひます。

○渡辺美知太郎君 ありがとうございます。終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。参考人の皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、審査制度の一元化に関わつて、斎藤参考人にお伺ひいたします。

本改正案により、異議申立て制度がなくなり、国税通則法や公害健康被害の補償に関する法律などに再調査の請求を導入することとなつていま

す。政府によりますと、異議申立てに代わつて再調査の請求を置くことで大量の異議申立てが直接審

査請求先に行くことを避けることや、より簡便で迅速に処分を見直すことで救済を図ろうというものであるということですが、本法案を見ると、異議申立てで認められていた参考人の陳述や処分庁による検証、審理関係人への質問などが再調査の請求になると行われなくなると。これは国民の権利利益の救済についての後退につながつてしまふのではないかと考えるのですが、この点について参考人の御意見を伺ひたいのですが。

○参考人(斎藤浩君) 申し上げます。

二重の救済制度がいいのか悪いのかというふうにはまず制度を見直す場合には考えますと、その場合に、審査請求と異議申立ての二重の制度というのが本当に必要なのかということを大半の法分野で考えまして、これはもう一本化して審査請求だけでいいんじゃないかというふうにまず考えました。我々も考えました。総務省も研究会もお考えになつたと思ひます。それで、異議申立ては全廃されるかと思ひます。再調査というやつと言葉が適切でないネーミングの言葉になつて登場はしておりますけれども、それは残つたと、こういう全体の流れであります。

その中で、今先生がお尋ねの、幾つかの法分野において今まで異議申立てで手続であればできていたものが再調査手続ではできないということがあれば、それはもう法律の再改正の課題か、各法律のそれか運用の課題として審査請求と同様に当然その手続は認めるべきであるというふうには私は考えております。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

関わつてなんですけれども、本法案では、再調査の請求を申し立てるか審査請求を行うかどうかというのは申立て者の自由選択とされますけれども、再調査の請求は、先ほど述べたとおり、異議申立てと比べ、より簡便な手続、簡易な手続となつており、丁寧な審理を求めるのであれば審査請求を選択するしかない。しかし、それは、例えば公健法などに係る申立て者にとっては上京しなければならぬような事態になるなど、相当に大

きな負担が強いられるのではないかと考えられます。

そこで、宇賀、斎藤両参考人に伺ひたいんですが、この場合、再調査の請求だけではなくて、従来の異議申立てを残して審査請求と自由に選択できるような方法を取つてもよかつたのではないかなというふうに考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(宇賀克也君) 今回、基本的には審査請求に一元化するというところで、再調査の請求というのは、もうその事実の認定に関わるようなものに限定して例外的に残したということだと思ひます。それについては、その迅速な見直しをそこでやるということで、それで、そのような手続では物足りないということであれば、おっしゃるとおり審査請求ですね、これを自由に選択することができるといふことで対応したものというふうには理解しております。

ただ、先ほど御指摘ありましたように、審査請求ということになりますと、これは基本的に最上級行政庁ということと、かえつて不便になつてしまふんじゃないかなというその御懸念は大変よく分かります。

ですから、そこにつきましては審理の在り方というのいろいろな工夫が必要だと思ひます。上京することが困難な場合には、むしろ審理員の方が現地に赴いて審理をすとか、あるいはテレビ会議を行うとかということと、上京することにその不便さというものを解消する努力が必要だといふふうには考えております。

○参考人(斎藤浩君) 宇賀先生の答えに付け加えることはありません。

○吉良よし子君 ありがとうございます。それでは、また斎藤参考人に伺ひたいんですが、二〇〇七年に日弁連の方で出されました行政活動は正請求法案の第二節第八条においては、この異議申立てに相当する制度として再考の申立てができるとされておりますけれども、この再考の申立てと異議申立てとはどのように違うのか

という点、御説明いただければと思ひます。

○参考人(斎藤浩君) 日弁連も、審査請求、異議申立て二本主義よりも審査請求一本主義の方がいいという、この点は先ほどから申し上げましたように変わらません。

それで、異議申立てを直ちになくしてしまふというのは、特に強調して日弁連内部でされたのは税金の分野ですけれども、税法の分野などでは、直ちに廃止するという点については、日弁連は大きい組織ですから異論がありまして、法案を作るものにもなるべく多数で一致できるように作るものですから、再考の申立てというのを入れまして、それと同じ発想法だと私は考えているんですけど、今度の再調査の申立てというのが入つたと。

再調査の申立て、再考の申立てというネーミングについては、私は再考の申立ての方がはるかにいいと思つておりました、大分意見を総務省に申し上げたんですけど、その点は聞き入れていただけなかつた。聞き入れていただけなかつたからといって反対はしないという立場でございます。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

先ほど来、そのネーミングについてちよつと問題があるのではという点が指摘されていますけれども、その点、斎藤参考人には是非お願ひします。

○参考人(斎藤浩君) それはもう、税金の訴訟をやれば、その他もそうでしょうけど、すぐ分かりますけど、再調査というふうなことをやられますと中小零細企業はもう震え上がつてしまひまして、そのこと自身で、弁護士が何を言ひましてもう恐れおののくというのが弱い立場の業者のお立場でありますから、私は、なるべく再調査というふうなことは使わずに、いろんなネーミングの提案がございましたが、日弁連では再考の申立てとかその他を提案申し上げたということで、やや軽い話です。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

それでは、ちよつと話を変えまして、審理員の話になるんですけど、先ほど来、独立性などの問題で外部の方、活用も必要ではないかという両参



考人からの御意見もありますけれども、こうした中で、処分庁や審査庁などからの自立性も求められますし、その担保に必要なことは何だと考えておられるか。同時にまた、この審理員として職務に当たっていくことになる職員の皆さんの育成というものも必要になっていくと想定されますが、そのためにどのような整備を進めていくべきとお考えか、両参考人に御意見を伺えればと思います。

○参考人(宇賀克也君) 審理員の独立性を確保するためのその方策ということですが、今回、審理員とそれから行政不服審査会とセットになっております。したがって、その審理員の審理の後、そこに不服があつて第三者機関の判断を得たいというときには、御本人が希望すれば行政不服審査会の方でチェックをしていただけるという、そういう仕組みになっていきます。

そういったしますと、そこで審理員の判断が行政不服審査会によって否定されるというふうなことがあれば、そこで審理員制度のかなえの軽重が問われるということになりますので、そうしたところの行政不服審査会での判断というものが、どんな情報公表されていきますと、おのずとそこで、その審理員につきましても、後で審査会のチェックが待っているということで、独立性を確保して公正中立な判断をしようということ、そこでおのずとその独立性を確保しようという方向でのインセンティブが付与されるのではないかなと思っております。

それから、研修等の話、これも非常に重要であると考えておられます、審理員として必要な要素というのとは大きく分けると三つあるかなと考えております。

一つは、法的な素養ですね。様々な行政法を解釈していく上での法的な素養の問題。それから二つ目は、行政の実務についての知識でございます。それらも必要です、それから三つ目は、まさに審理を主宰して手続を進めていくという上でのノウハウですね、この三つがあるかなというふうに思っております。

それぞれについて必要な研修というのは、例えば外部から来られた弁護士の方であれば行政実務に関する研修というのが重要になってくると思えますし、例えば行政のOBの方のような場合であれば、例えば争訟の審理の手続のノウハウとか、あるいは行政法についての研修とか、そういうふうな人に応じてどこが重点かということとは変わってくると思えますけれども、そういった三つの観点からの研修が重要ではないかと考えております。

○参考人(斎藤浩君) くだいですけれども、原局でない官房系、総務部門系の管理職クラスが中央では審理員になると、この方々が、大臣の影響なくして、今の官僚制度の下で独立してあるいは自主的に判断されるということは私はあり得ないと思っております。

したがって、もしもどうしても公務員系を使いたいのであれば、ノーリターンルールといいますか、先ほど挙げました方々は上位に向かって上っていく方々でありますから、そんな方に期待することはできませんので、もうそれ用の方、審理員の方をつくつていただくということしかないんだと思います。それから外部から登用すると、その二つしかないと思います。

○吉良よし子君 どうもありがとうございます。終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

大変、お二方、今日はありがとうございます。実はこの法案については、私も社民党も民主党さんなどと衆議院においては対案を出しました。その内容の一つが、今もありましたように、今日かなり議論になっておりますように、審理官制度の創設ということを出したわけでありまして、今もお話ございましたけれども、政府案の審理員制度でいえば、基本的には各省庁の職員が担うということになっているわけですから、これは公平さの担保が不十分だと。極端に言えば、地方なんかへ行きますと、それこそ公務員の天下り先

みたいな格好に、まあ天下りにはならない、その次の名譽職みたいな格好にされたりという、こんなこともあつて、必ずしもこれが目指していることが担保されるということにならない。そういう意味で、私たちの対案は、公平性を担保するためには独立性、専門性の高い審理官制度の創設というものを盛り込むということを申し上げてきたわけですが、残念ながらそうならないということがあります。

これはお二方、先ほど来からのお話では、私も考えた方が同じだというふうには拝聴させていただきました。もし後ほど若干補足いただくところがあればいただきたいと思うんですが。

そこで、まず一つは、宇賀先生にお伺いをしますが、今回の改正では不服申立て適格については現行制度が維持されておるわけですね。また、団体争訟制度の導入については今後の検討課題というところになっております。これらの点について先生はどのようにこれは改善をしようとした方がいいか、こういうふうにお考えなのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(宇賀克也君) 大変重要な論点だということに思ひます。

不服申立て適格につきましては、現在の判例では取消し訴訟の原告適格と同じ法律上の利益のある者というふうになっております。しかし、この原告適格につきましては、最高裁の判例では、法律上の利益を判断する際に、単に根拠法規によって保護されている範囲に入っているというだけではなくて、その人の利益を個別的に保護しているという個別保護要件があり、この個別保護要件のためになかなか救済が得られないということがあります。特に消費者の利益、あるいは環境的な利益、あるいは文化的な利益、そうしたものについてはなかなか原告適格が認められない。そうすると、この不服申立ての適格も認められないという同じ問題が出てまいります。

この問題についての一つの解決策としては、先ほど御質問の中にもありましたような団体争訟制度です、これを消費者保護の分野とかあるいは環境保護の分野で導入していくことが非常に重要な課題であるというふうに考えております。

度ですね、これを消費者保護の分野とかあるいは環境保護の分野で導入していくことが非常に重要な課題であるというふうに考えております。

○又市征治君 どうもありがとうございます。それじゃ、斎藤先生に次にお伺いをいたしますが、事前に読ませていただいた資料では、今回の改正案は、国民救済拡充の一步と位置付けられる一方、他方では日弁連の主張と比較すると極めて初歩的な改善にすぎないという御評価をされているようですけれども、先ほど出ましたが、日弁連は二〇〇七年五月に行政活動は正請求法案(仮称)を発表されておるのが基本なんだろうと思うんですけれども、この日弁連の案と今回の改正案との大きな違いの点、これを幾らか御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(斎藤浩君) 先ほどの宇賀先生への質問へのあれも含めてちょっと申し上げたいのは、先生方の対案と申しますか、そういうものについてものももちろん勉強させていただいてまいりました。それで、前政権時代にも案が出てまいりましたときに、日弁連はそれにも賛成しております。もちろん二十年法案にも賛成しております。全て、全部、今の現行法よりも前進であることは間違いないから賛成するわけでありまして、今度は現政権案になって出てきたものと前の政権案のときと比べてどつちがいいかということをもろろん問われるわけですね。

別にどつちがいいかと言わなくても日弁連はいわいで、今の現政権案の本法案に賛成だと言えぱいいんですけど、議論をいたしまして、今先生がおっしゃった審理官制度についても、非常に優れたよく考えられた案でございますけれども、遺憾ながら審査会が付いていないというのは、やはり二重のチェックというのを、現政権案は二重のチェックでやろうとしているのについて、あえて重整備だと言うんですね、中心的、理論的支柱の先生は、重整備と違うでしょう、そんなものは審理員と審査会制度が重整備だったら、日弁連案

はもちろんそうですし、アメリカや韓国のは何ですかと、こう言いたいということでもありますので、審理官制度よりも今の二重チェックの方が私はいと考えております。

それで、今の御質問については、世界を巡って考えた重々整備案から比べまして、本件のこの二重チェック制度については、現行制度よりもはるかに優れていますけれどもまだまだ足りないところがある、今日意見陳述で申し上げた最も足りない点は、審理する者、判断する者の二重の構えのそれぞれがまだ不十分であるという点に尽きると思います。

○又市征治君 一番初めのやつは、話は大体お聞きするまでもなかったですから、私の方はこれで終わります。

○主濱了君 生活の党の主張であります。

お二人の参考人には、貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。早速質問に入ります。

まず、審理員について伺いたいわけですが、宇賀参考人にまず伺いたいと思います。

第九条の第一項に規定しております処分に関与しない職員というのは、要するに、単に当該事案を担当していなければよいのか。あるいは過去に類似の事件をたまたま担当していた、要するに方向性がもう決まっていると、そういう方をどうするんだと、こういうふうなことも考えなければいけないので、過去において類似の事案を担当していないことを要件とするのかと、こういうふうなちよつと疑問を感じております。

公正な審理確保の観点から、この度の改正案の妥当な解釈としてどの辺がいいのだろうか、この辺をお聞かせいただきたいと思っています。

○参考人(宇賀克也君) ただいまの御質問につきまして、この法案の中で九条の審理員の除斥事由に関しましては、まさに当該処分というふうに書いてありますので、そこで問題になっている具体的な処分、これに関与したか、あるいは関与するかという、そういうことというふうに解釈されますけれども、確かにその事案には関与していな

いけれども過去に類似の事案に関与して、そこで一定の例えば予断を持っているかという方を審理員として指名していいのかという、そういう御懸念だろうというふうに理解いたしました。

そのような方を指名することは、現行法上、この法案では違法にはならないと思うんですけれども、しかし、やはり運用としてできる限り避けていくべきだろうというふうには考えます。

○主濱了君 公正性の確保という観点からは本当に様々なことが、過去に担当されている方が今回の事案については担当していないんだ、そこでやるということについてはいささかちよつと疑問を感じるものですから伺いました次第であります。

次は、同様に宇賀参考人に伺いたいんですが、審理員の養成をいかにすべきかと。これは、各委員の皆様、随分出ておりました。中央省庁はもちろんのことですけれども、特に地方公共団体におけるその審理員の養成をどう進めたらいいかと、こういうことであります。

御存じのとおり、地方公共団体は行革でぎりぎりまで人員を削減をしているんですよ。この中で法改正に伴って地方は対応しなければいけないと、こういう状況にあります。地方の行政機関がそれぞれ審理員を養成する何かいい方法がないのかと、こういうことなんです。

本来、これは総務省に考えてもらうべきことなんですけれども、この辺、いいアドバイスがあればお聞かせをいただきたいと思っています。

○参考人(宇賀克也君) 大変重要な点だと思っています。

一つは、地方公共団体におきましても行政手続法が適用される部分とそれから行政手続条例が適用される部分がございますけれども、そこで聴聞主宰者という制度がございます。これは事前手続ですけれども、地方で大体総務系の方がされていることが多いようですけれども、そうした聴聞主宰者としての経験を積まれた方というのがこうした審理員としても同じようなノウハウというものが

が必要になってくると思いますので、そうした方を活用しつつ研修を進めていくということが適切ではないかなと考えております。

○主濱了君 次に、斎藤参考人にお伺いをいたしたいと思っています。

今度は、不服申立てに関する救済率についてであります。これも石井委員始めずっと皆さん聞いてこられたわけですが、斎藤参考人は、日本の行政不服審査請求の救済率がアメリカとか、それから韓国であるとか、あるいは台湾と比べて低いという御認識があられると、こういうふうに認識をいたしました。

私は、様々な処分の申請に対して、法令の遵守はもちろんのことであります、法令の遵守はもちろんのことなんです、様々な事情も十分考慮した上で、妥当な処分を目指してずっと処分をしてきているものと考えているわけなんです。

総務省によりまして、不服審査法に基づく不服申立ての処理内容、これ容認率という格好で出しておりますけれども一〇・六％と、こういうふうなことです。地方においては二・八％、非常に低いということでもあります。

この辺の、日本の容認率と諸外国の救済率について御所見があれば再度伺いをいたしたいなと、こういうふうに思います。

○参考人(斎藤浩君) 私の意見を、例えば救済率が高まるということは、行政が誤るか不当な処分をしているからなので、そういうことがない方がいいじゃないかというふうに取り敢えず、それはアメリカも韓国も、日本の行政官庁の公務員と比べて、日本の公務員は非常に優秀で全体を見回して妥当な処分をしておるのであるから低くて当たり前だと取る、両方の考えがあろうと思っています。

私は、どうこうする、どういうことを申し上げる能力はございませんけれども、それぞれの国でそれぞれが努力をして、日本の公務員の方々が本当に日々努力しておられることは私も本当によく存じ上げております。その中で、一〇・幾らとか二・幾らなどということはやはり余りにも低い

と。何と比べているかというと、あの裁判所でさえ十数％、平均が、これもまた全世界から比べたら低い低いですなというのでありますが、裁判所より低いなんてことは普通ちよつとあり得ないんじゃないかと。

衆議院の質問の中で面白かったのは、ある先生が、こういう事例について裁判所では救済されているけど、それは行政不服審査の中ではどうだったんだねと聞かれたら、全部棄却されておりますと答えておられます。ということは、何だったんでしようかということになるので、私はやつぱりもうちよつと救済率を上げた方が、それ誤っているよ、不当だよと言われたことによって、行政は適法化、適正化するんですね、今後の行政が。私どもは、原告だとか不服審査申立人の救済の率ばかり言っているんじゃないくて、行政の適法化、適正化のためにも救済率はもつと上げた方がいいと私は考えております。

○主濱了君 最後の質問になります。

斎藤参考人にお伺いしたいと思います。行政救済というのは、処分の諾否、処分が間違っていたとか何とか、その救済だけではないというふうに思われます。経済的なものも含めて幅広くその救済システムが機能するべきであらうというふうに思っております。

処分関係について救済された事案について、仮に経済的な不利益が生じていた場合、併せて経済的な不利益が生じていた場合、その回復はなされるべきであらうと思いますが、どう図られるべきなのか、もしその辺、お考えがあればお伺いをいたしたいなと思っています。

○参考人(斎藤浩君) それは法律の行政不服審査の裁決の効果のところが問題と今今の御質問は考えられますし、裁決が出たらそれに従って行政はやり直すということでもありますから、当然だと。私がやった事例では、奈良県の大きなゴルフ場で、二つの自治体にまたがっております、一方の方の固定資産税がえらい上がりまして、片一方の方はそのまま。随分上がったものだから不

服申立てをして、そのことを知らなかったのかどうか、隣の自治体は、分からないんですけど、ちゃんと申し上げたら、それはそうですねということで、妥当なところで折り合って、ゴルフ場、非常にうまく経営できるような状態にしていたんだということがありますから、法律の問題の効果の問題と、それからやっぱりそれを、裁決なりを得たときの自治体の職員の柔軟性といいますか、あるいは裁決に至るまでにもう既にそういうことを柔軟に是正していくというような能力の問題がこの法案では試されると思います。

○主濱了君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(山本香苗君) 参考人に対する質疑はこの程度といたします。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、本当にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心より厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政不服審査法案

一、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、行政手続法の一部を改正する法律案

行政不服審査法案

〔本号(その二)に掲載〕

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

行政手続法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕





平成二十六年六月二十三日印刷

平成二十六年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P



第百八十六回国 参議院 総務委員会 會議録第二十四号(その二)

〔本号(その二)参照〕

(小字は衆議院修正)

行政不服審査法案

行政不服審査法

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人(第九条—第十七条)

第二節 審査請求の手續(第十八条—第二十七條)

第三節 審理手續(第二十八条—第四十二条)

第四節 行政不服審査会等への諮問(第四十三條)

第五節 裁決(第四十四条—第五十三條)

第三章 再調査の請求(第五十四条—第六十一条)

第四章 再審査請求(第六十二条—第六十六条)

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第一款 設置及び組織(第六十七条—第七十三條)

第二款 審査会の調査審議の手續(第七十四條—第七十九条)

第三款 雜則(第八十条)

第二節 地方公共団体に置かれる機関(第八十一条)

第六章 補則(第八十二条—第八十七条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

(目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民が簡易迅速かつ公正な手續の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるとの制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に關する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(審査請求をすべき行政庁)

第四条 審査請求は、法律(条例)に基づく処分に對しては、(条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に對してするものとする。

一 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。))又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。))をいう。以下同じ。に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項

若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

二 宮内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合(前二号に掲げる場合を除く。)) 当該主任の大臣

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

第五条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に對して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分不服がある者は、処分庁に對して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該処分につき再調査の請求をした日(第六十一条において読み替へて準用する第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

(再審査請求)

第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2 再審査請求は、原裁決(再審査請求をすることができない処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。))又は当該処分(以下「原裁決等」という。)を對象として、前項の法律に定める行政庁に對してするものとする。

(適用除外)

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官會議で決すべきものとされている処分

五 当事者間の法律關係を確認し、又は形成する処分、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律關係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六 刑事事件に關する法令に基づいて檢察官、檢察事務官又は司法警察職員がする処分

七 国税又は地方税の犯則事件に關する法令(他の法令において準用する場合を含む。))に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。))がする処分及び金融商

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処

品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分

八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 この法律に基づく処分(第五章第一節第一款の規定に基づく処分を除く。)

2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

(特別の不服申立ての制度)

第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

## 第二章 審査請求

### 第一節 審査庁及び審理関係人

#### (審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。は、審査庁に所属する職員第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三十二条に規定する委員会

二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員(第二項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。))に掲げる者以外の者に限る。に、前項において読み替へて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替へて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替へて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替へて適用する第三十六条の規定による第二十八條に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替へて適用する第三十七條第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(法人でない社団又は財団の審査請求)

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができ。

第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することとができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によつてすることができ。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

(参加人)

第十三条 利害関係人(審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができ。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができ。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者(以下「参加人」という。のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなつた行政庁に引き継がなければならぬ。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査

請求人及び参加人に通知しなければならない。  
(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人その他の社團若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社團若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社團若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならぬ。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社團若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社團若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。  
(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁

となるべき行政庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(審理員となるべき者の名簿)

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

## 第二節 審査請求の手続

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の計算に

ついては、送付に要した日数は、算入しない。  
(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律・条例に基づく処分については、(条例)に口頭ですることができ、その旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査請求に係る処分の内容

三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定があつたことを知つた年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社團若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由  
(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。  
(処分庁等を経由する審査請求)

第二十一条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九條第一項及び第五十五條において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があつたものとみなす。  
(誤つた教示をした場合の救済)

第二十二条 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁

となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができ旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書(第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。)又は再調査の請求録取書(第六十一条において準用する第二十条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4 再調査の請求をすることができ旨を処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができ旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十一条において読み替えて準用する第十三条第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

(審査請求書の補正)  
第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反

する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないとする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決して、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復

の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をしようかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

(審査請求の取下げ)

第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面で行なければならない。

第三節 審理手続

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等(以下「審理関係人」という。)並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区

分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書

処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書

処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合に、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書  
二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があつたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(反論書等の提出)

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたとときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。)を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした

者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に係らない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）  
第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分庁等は、当該処分理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（物件の提出要求）  
第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

（検証）  
第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

（審理関係人への質問）  
第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

（審理手続の計画的遂行）  
第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知

するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）  
第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができる。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があるとき、政令で定めるところにより、前項の手料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区

並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

（審理手続の併合又は分離）  
第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）  
第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）  
第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたとき、前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を作成しなければならぬ。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節 行政不服審査会等への諮問

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会)である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合  
二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例)に基づく処分については、条例に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公

共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができ旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合  
三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によつて、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分(全部)を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

を除く。)

2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理員(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人)に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

第五節 裁決

(裁決の時期)

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することとすることができる。この場合には、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分(事実上の行為を除く。以下こ

の条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分(全部若しくは一部)を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をするこ

3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要であると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要であると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。

ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更



すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

(不利益変更の禁止)

第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に關し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に關し、他の法令に關係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審理關係人の主張の要旨
- 四 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。)

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができ旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう。)を記載して、これらを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつてする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合

には、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第五十二条 裁決は、關係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害關係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第三章 再調査の請求  
(再調査の請求期間)

第五十四条 再調査の請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再調査の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(誤つた教示をした場合の救済)

第五十五条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて再調査の請求をすることができ旨を教示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

(再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合)

第五十六条 第五十二条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分(事実上の行為を除く。)を取り消す旨の第六十条第一項の決定書の謄本を發している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求(処分(事実上の行為を除く。))の一部を取り消す旨の第五十九条第一項の決定がなされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合



にあつては、その部分に限る。)が取り下げられたものとみなす。

(三月後の教示)

第五十七条 処分庁は、再調査の請求がされた日(第六十一条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

(再調査の請求の却下又は棄却の決定)

第五十八条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

(再調査の請求の認容の決定)

第五十九条 処分(事実上の行為を除く。)についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

2 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

(決定の方式)

第六十条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

2 処分庁は、前項の決定書(再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。)に、再調査の請求に係る処分

につき審査請求をすることができる旨(却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨)並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十一条 第九条第四項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条(第三項を除く。)、第二十六条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条(第二項を除く。)、第三十九条、第五十一条及び第五十三条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四章 再審査請求

(再審査請求期間)

第六十二条 再審査請求は、原裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁判があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(裁判書の送付)

第六十三条 第六十六条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審理員又は第六十六条第一項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である再審査庁(他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁第六十六条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。)をいう。以下同じ。は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁判書の送付を求める

ものとする。

(再審査請求の却下又は棄却の裁決)

第六十四条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

3 再審査請求に係る原裁判(審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。)が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁判等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁判等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁判等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(再審査請求の認容の裁決)  
第六十五条 原裁判等(事実上の行為を除く。)についての再審査請求が理由がある場合(前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、再審査庁は、裁決で、当該原裁判等の全部又は一部を取り消す。

2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

(審査請求に関する規定の準用)  
第六十六条 第二章(第九条第三項、第十八条(第

三項を除く。)、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十二條、第二十五条第二項、第二十九条(第一項を除く。)、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 再審査庁が前項において準用する第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

第一章 行政不服審査会等

第一節 設置及び組織

(設置)  
第六十七条 総務省に、行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第六十八条 審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第六十九条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>7 総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。</p> <p>8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>10 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>11 委員の給与は、別に法律で定める。</p> <p>(会長)</p> <p>第七十条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第七十一条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の</p> | <p>事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(合議体)</p> <p>第七十二条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第七十三条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。</p> <p>第二款 審査会の調査審議の手続</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁(以下この款において「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてい事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(主張書面等の提出)</p> | <p>第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの(の閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。</p> <p>5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手料を減額し、又は免除することができる。</p> | <p>(答申書の送付等)</p> <p>第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第三款 雑則</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第八十条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第二節 地方公共団体に置かれる機関</p> <p>第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。</p> <p>3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約)で定める。</p> <p>第六章 補則</p> <p>(不服申立てをすべき行政庁等の教示)</p> <p>第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。

(教示をしなかった場合の不服申立て)  
第八十三条 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2 第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の不服申立書について準用する。

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

(情報の提供)  
第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再

審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

(公表)  
第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

(政令への委任)  
第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)  
第八十七条 第六十九条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)  
第二条 第六十九条第一項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(経過措置)  
第三条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第六十九条第四項本文の規定にかかわらず、九人のうち、三人は二年、六人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第九条関係)

| 第十一条第二項      |  | 第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)                      | 審査庁                                               |
|--------------|--|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第十三条第一項及び第二項 |  | 審理員                                                  | 審査庁                                               |
| 第二十五条第七項     |  | 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき | 執行停止の申立てがあつたとき                                    |
| 第二十八条        |  | 審理員                                                  | 審査庁                                               |
| 第二十九条第一項     |  | 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに                               | 審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに |
| 第二十九条第二項     |  | 審理員は                                                 | 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては                         |
| 第二十九条第五項     |  | 提出を求める                                               | 提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する         |
| 第三十条第一項及び第二項 |  | 審理員は                                                 | 審査庁は、第二項の規定により                                    |
| 第三十条第三項      |  | 提出があつたとき                                             | 提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき                             |
| 第三十条第三項      |  | 審理員                                                  | 審査庁                                               |
| 第三十条第三項      |  | 参加人及び処分庁等                                            | 審査庁                                               |
| 第三十条第三項      |  | 参加人及び処分庁等                                            | 参加人及び処分庁等                                         |

|                                                                                    |                                                                                                                                                    |                                                               |                                       |  |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 第三十一条第一項                                                                           | 審査請求人及び処分庁等                                                                                                                                        |                                                               | 審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人) |  |
|                                                                                    | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
|                                                                                    | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
|                                                                                    | 審理関係人                                                                                                                                              | 審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。) |                                       |  |
| 第三十一条第二項                                                                           | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
|                                                                                    | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
| 第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項 | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
|                                                                                    | 審理員                                                                                                                                                |                                                               | 審査庁                                   |  |
| 第四十一条第三項                                                                           | 審理員が                                                                                                                                               |                                                               | 審査庁が                                  |  |
|                                                                                    | 終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする |                                                               | 終結した旨を通知するものとする                       |  |
| 第四十四条                                                                              | 行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)               |                                                               | 審理手続を終結したとき                           |  |

別表第二(第六十一条関係)

|            |                                                                                                                                                                                 |                                                                      |                        |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 第五十条第一項第四号 |                                                                                                                                                                                 | 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。) | 理由                     |
| 第九条第四項     | 前項に規定する場合において、審査庁                                                                                                                                                               |                                                                      | 処分庁                    |
|            | (第二項各号(第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。)に掲げる者以外の者に限る。)に、前項において読み替へて適用する                                                                                                             |                                                                      | に、第六十一条において読み替へて準用する   |
| 第十三条第四項    | 若しくは第十三条第四項                                                                                                                                                                     |                                                                      | 又は第六十一条において準用する第十三条第四項 |
|            | 聴かせ、前項において読み替へて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替へて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替へて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替へて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる |                                                                      | 聴かせる                   |
| 第十一条第二項    | 第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)                                                                                                                                                 |                                                                      | 処分庁                    |
| 第十三条第一項    | 処分又は不作為に係る処分                                                                                                                                                                    |                                                                      | 処分                     |
| 第十三条第二項    | 審理員                                                                                                                                                                             |                                                                      | 処分庁                    |
|            | 審理員                                                                                                                                                                             |                                                                      | 処分庁                    |

|                 |                                                                                     |                                                      |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第十四条            | 第十九条に規定する審査請求書                                                                      | 第六十一条において読み替えて準用する第十九条に規定する再調査の請求書                   |
| 第十六条            | 第二十一条第二項に規定する審査請求録取書<br>第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁」となるべき行政庁」という。)      | 第二十二條第三項に規定する再調査の請求録取書<br>再調査の請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁 |
| 第十八条第三項         | 当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。) | 当該行政庁                                                |
| 第十九条の見出し及び同条第一項 | 次条に規定する審査請求書<br>前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)                                          | 第六十一条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書<br>第五十四條に規定する期間     |
| 第十九条第二項         | 審査請求書<br>処分についての審査請求書<br>処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)                       | 再調査の請求書<br>再調査の請求書<br>処分                             |
| 第十九条第四項         | 審査請求書<br>第二項各号又は前項各号<br>処分についての審査請求書                                                | 再調査の請求書<br>第二項各号<br>再調査の請求書                          |
| 第十九条第五項         | 審査請求期間<br>前条第一項ただし書又は第二項ただし書                                                        | 第五十四條に規定する期間<br>同条第一項ただし書又は第二項ただし書                   |

  

|                |                                                      |                                  |
|----------------|------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第二十条           | 前条第二項から第五項まで                                         | 第六十一条において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項 |
| 第二十三条(見出しを含む。) | 審査請求書                                                | 再調査の請求書                          |
| 第二十四条第一項       | 次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五條第一項又は第四十九條第一項                  | 審理手続を経ないで、第五十八條第一項               |
| 第二十五条第二項       | 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁                                 | 処分庁                              |
| 第二十五条第四項       | 前二項                                                  | 第二項                              |
| 第二十五条第六項       | 第二項から第四項まで                                           | 第二項及び第四項                         |
| 第二十五条第七項       | 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき | 執行停止の申立てがあつたとき                   |
| 第三十一条第一項       | 審理員<br>この条及び第四十一條第二項第二号                              | 処分庁<br>この条                       |
| 第三十一条第二項       | 審理員<br>全ての審理関係人                                      | 処分庁<br>再調査の請求人及び参加人              |
| 第三十一条第三項及び第四項  | 審理員                                                  | 処分庁                              |
| 第三十二条第三項       | 前二項                                                  | 第一項                              |
| 第三十九条          | 審理員                                                  | 処分庁                              |
| 第五十一条第一項       | 第四十六條第一項及び第四十七條                                      | 第五十九條第一項及び第二項                    |
| 第五十一条第四項       | 参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)                            | 参加人                              |

|       |                                                                                 |                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 第五十三条 | 第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件 | 第六十一条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された証拠書類又は証拠物 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

別表第三(第六十六条関係)

|           |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第九条第二項第一号 | <p>第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)</p> <p>この節</p> <p>処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)</p> <p>若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条</p> <p>審査請求に係る処分若しくは</p> | <p>第六十三条に規定する再審査庁(以下この章において「再審査庁」という。)</p> <p>この節及び第六十三条</p> <p>裁判庁等(原裁判をした行政庁(以下この章において「裁判庁」という。又は処分庁をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条</p> <p>原裁判に係る審査請求に係る処分、</p> <p>又は原裁判に関与した者</p> |
| 第九条第四項    | <p>前項に規定する場合において、審査庁</p> <p>前項において</p> <p>適用する</p> <p>第十三条第四項</p> <p>第二十八条</p>                                                                                                       | <p>第一項各号に掲げる機関である再審査庁(以下「委員会等である再審査庁」という。)</p> <p>第六十六条第一項において準用する</p> <p>第六十六条第一項において準用する第十三条第四項</p> <p>同項において読み替えて準用する第二十八条</p>                                                                          |

|                  |                                                                                                            |                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十三条第二項          | <p>審査員</p> <p>審査員又は委員会等である再審査庁</p>                                                                         | <p>第九条第一項の規定により指名された者(以下「審査員」という。)</p> <p>第六十六条第一項において読み替えて準用する第九条第一項の規定により指名された者(以下「審査員」という。又は委員会等である再審査庁</p> |
| 第十四条             | <p>第十九条に規定する審査請求書</p> <p>第二十一条第二項に規定する審査請求録取書</p>                                                          | <p>第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条に規定する再審査請求書</p> <p>同項において読み替えて準用する第二十一条第二項に規定する再審査請求録取書</p> <p>原裁判に係る審査請求の</p>     |
| 第十五条第一項、第二項及び第六項 | <p>審査請求の</p>                                                                                               | <p>他法律</p>                                                                                                     |
| 第十六条             | <p>第四条又は他の法律若しくは条例</p> <p>例</p> <p>関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)</p> | <p>当該再審査請求の対象となるべき裁判又は処分の権限を有する行政庁</p>                                                                         |
| 第十七条             | <p>関係処分庁</p>                                                                                               | <p>当該再審査請求の対象となるべき裁判又は処分の権限を有する行政庁</p>                                                                         |
| 第十八条第三項          | <p>次条に規定する審査請求書</p>                                                                                        | <p>第六十六条第一項において読み替えて準用する次条に規定する再審査請求書</p>                                                                      |

|                 |                                             |                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
|                 | 前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)                  | 第五十条第三項に規定する再審査請求期間(以下この章において「再審査請求期間」という。) |
| 第十九条の見出し及び同条第一項 | 審査請求書                                       | 再審査請求書                                      |
| 第十九条第二項         | 処分についての審査請求書                                | 再審査請求書                                      |
|                 | 処分の内容                                       | 原裁判等の内容                                     |
|                 | 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定) | 原裁判                                         |
|                 | 処分庁                                         | 裁判庁                                         |
| 第十九条第四項         | 審査請求書                                       | 再審査請求書                                      |
|                 | 第二項各号又は前項各号                                 | 第二項各号                                       |
| 第十九条第五項         | 処分についての審査請求書                                | 再審査請求書                                      |
|                 | 審査請求期間                                      | 再審査請求期間                                     |
|                 | 前条第一項ただし書又は第二項ただし書                          | 第六十二条第一項ただし書又は第二項ただし書                       |
| 第二十条            | 前条第二項から第五項まで                                | 第六十六条第一項において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項         |
|                 | 処分庁等                                        | 処分庁又は裁判庁                                    |
| 第二十一条の見出し       | 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等        | 再審査請求は、処分庁又は裁判庁                             |
| 第二十一条第一項        | 処分庁等                                        | 再審査請求は、処分庁又は裁判庁                             |
|                 | 審査請求書                                       | 再審査請求書                                      |
|                 | 第十九条第二項から第五項まで                              | 第六十六条第一項において読み替えて準用する第十九条第二項、第四項及び第五項       |

|                |                                                               |                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第二十一条第二項       | 処分庁等                                                          | 処分庁又は裁判庁                                                |
|                | 審査請求書又は審査請求録取書(前条後段)                                          | 再審査請求書又は再審査請求録取書(第六十六条第一項において準用する前条後段)                  |
|                | 第二十九条第一項及び第五十五条                                               | 第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十九条第一項                           |
| 第二十一条第三項       | 審査請求期間                                                        | 再審査請求期間                                                 |
|                | 処分庁に                                                          | 処分庁若しくは裁判庁に                                             |
|                | 審査請求書                                                         | 再審査請求書                                                  |
|                | 処分についての審査請求                                                   | 再審査請求                                                   |
| 第二十三条(見出しを含む。) | 審査請求書                                                         | 再審査請求書                                                  |
| 第二十四条第一項       | 審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項                                  | 審理手続(第六十三条に規定する手続を含む。)を経ないで、第六十四条第一項                    |
| 第二十五条第一項       | 処分                                                            | 原裁判等                                                    |
| 第二十五条第三項       | 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁                                     | 再審査庁                                                    |
|                | 処分庁の意見                                                        | 裁判庁等の意見                                                 |
|                | 執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることができない | 原裁判等の効力、原裁判等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止(以下「執行停止」という。)をすることができる |
| 第二十五条第四項       | 前二項                                                           | 前項                                                      |
|                | 処分                                                            | 原裁判等                                                    |
| 第二十五条第六項       | 第二項から第四項まで                                                    | 第三項及び第四項                                                |
|                | 処分                                                            | 原裁判等                                                    |
| 第二十五条第七項       | 第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき                                | 第六十六条第一項において準用する第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出さ              |



|                          |                                                               |                                                                                                                               |                                                 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第二十八条                    | 処分庁等                                                          | 裁決庁等                                                                                                                          | れたとき(再審査庁が委員会等である再審査庁である場合にあっては、執行停止の申立てがあったとき) |
|                          | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |
| 第二十九条第一項                 | 審理員は                                                          | 審理員又は委員会等である再審査庁は、審理員にあっては                                                                                                    |                                                 |
|                          | 審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならぬ。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない | 委員会等である再審査庁にあっては、再審査請求がされたときは第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、速やかに、それぞれ、再審査請求書又は再審査請求録取書の写しを裁決庁等に送付しなければならない |                                                 |
| 第三十条の見出し                 | 反論書等                                                          | 意見書                                                                                                                           |                                                 |
| 第三十条第二項                  | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |
| 第三十条第三項                  | 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に                        | 審理員又は委員会等である再審査庁は                                                                                                             |                                                 |
| 第三十一条第一項から第四項まで          | 審理員                                                           | これらを再審査請求人及び裁決庁等に                                                                                                             |                                                 |
|                          | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |
| 第三十一条第五項                 | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |
|                          | 処分庁等                                                          | 裁決庁等                                                                                                                          |                                                 |
| 第三十二条第二項                 | 処分庁等は、当該処分                                                    | 裁決庁等は、当該原裁決等                                                                                                                  |                                                 |
| 第三十二条第三項及び第三十三条から第三十七条まで | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |
|                          | 審理員                                                           | 審理員又は委員会等である再審査庁                                                                                                              |                                                 |

|                                    |                                                                                                                                      |                                              |  |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--|
| 第三十八条第一項                           | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
|                                    | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
| 第三十八条第二項、第三項及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項 | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
|                                    | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
| 第四十一条第二項                           | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
|                                    | 審理員                                                                                                                                  | 審理員又は委員会等である再審査庁                             |  |
| 第四十一条第三項                           | イからホまで                                                                                                                               | ハからホまで                                       |  |
|                                    | 審理員が                                                                                                                                 | 審理員又は委員会等である再審査庁が                            |  |
| 第四十四条                              | 審理手続を終結した旨並びに次条第一項                                                                                                                   | 審理手続を終結した旨並びに第六十六条第一項において準用する次条第一項           |  |
|                                    | 審査請求書、弁明書                                                                                                                            | 再審査請求書、原裁決に係る裁決書                             |  |
| 第四十四条                              | 同条第二項及び第四十三条第二項                                                                                                                      | 第六十六条第一項において準用する次条第二項                        |  |
|                                    | を通知する                                                                                                                                | を、委員会等である再審査庁にあっては審理手続を終結した旨を、それぞれ通知する       |  |
| 第四十四条                              | 当該予定時期                                                                                                                               | 審理員が当該予定時期                                   |  |
|                                    | 行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき) | 審理員意見書が提出されたとき(委員会等である再審査庁にあっては、審理手続を終結したとき) |  |

|            |                                                  |                                                           |
|------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第五十条第一項第四号 | 第一号の注文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には | 再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合において、第一号の注文が審理員意見書と異なる内容であるときは |
| 第五十条第二項    | 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合                | 再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合                               |
| 第五十一条第一項   | 処分                                               | 原裁判等                                                      |
| 第五十一条第四項   | 第四十六条第一項及び第四十七条及び処分等(審査庁以外の処分等に限る。)              | 第六十五条<br>並びに処分庁及び裁判庁(処分庁以外の裁判庁に限る。)                       |
| 第五十二条第二項   | 申請を棄却した処分                                        | 申請若しくは審査請求を棄却した原裁判等                                       |
|            | 処分庁                                              | 裁判庁等                                                      |
|            | 申請に対する処分                                         | 申請に対する処分又は審査請求に対する裁判                                      |
| 第五十二条第三項   | 処分が                                              | 原裁判等が                                                     |
|            | 処分庁                                              | 裁判庁等                                                      |
| 第五十二条第四項   | 処分の                                              | 原裁判等の                                                     |
|            | 処分が                                              | 原裁判等が                                                     |
|            | 処分庁                                              | 裁判庁等                                                      |

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

|                     |
|---------------------|
| 第一章 会計検査院関係(第一条)    |
| 第二章 内閣官房関係(第二条―第六条) |
| 第三章 内閣府関係           |

|                          |
|--------------------------|
| 第一節 本府関係(第七條―第十二條)       |
| 第二節 公正取引委員会関係(第十三條)      |
| 第三節 国家公安委員会関係(第十四條―第十九條) |
| 第四節 金融庁関係(第二十條―第二十七條)    |
| 第五節 消費者庁関係(第二十八條―第三十二條)  |
| 第四章 総務省関係(第三十三條―第六十八條)   |

条

第五章 法務省関係(第六十九條―第九十條)

第六章 外務省関係(第九十一條)

第七章 財務省関係(第九十二條―第百四條)

第八章 文部科学省関係(第百五條―第百十六條)

第九章 厚生労働省関係(第百十七條―第百八十五條)

第十章 農林水産省関係(第百八十六條―第二百一十一條)

第十一章 経済産業省関係(第二百一十二條―第二百六十二條)

第十二章 国土交通省関係(第二百六十三條―第三百二十九條)

第十三章 環境省関係(第三百三十條―第三百三十三條)

第十四章 防衛省関係(第三百三十四條―第三百四十二條)

附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第十八條」を「第十九條第一項」に、「第四十二條」を「第四十三條第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二章 内閣官房関係

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

第十三条 第百三条第五項の審査請求に対する裁決

改める。

第十七条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十一条第一項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に改める。

第八十九條第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることのできる期間」に改める。

第九十條の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第二章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。

第九十條の二の見出しを「(審査請求期間)」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「六十日」を「三月」に改める。

第九十一条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第九十二条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第百三条第五項中「六十日」を「三月」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「第五項の異議申立て」を「第五項の審査請求」に、「異議申立てについて」を「同項の審査請求について」に、「決定せられた」を「裁決された」に改める。

第百六条の三第五項及び第百六条の四第八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百八条の三第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十一号の次に次の一号を加える。  
三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員

別表第一官職名の欄中「地方財政審議会委員」を「地方財政審議会委員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第四条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の六第六項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正)  
第五条 公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「異議申立て」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)  
第六条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五号」を「行政不服審査法平成二十六年法律第三号」第十八条第一項本文に改める。

第三章 内閣府関係  
第一節 本府関係  
(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正)  
第七条 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一号中「第十八条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三号中「第四十二

第一条第五十八号の次に次の一号を加える。  
五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員

「地方財政審議会委員」に改める。

条を「第四十三条第一項」に改め、同条第四号中「第四十二号第二項」を「第四十三号第一項」に改める。

第六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条第一項第一号中「第十八条」を「第十九条第一項」に改め、同項第二号中「第十八条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同項第三号中「第四十二号」を「第四十三号第一項」に改め、同項第四号中「第四十二号第二項」を「第四十三号第一項」に改める。

第九条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人(行政不服審査法平成二十六年法律第三号第十三条第四項に規定する参加人を含む。次条第二項及び第十六条において同じ。)」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十二条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十三条の見出しを「提出資料の写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

し、同項の次に次の一項を加える。  
3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十三条に第一項として次の一項を加える。  
審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録・電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正當な理由があるときは、この限りでない。

第十五条の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「により」を「による」に、「がした処分」を「処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十六条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正)  
第八条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項各号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十五条第三項第四号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百三十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項各号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百三十五条第二項第五号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)  
第十条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)」を付し、同条を次のように改める。  
第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。  
2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法平成二十六年法律第三号第九條、第十七條、第二十四條、第二章第三節及び第四節並びに第五十條第二項の規定は、適用しない。  
3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第

十一 一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは、「第四条の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第二十二条の見出しを削り、同条中「第十九条及び」を「第十九条第二項及び」に、「前条の」を「前条第一項の」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に、「第十九条中、前条第二項」を「第十九条第二項中、前項に」、「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項に」、「同条第二号中「開示請求者」を「同項第二号中「開示請求者」に、「同条

第三号中「開示決定等」を「同項第三号中「法人文書の開示」に、「利用請求に対する処分について」を「特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等)をいう。以下同じ。の利用について」に、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等」を「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を」に改め、「同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」とを削り、「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に改める。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十条中「(厚生労働大臣による処分を除く。及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削る。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条 削除

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十二条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第七項を次のように改める。

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十條)第二章第三節(第二十九條、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條、第四十條、第四十一條第三項及び第四十二條を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

第二十四條第六項を次のように改める。

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九條、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條、第四十條、第四十一條第三項及び第四十二條を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

第二節 公正取引委員会関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七十條の十二中「公正取引委員会がした」を「公正取引委員会の」に、「よつて審査官がした」を「よる審査官の」に、「よつて指定職員がした」を「よる指定職員の」に改め、「含む。」の下に「又はその不作為を加え、行政不服審査法昭和三十三年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十八條中「基づいて」を「よる」に、「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三節 国家公安委員会関係

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第十四條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十五條 道路交通法(昭和三十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一百十三條の三の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部改正)

第十六條 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二中「第二百五十五條の二」を「第二百五十五條の二第一項の」に、「第二百五十五條の二第一項第一号」に改め、「又は不作為」を削る。

第二十一條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十七條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出しを「(審査請求等)」に改める。

第三十八條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十八條 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第八項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十九条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二百五十五条の二」を「第二百五十五条の二第一項の二」に、「第二百五十五条の二第一号」を「第二百五十五条の二第一項第一号」に改め、「又は不作為」を削る。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 第四節 金融庁関係

(金融商品取引法の一部改正)

第二十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十七条」を「第二百二十六条」に改める。

第六十四条の九中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

第五十二条第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十五条の二十一の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「よつてした」を「より行う」に、「よつて審判官がした」を「より審判官が行う」に改め、「含む」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十五条の見出しを「(委員会に対する審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二百二十七条を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第二十一条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「なら」を「何ら」に改め、「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第二十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の十の十二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第三十四条の十の十四第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の十六の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「よつてした」を「より行う」に、「よつて審判官がした」を「より審判官が行う」に改め、「含む」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十九条の四の次に次の一条を加える。

(審査会に対する審査請求)

第四十九条の四の二 審査会が前条第二項若しくは第三項の規定により行う報告若しくは資料

の提出の命令又は公認会計士試験の実施に関する事務に係る処分若しくはその不作為(同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された事務に係る処分又はその不作為を含む)についての審査請求は、審査会に対してのみ行うことができる。

第二十二條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十三條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の二の見出しを「(委員会の命令に対する審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第二十四條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第二十五条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十四中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第

二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十四条の三十五中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十六條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十一条の見出しを「(委員会の命令に対する審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第二十七條 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十八條第四項中「第一条ノ八」を「第一条ノ九」に改める。

第二百八十七條の見出しを「(委員会の命令に対する審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五節 消費者庁関係

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第二十八條 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第十項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

削り、同条第三項中「及び委員会」を削り、「処  
分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行  
政庁」に改め、同項を同条第一項とし、同条第  
四項中「異議申立て又は」及び「第一項に規定す

る審査請求を除く。）を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第

第二百四十条第四項第一号中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

第二百四十三條の第二十項を削り、同条第十一項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」

に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項の規定による異議申立て」を「第三項の規定による処分についての審査請求」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三

第二百四十四条の四の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項及び第二項を「審査請求」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する機関」とする。

を削り、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機  
関の最上級行政庁」に改め、同項を同条第一項  
とし、同条第四項中「異議申立て又は及び（第  
一項に規定する審査請求を除く。）」を削り、同

項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第二百四十五条第三号中、「異議申立て」を削る。

第二百五十一条第一項中「この法律の規定に

よる」を「第四百三十三條第三項、第八十條の五  
第八項及び第百八十四條第二項において準用す  
る場合を含む。」のに、「再審査請求」を「又

はこの法律の規定による」に、又は審決の申請を「若しくは審決の申請」に改め、同条第三項第六号中「第二百五十五条の五」を「第二百五

十五条の五第一項」に改め、「再審査請求」を削り、同項第七号中「第二百五十五條の五」を「第二百五十五條の五第一項」に改め、「若しく



第二百五十二条の十七の四第四項中「第二百五十五条の二の規定による」を「第二百五十五条の二第一項の」に改め、同条に次の三項を加える。

5 市町村長が第二百五十二条の十七の第二項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができ、この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

6 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。

7 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十五条の二中「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、」を削り、「処分又は不作為に不服のある者を、次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求」に、「次の各号に掲げる区分に応じを」を「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」に、「行政不服審査法による審査請求をすることができ」を「するものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当

該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

第二百五十五條の二各号中「又は不作爲」を削り、同條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

第二百五十五条の三第二項から第四項までを定める。

第二百五十五條の四中「異議申立て、」を削る。  
第二百五十五條の五中「は都道府県の事務に

「は市町村の事務に關し、を」又は「に、」の法律の規定による「を」に対して第四百四十三條第三項（第八十條の五第八項及び第八十條第二項において準用する場合を含む。）の「

に、「第二百五十五條の二の規定による審査請求を除く。」、再審査請求(第二百五十二條の四第四項の規定による再審査請求を除く。)、を「又はこの法律の規定による」に、「又は」とし、  
「は審査決の申請を若しくは審査決の申請に」、「審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審査決の申請をした者から要求があつたとき、又は必要があると認るとき」を、総務大臣又は都道府県知事に改め、「若しくは再審査請求

ただし、行政不服審査法第二十四条(第二  
百五十八条第一項において準用する場合を含

む。の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

第二百五十五條の五に次の三項を加える。

前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に關し必要な事項は、政令で定める。

第二項ただし書、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第三十五条まで並びに第三

第十八条から第四十四条まで」を「第十四条まで第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで及

ひ第五項 第二十三條から第三十八條まで、第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十條から第五十三條まで」に「次に次の一項を加える。

前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

三十五条 消防法(昭和二十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條の四中「又は異議申立て」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第百六十四條第一項本文又は第四十五條」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第六條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削る。

第十三條の二十二中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十一条の十六中「不服がある者」を「又はその不作為について」、「に對して行政不服審査法による」を、「に對し」、「に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十条第六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会は第二十一条の三第一項の規定による登録

録を受けた法人の上級行政庁とみなす。

政治資金規正法の一部改正)

二十六条 政治資金規正法 昭和二十三年法律  
第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第二十一項中「開示決定等に係る不服申立て」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作爲に係る審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「これに係る不服申立て」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作

為此に係る審査請求」に改め、同条第二十二項中「これに係る不服申立てに対する決定」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」に改める。

公職選挙法の一部改正)  
三十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百  
号)の一部を次のように改正する。





第八十五条及び第八十六条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第八十八条第一項、第九十条第三項、第九十一条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五（見出しを含む。）中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第九十三条の三の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「した処分」を「する処分又はその不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十三条の四「基き」を「に基づき」に、「決定案」を「裁決案」に改める。

第九十三条の五中「行政不服審査法第四十八条において準用する同法第三十四条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第号）（第二十五条第二項）に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十四条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第一項中「異議申立てについての決定を行う」を「審査請求についての裁決をする」に改め、同条第二項中「決定書」を「裁決書」に改め、同条第三項中「決定を」を「裁決を」に、「第四十八条において準用する同法第四十二条」を「第五十一条」に、「決定書」を「裁決書」に改める。

第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第九十七条中「異議申立てを却下する決定」を「審査請求を却下する裁決」に改める。

第九十九条の十二第五項中「行政手続法の下に（平成五年法律第八十八号）」を加え、同条第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第一百零四条の三第二項中「第八十五条から第九十九条まで」を「第七章」に、「（総合通信局長）」を「（総合通信局長）」に改め、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」とを削る。

第一百零四条の四第一項に後段として次のように加える。

第二部 総務委員会会議録第二十四号（その二）

平成二十六年六月三日 【参議院】

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第一百零四条の四第二項中「第八十五条」を「第八十三条及び第八十五条」に改め、「第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」とを削る。

（放送法の一部改正）

第三十九条 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一百零四条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「この法律の下に」又は「この法律に基づく命令」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第八條の二第一項中「本条」を「この条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）」を削る。

第十七條の四第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第十七條の六第一項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定若しくは裁決」を「裁決」に改める。

第十九條中「不服申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第号）」に改める。

第十九條の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九條の四の見出しを「（審査請求期間の特例）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一号中「三十日」を「三月」に改める。

第十九條の五（見出しを含む。）中「不服申立

て」を「審査請求」に改める。

第十九條の六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、「かえる」を「代える」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十九條の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立ては」を「審査請求は」に改め、同項ただし書中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「本条」を「この条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「すでに」を「既に」に改める。

第十九條の八中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九條の九を次のように改める。

第十九條の九 削除

第十九條の十第一項中「不服申立てが」を「審査請求が」に、「長は、その不服申立て」を「長は、その審査請求」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「行なわれるべき」を「行われるべき」に、「本号」を「この号」に、「すでに行なわれている」を「既に行われている」に改め、同項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第十九條の十二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第二十條の五の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七十一條の十四第一項及び第三項、第七十一條の三十五第二項及び第四項、第七十二條の四十六第一項及び第三項、第七十四條の二十三第一項及び第三項、第九十條第一項及び第三項、第一百零二條第一項及び第三項、第一百零四條の四十七第一項及び第三項、第二百七十八條第一項及び第三項並びに第三百二十八條の十一第一項

及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を削る。

第三百六十四條の二第六項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（第三百九十條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第三百九十九條の見出し中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第四百十七條の見出し中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第四百三十二條第一項中「後六十日」を「後三月を経過する日」に、「から六十日」を「から三月」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 行政不服審査法第十條から第十二條まで、第十五條、第十八條第一項ただし書及び第三項、第十九條第二項第三号及び第五号を除く。及び第四項並びに第二十三條の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。

この場合において、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「地方税法第四百三十二條第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会以下「審査庁」という。）」と、同法第十九條第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

第四百三十二條第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四百三十三條第三項中「対し」の下に、「相当の期間を定めて」を加え、同条第十項中「第三項の規定によつて提出させた資料又は」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11 行政不服審査法第二十四條、第二十七條、第二十九條第一項本文、第二項及び第五項、

第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条(第六項を除く)、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項(審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る)、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十条第一項(審理意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く)、第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十三条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条の規定を除く)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第一項中「審査庁」とあるのは「地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会(以下「審査庁」という。))と、次節に規定する審理手続とあるのは「同法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第二十九条第一項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十七条第一項及び第三項中「第三十一条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第三十八条第一項中「第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第三十一条第一項若しくは第二項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第四百三十三条第三項の規定によつて提出された資料」と、当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十一条第二項第一号中「第三十三条前段書類その他の物件」とあるのは「地方税法第

四百三十三条第三項 資料」と、同項第二号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第四百三十三条第二項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けるとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く))にあつては審理意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第五十三条中「第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第四百三十三条第三項の規定によつて提出された資料」と読み替へるものとする。

第四百八十三条第一項及び第三項、第五百三十六条第一項及び第三項、第六百九条第一項及び第三項、第六百八十八条第一項及び第三項、第七百一条の十二第一項及び第三項並びに第七百一条の六十一第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を削る。

第七百二条の八第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七百二十一条第一項及び第三項並びに第七百三十三条の十八第二項及び第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定」を削る。

第七百四十四条(見出しを含む)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第七百四十七条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は」を「裁決は」に、「裁決」を「決定」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第四十一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条第一項第十号及び第二項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十九条の二第二項中「左に」を「次に」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第七号)」に改める。

第三章第八節第四款の款名を次のように改める。

第四款 不利益処分に関する審査請求

第四十九条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることのできる期間」に改める。

第四十九条の二の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第二章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。

第四十九条の三の見出しを「(審査請求期間)」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「六十日」を「三月」に改める。

第五十条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第五十一条(見出しを含む)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十一条の二の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第五十三条第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第四十二条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改める。

第二十四条の二の見出しを「(審査請求の制

限)」に改め、同条中「よつてされた」を「よる」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条第一項中「六十日以内にしなければならぬ」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同項ただし書中「天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない」を「正当な」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「裁定の申請期間を」前二項に規定する期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第二十五条の二第二項第一号中「及び年齢又は名称並びに住所」を「又は名称及び住所又は居所」に改め、同項に次の一号を加える。

八 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由(同条第一項本文中又は第二項本文中に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。)

第四十八条の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「よつてされた」を「よる」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十三条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の十八中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第七号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第六条の三第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第

三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなす。

第六条の五第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の第三第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項から第十八項までを削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「同条第十項中「処分」に不服がある者は」とあるのは「処分」に不服がある者は」と、  
当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第十二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」とを削る。

第三十九条第一項中「第十九条、」を「第十九条並びに」に改め、「並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を削り、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第三十九條第一項中「第十九條、」を「第十九條並びに」に改め、「並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を削り、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 企業職員については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)の規定は、適用しない。ただし、第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の第三項の規定による処分を受けた場合は、この限りでない。

(有線電気通信法の一部改正)

第四十六条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。

第十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「総務大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」に対する決定をしようとするときはを「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「公開による意見の聴取を行わなければならない」と同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなれば」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の第三第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十

七年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による「を削り、同条第三項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 審査会は、行政不服審査法平成二十六年法律第 号(第九條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第二百二十条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第二百二十一条中「第二十七條」を「第三十四條」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の四及び第三十二条を削り、第三十一条の三を第三十二条とする。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第五十条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出しを「(審査請求期間)」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十八條の規定にかかわらず、同法第十四條第三項の規定は、適用しない」とを「第十八條第二項の規定は、適用しない」に改める。

第十五條第二項を削る。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第五十一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「その決定を」を「その裁決」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第三項中「決定」を「裁決」に、「みなして、審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第四項中「前二項」を「同項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 審査会及び支部審査会は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第九條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第五十六条の見出しを「(審査請求の前置)」に改め、同条中「又は再審査請求」を削り、「審査会」の下に「又は支部審査会」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

(公害紛争処理法の一部改正)

第五十二条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「よつてされた処分」を「よる処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第五十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第十項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七十一條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加







(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)

第六十三条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
第二十三条第一項中「第四十三條及び第四十四條」を「第四十三條第二項及び第四十四條第一項」に改め、同条第三項中「第四十二條及び」を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第四十二条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第九号、第九條、第十七條、第二十四條、第二十三條第三項及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四條(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、平成十五年法律第五十八号)第四十四條第二項の規定に基づき政令を含む。の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたと

き」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三條の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合  
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示

することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十四條の見出しを「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定を削り、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。))」に変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定を削り、同条第二項中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「第五條第二項」を「第四條」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第六十四條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。  
第二十三條第一項中「第四十三條」を「第四十三條第二項」に改め、同条第三項中「第四十二條及び」を削る。

第四章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第四十二条の見出しを「(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第九号、第九條、第十七條、第二十四條、第二十三條及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

第四十二条に次の一項を加える。

3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四條の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三條の見出しを「(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「前条第二項」を「前項」に改め、同条第一号中「異議申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人





項」に改める。

第五章 法務省関係

(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正)

第六十九条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第五百七十七条第一項から第三項までの下に」、第五項及び第六項を加える。

(供託法の一部改正)

第七十条 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四中「ヲ不当トスル」を、「ニ不服アル者又ハ供託官ノ不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ為シタル」に改める。

第一条ノ五中「供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス」を、「供託官ヲ經由シテ之ヲ為スコトヲ要ス」に改める。

第一条ノ六第一項中「供託官ハ」の下に「処分ニ付テノ」を、「理由アリ」の下に「ト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノ」を加え、「処分ヲ変更シテ」を「相当ノ処分ヲ為シテ」に改め、同条第二項中「審査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ」を「供託官ハ前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外」に、「附シ審査請求書ノ提出」を「付シ審査請求」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ハ当該意見ヲ行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十一条第二項ニ規定スル審理員ニ送付スルモノトス

第一条ノ七中「長ハ」の下に「処分ニ付テノ」を加え、「理由アリトスル」を「理由アリト認ムルトキ又ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ヲ為スベキモノト認ムル」に改め、同条に次の一項を加える。

法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ニ係ル不作為ニ係ル処分ノ申請ヲ却下スベキモノト認ムルトキハ供託官ニ当該申請ヲ却下スル処

分ヲ命ズルコトヲ要ス

第一条ノ八を次のように改める。

第一条ノ八 第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第五項中「処分等」トアルハ「審査庁」ト、「弁明書」の提出トアルハ「供託法(明治三十二年法律第十五号)第一条ノ六第二項に規定する意見の送付」ト、同法第三十条第一項中「弁明書」トアルハ「供託法第一条ノ六第二項の意見」トス

第一条ノ八の次に次の一条を加える。  
第一条ノ九 行政不服審査法第十三条、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項乃至第七項、第二十九条第一項乃至第四項、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項(審査請求ニ係ル不作為が違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除ク)乃至第五項及び第五十二条ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セス

(戸籍法の一部改正)  
第七十一条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。  
第十条の二第四項第五号中、「異議申立て」を削り、同項第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。  
第二百三十三條中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。  
第二百二十四條中「した処分」を「行つた処分又はその不作為」に改める。  
第二百二十五條を次のように改める。  
第二百二十五條 削除  
第二百二十五條 削除  
(弁護士法の一部改正)  
第七十二条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五条の三に次の一項を加える。

5 前条第一項の規定による申請に係る処分(申請者が第五条各号のいずれにも該当しないことを理由とする却下の処分を除く。)又はその不作為についての審査請求については、行政不服審査法平成二十六年法律第 号第二章第四節の規定は、適用しない。  
第十二条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削る。  
第十二条の二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。  
4 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の資格審査会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の資格審査会」と、同法第十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六十四条第二項中「六十日」を「三箇月」に改める。

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(司法書士法の一部改正)  
第七十三条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
第十七条に後段として次のように加える。  
この場合において、第十二条第三項中「第

第五十九条中「行政不服審査法による」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。  
3 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の懲戒委員会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の懲戒委員会」と、同法第十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六十四条第二項中「六十日」を「三箇月」に改める。

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(司法書士法の一部改正)  
第七十三条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
第十七条に後段として次のように加える。  
この場合において、第十二条第三項中「第

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(司法書士法の一部改正)  
第七十三条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
第十七条に後段として次のように加える。  
この場合において、第十二条第三項中「第

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(司法書士法の一部改正)  
第七十三条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
第十七条に後段として次のように加える。  
この場合において、第十二条第三項中「第

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(司法書士法の一部改正)  
第七十三条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。  
3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。  
第十七条に後段として次のように加える。  
この場合において、第十二条第三項中「第

四十六條第二項とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第七十四條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項並びに第四十六條第二項の規定の適用については、調査士会連合会の上級行政庁とみなす。

第十七條に後段として次のように加える。

この場合において、第十二條第三項中「第四十六條第二項」とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第七十五條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一條の二の四第五項第一号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「異議申立て」を「審査請求」に、「却下」を「却下し」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六十一條の二の九の見出しを「審査請求」に改め、同条第一項中「不服がある外国人は」を「又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し」、「書面」を「審査請求書に」、「法務大臣に対し異議申立てをすることができ」る。

を「しなければならない」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一條の二第一項の申請に係る不作為

為

第六十一條の二の九第二項中「前項の異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五條を「前項第一号及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第四項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十七條第一項又は第二項」を「第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項若しくは第二項」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 難民審査参与員については、行政不服審査法第十一條第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。

6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九條第一項、第十四條、第十七條、第十九條、第二十九條、第四十一條第二項(第一号に係る部分に限る)、第二章第四節及び第五十條第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

|                   |           |                                                      |
|-------------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 読み替えられる行政不服審査法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                              |
| 第十八條第三項           | 次条        | 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六十一條の二の九第一項 |

|              |                                                       |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十三條        | 第十九條                                                  | 入管法第六十一條の二の九第一項                                                                                                                                                                                                           |
| 第三十條第一項      | 前条第五項の規定により送附された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。) | 入管法第六十一條の二の九第一項各号に掲げる処分又は不作為に対する意見その他の審査請求人の主張を記載した書面(以下「申述書」という。)                                                                                                                                                        |
| 第三十條第三項      | 反論書を                                                  | 申述書を                                                                                                                                                                                                                      |
| 第三十一條第一項ただし書 | 場合                                                    | 場合又は申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であつても、何らの難民となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが適当でないと認められる場合                                                                                                                        |
| 第三十一條第二項     | 審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。                 | 審理員が、あらかじめ審査請求に係る事件に関する処分庁等に対する質問の有無及びその内容について申立人から聴取した上で、期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、処分庁等を招集することを要しない。<br>一 申立人から処分庁等の招集を要しない旨の意思の表明があつたとき。<br>二 前号に掲げる場合のほか、当該聴取の結果、処分庁等を招集することを要しないと認めるとき。 |
| 第四十一條第二項第一号  | 反論書                                                   | 申述書                                                                                                                                                                                                                       |

|            |                                                                                                                                      |                 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第四十四条      | 行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき) | 審理員意見書が提出されたとき  |
| 第五十条第一項第四号 | 審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書                                                                                                         | 審理員意見書          |
| 第八十三条第二項   | 第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)                                                                                                                | 入管法第六十一条の二の九第一項 |

第六十一条の二の十第一項及び第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(破壊活動防止法の一部改正)

第七十六条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第七十七条 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)」による「を」を削る。

第二十九条中「第九十七条」を「第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第七十八条 行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中、「異議申立て」を削る。

(商業登記法の一部改正)

第七十九条 商業登記法(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四百四十二条中「を不当とする」を「不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した」に改める。

第四百四十四条中「登記官は、の下に「処分について」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加える。

第四百四十五条中「審査請求を理由がないと認めるときは、その請求」を「前条に規定する場合を除き、審査請求」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該法務局又は地方方法務局長は、当該意見を行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十一條第二項に規定する審理員に送付するものとする。  
第四百四十六条中「長は、の下に「処分について」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四百四十二条の法務局又は地方方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならぬ。

第四百四十六条の次に次の一条を加える。

第四百四十六条の二 第四百四十二条の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、併明書の提出とあるのは「商業登記法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第四百四十五条に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「併明書」とあるのは「商業登記法第四百四十五条の意見」とする。  
第四百四十七条を次のように改める。

(行政不服審査法の適用除外)

第四百四十七条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七條、第四十九条第三項(審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。)から第五項まで及び第五十二条の規定は、第四百四十二条の審査請求については、適用しない。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第八十条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の三を第五十八条の四とし、第五十八条の二の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法の適用除外)  
第五十八条の三 行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第四節の規定は、法務大臣が第十条第四項(第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により日本弁護士

士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十四条第一項から第三項までの規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

第五十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分」を「この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。  
第六十三条第三号中「異議申立て、審査請求」を「審査請求、再調査の請求」に改める。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「を不当とする」を「不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した」に改め、同条第三項中「登記官は、の下に「処分について」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加え、同条第四項中「審査請求を理由がないと認めるときは、その請求」を「前項に規定する場合を除き、審査請求」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該法務局又は地方方法務局長は、当該意見を行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十一條第二項に規定する審理員に送付するものとする。  
第十九条第五項中「長は、の下に「処分について」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきもの」を加え、同条に次の二項を加える。  
6 第一項の法務局又は地方方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官

に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十九条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十九条第四項の意見」とする。

第二十条を次のように改める。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の一部改正）

第八十二条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを、「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」による不服申立てを「審査請求」に改める。

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第八十三条 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「を不当とする」を「不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請

した」に改め、同条第三項中「登記官は、」の下に「処分についての」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものを加え、同条第四項中「審査請求を理由がない」と認めるときは」を「前項に規定する場合を除き」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、監督法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

第十五条第五項中「長は、」の下に「処分についての」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものを加え、同条に次の二項を加える。

6 法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「後見登記等に関する法律第十五条第四項の意見」とする。

第十六条を次のように改める。

（行政不服審査法の適用除外）

第十六条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用

しない。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第八十四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」によるを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、日本司法支援センターの上級行政庁とみなす。

（不動産登記法の一部改正）

第八十五条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第一項中「を不当とする」を「不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した」に改める。

第百五十七条第一項中「登記官は、」の下に「処分についての」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものを加え、同条第二項中「審査請求を理由がない」と認めるときは、その請求を「前項に規定する場合を除き、審査請求」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

第百五十七条第三項中「長は、」の下に「処分についての」を、「ある」の下に「と認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものを加え、同条に次の二項を加える。

5 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「不動産登記法第百五十七号第二項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第百五十八条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第百五十六条第一項の審査請求については、適用しない。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第八十六条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、「場合には」の下に「行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、同条第三項中「決定」を「裁決」に改める。

第十条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法（昭和三十一年法律第百六十号）第四十八条において準用

から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条」を、第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七條、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第七條、第二項(第二号を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八條、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項まで」に、「第三十四条第二項」を、「第

第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第

第百六十五條第三項中「第十四條第四項、第

第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項

3 第一百五十七條第二項、第一百五十八條第二項



及び第三項、第百六十条並びに第百六十一条  
第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十  
八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第  
二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第  
二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十  
六条、第二十七条、第三十九条、第四十五  
条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文  
及び第二項第二号を除く。）、第四十七条（た  
だし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第  
五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに  
第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査  
の申請について準用する。この場合において、

から第三項までに、「第三十四条第二項を「第  
二十五条第二項」に、「第四十二条第三項を「第  
五十一条第三項」に改める。  
第二百七十七條第三項中「第百五十八條第二  
項」の下に「及び第三項」を加え、「第十四條第  
四項、第十八條第一項及び第四項、第十九條、第  
二十一条、第三十六條、第三十九條並びに第  
四十一條を「第十八條第三項、第二十二條第一  
項及び第五項、第二十三條、第二十七條、第三  
十九條並びに第五十條第一項及び第三項」に、「お  
いて、第百六十條を「おいて、第百五十八條第  
三項及び第百六十條第二項中「刑事施設の長と  
あるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条」

「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業  
務管理者」と、同条及び第百六十一条第一項  
中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安  
本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請  
求人」の申立てにより又は職権で」とあるのは  
「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示  
し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新  
聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは  
「揭示して」と読み替えるものとするほか、必  
要な技術的読替は、政令で定める。  
第二百七十六條第二項中「者は」の下に、「政  
令で定めるところにより」を加え、同条第三項  
中「第十四條第三項及び第四項、第十五條第一  
項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四  
條第一項、第二項及び第六項、第三十五條から  
第三十七條まで、第三十九條、第四十條第一  
項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二  
條、第四十三條第一項及び第二項並びに第五  
十五條を「第十五條、第十八條第三項、第十九  
條第二項及び第四項、第二十三條、第二十五  
條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第  
二十七條、第三十九條、第四十六條第一項本文  
及び第二項第二号を除く。）、第四十七條（た  
だし書及び第二号を除く。）、第四十八條、第  
五十條第一項及び第三項、第五十一条並びに  
第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査  
の申請について準用する。この場合において、

あるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条」  
に、「第百六十條第二項中「刑事施設の長」とあ  
るのは「海上保安留置業務管理者」と、第百六十  
四條第四項を「同項」に改め、「同法第十八條  
第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるの  
は「正本を」とを削る。  
第二百七十八條第三項中「第十四條第四項、  
第二十一条、第三十六條、第三十九條及び第四  
十一条第一項」を「第十八條第三項、第二十三  
條、第二十七條、第三十九條及び第五十條第一  
項」に改める。  
（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給  
に関する法律の一部改正）  
第八十八條 犯罪被害財産等による被害回復給付  
金の支給に関する法律（平成十八年法律第八  
十七号）の一部を次のように改正する。  
第四十條の見出しを削り、同条の前に見出し  
として「（検察庁の長に対する審査の申立て）」を  
付し、同条第一項中「又は裁定を」と、裁定その  
他の行為」に改め、「書面により」を削り、同  
項に次の一号を加える。  
五 前各号に掲げるもののほか、この法律に  
基づく手続に係る検察官の行為が法務省令  
で定めるもの 法務省令で定める日  
第四十條第二項中「天災その他同項に規定す  
る期間内に審査の申立てをしなかつたことにつ  
いてやむを得ない」を「正当な」に、「その理由が

やんだ日の翌日から起算して一週間以内に限  
り」を「その期間を経過した後であつても」に改  
める。  
第四十條の次に次の三条を加える。  
第四十條の二 この法律又はこの法律に基づく  
法務省令の規定により検察官に対して処分等  
についての申請をした者は、当該申請から相  
当の期間が経過したにもかかわらず、検察官  
の不作為（この法律又はこの法律に基づく法  
務省令の規定による申請に対して何らの処分  
等をもしないことをいう。以下同じ。）がある  
場合には、当該不作為に係る検察官が所属す  
る検察庁の長に対し、当該不作為についての  
審査の申立てをすることができ、  
（審査申立て書の提出）  
第四十條の三 前二條の規定による審査の申立  
ては、法務省令で定めるところにより、審査  
申立書を提出してしなければならない。  
2 第四十條第一項各号に掲げる処分等につい  
ての審査申立書には、次に掲げる事項を記載  
しなければならない。  
一 審査の申立てに係る処分等の内容  
二 審査の申立ての趣旨及び理由  
三 その他法務省令で定める事項  
3 前条に規定する不作為についての審査申立  
書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 当該不作為に係る処分等についての申請  
の内容及び年月日  
二 その他法務省令で定める事項  
（審理の方式）  
第四十條の四 審査の申立ての審理は、書面に  
よる。  
第四十一條中「前条第一項第三号」を「第四十  
條第一項第三号」に改める。  
第四十二條の見出しを削り、同条の前に見出  
しとして「（裁決）」を付し、同条第一項第一号中  
「とき、その他不適法であるとき」を「場合その  
他不適法である場合」に改め、同項第二号中「と

き」を「場合」に改め、同項第三号中「申立てが」  
を「申立てに係る処分等が事実上の行為以外の  
ものである場合において、その申立てが」に改  
め、同項に次の四号を加える。  
四 前号の規定により、検察庁の長以外の検  
察官がしたこの法律又はこの法律に基づく  
法務省令の規定による申請を却下し、又は  
棄却する処分等を取り消す場合において、  
当該申請に対して一定の処分等をすべきも  
のと認めるとき 当該処分等に係る検察官  
に対し、当該処分等をすべき旨を命ずる裁  
決  
五 第三号の規定により、検察庁の長がした  
この法律又はこの法律に基づく法務省令の  
規定による申請を却下し、又は棄却する処  
分等を取り消す場合において、当該申請に  
対して一定の処分等をすべきものと認め  
るとき 当該処分等をする裁決  
六 当該審査の申立てに係る処分等が検察庁  
の長以外の検察官のした事実上の行為であ  
る場合において、その申立てが理由がある  
とき 当該事実上の行為が違法又は不当で  
ある旨を宣言するとともに、当該事実上の  
行為に係る検察官に対し、当該事実上の行  
為を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命  
ずる裁決  
七 当該審査の申立てに係る処分等が検察庁  
の長のした事実上の行為である場合におい  
て、その申立てが理由があるとき 当該事  
実上の行為が違法又は不当である旨を宣言  
するとともに、当該事実上の行為を撤廃  
し、又はこれを変更する裁決  
第四十二條第二項中「に定める処分等を変更  
する裁決において」を「第六号又は第七号の場  
合において、検察庁の長に改め、「当該処分等  
を」の下に「変更し、又は当該事実上の行為を  
変更すべきことを命じ、若しくはこれを」を加  
え、同条の次に次の一条を加える。  
第四十二條の二 検察庁の長は、第四十條の二



の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める裁決をしなければならない。  
 一 当該審査の申立てが不作為に係る処分等についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決  
 二 当該審査の申立てが理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決  
 三 当該審査の申立てに係る不作為が検察庁の長以外の検察官によるものである場合において、その申立てが理由があるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるときは、当該不作為に係る検察官に対し、当該処分等をすべき旨を命ずる裁決  
 四 当該審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その申立てが理由があるとき 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、

当該申請に対して一定の処分等をすべきものと認めるときは、当該処分等をする裁決  
 第四十三条中「前条第一項各号」を「第四十二條第一項各号及び前条各号」に改める。  
 第四十四条を次のように改める。  
 (行政不服審査法の準用)  
 第四十四条 行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五條第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六條から第二十八條まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六條まで、第三十八條第一項から第五項まで、第三十九條、第五十一条第四項、第五十二條第一項から第三項まで並びに第五十三條の規定は、第四十条第一項及び第四十条の二の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替えられる行政不服審査法の規定                                                    | 読み替えられる字句                                  | 読み替える字句                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十一条第二項<br><br>第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条第二項及び第三項、第三十二条第三項、第三十三条から第三十六条 | 第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)<br><br>審理員 | 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項又は第四十条の二の規定による審査の申立てがされた検察庁の長(以下「審査庁」という。)<br><br>審査庁 |

|                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まで、第三十八條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十九條<br><br>第十四條<br><br>第十五條第六項<br><br>第十八條第三項 | 第十九條に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書<br><br>権利<br><br>次条に規定する審査請求書<br><br>前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)<br><br>審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九條第二項から第五項までに規定する事項を陳述する<br><br>審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九條第一項及び第五十五條において同じ。)<br><br>審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した<br><br>審査請求書を処分庁又は審査庁<br><br>審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書<br><br>審査請求書<br><br>第十九條<br><br>処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁 | 審査申立書<br><br>権利(被害回復給付金の支給を受ける権利を除く。)<br><br>審査申立書<br><br>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項に規定する期間<br><br>審査申立書を提出する<br><br>審査申立書<br><br>審査申立書を提出した<br><br>審査申立書を審査庁<br><br>審査申立書<br><br>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三<br><br>審査庁 |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|          |                                           |                                                         |
|----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第二十五条第七項 | あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された | あつた                                                     |
| 第三十条第二項  | 第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下                      | 以下                                                      |
| 第三十条第三項  | 審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人     | 参加人                                                     |
| 第三十八条第一項 | これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ                      | 、これを審査請求人に                                              |
|          | 参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間     | 参加人は                                                    |
|          | 第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは     | 第三十二条第一項若しくは第二項又は                                       |
| 第五十一条第四項 | 当該書面若しくは当該書類                              | 当該書類                                                    |
|          | 参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）                 | 参加人                                                     |
| 第五十二条第三項 | 法令の規定により公示された処分                           | 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定 |
|          | 当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければ               | 法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告しなければ          |

第四十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分等」の下に「及び第四十条の二に規定する不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十七条中第四項を第五項とし、第三項を

第四項とし、同条第二項中「前項に規定する訴え」を「前二項に規定する処分等又は裁決の取消しの訴え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四十条の二に規定する不作為に係る第四十二条の二各号に定める裁決の取消しの訴え

は、当該不作為に係る検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に專屬する。

（更生保護法の一部改正）

第八十九条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条」を「第九十六条の二」に改める。

第四条第二項第二号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）」に改める。

第七十三条第六項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十二条中「行政不服審査法による」を削る。

第九十三条第二項中「の正本を審査会に、副本を」を「を審査会及び」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十八条」に改める。

第九十四条中「第三十四条第三項」を「第二十五条第三項」に、「うえ」を「上」に改める。

第九十五条中「を受理した日」を「がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改める。

第七章第二節中第九十六条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法の特例）

第九十六条の二 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により同法第四章の規定を適用しないこととされた同法第二十三条第三項に規定する保有個人情報記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当

該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求めると」、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をし」とあるときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求めると」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2 第五十二条第一項、第四項又は第五項の規定による保護観察所の長の処分についての審査請求については、行政不服審査法第二章第四節の規定は、適用しない。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第九十条 刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中更生保護法第八十六条第三項ただし書の改正規定の次に次のように加える。

第九十六条の二 第二項中「第五十二条第一項、第四項又は第五項」を「第五十二条第一項、第五項又は第六項」に改める。

第六章 外務省関係  
（外務公務員法の一部改正）  
第九十一条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の前の見出しを「懲戒処分について」の審査請求」に改め、同条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）」による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審

査請求」に改める。

第二十条第一項中「不服申立てを受理した」を「審査請求がされた」に改め、同条第五項中「不服申立てを審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第二十一条中「除く外」を「除くほか」に、「不服申立てを」を「審査請求」に改める。

第二十二条の見出しを「審査請求と訴訟との関係」に改め、同条中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第七章 財務省関係

(相続税法の一部改正)

第九十二条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項ただし書中「所轄税務署長が」を「所轄税務署長又は国税局長が」に、「不服申立てを」を「再調査の請求」に改める。

(税理士法の一部改正)

第九十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に、「及び不服申立てを」及び審査請求」に改める。

第二十四条の二第一項中「行政不服審査法の定めるところにより」を削り、同条第二項中「ならん」を「何ら」に改め、「前項の」を削り、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項又は第二項の場合において、国税庁長官は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本税理士会連合会の上級行政庁とみなす。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十五条第三項中「地方公共団体の長」を「行政不服審査法第九条第一項の規定により国税庁長官若しくは地方公共団体の長が指名した者」に、「不服申立てを」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立てを」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第四十七条第四項に後段として次のように加える。

当該懲戒処分に係る審査請求について、行政不服審査法第四十六条第一項の規定により裁決をしようとするときも、同様とする。

(連合国財産補償法の一部改正)

第九十四条 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)(第十四条第一項本文)を」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)(第十八条第一項本文)に改め、「以内」を削る。

(関税法の一部改正)

第九十五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の見出し及び同条第一項中「異議申立てを」を「再調査の請求」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

(とん税法の一部改正)

第九十六条 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「第八十九条から第九十一条まで(不服申立てを」を「第八十九条(再調査の請求)及び第九十一条(審査請求等)の諮問」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「六十日以内になければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 審査会は、行政不服審査法平成二十六年法律第 号(第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百六条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第百七条中「第二十七条を」第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第九十八条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第百七十一条第一項中「異議申立て(を」を「不服申立て(に、(異議申立てを」を「不服申立て(に改め、「経過したもの」の下に「及び同法第七十五条第三項又は第四項(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求」を加え、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「二月」を「三月」に改め、同条第二項中「第七十五条第一項第二号口若しくは第四項(始審的審査請求)の規定による審査請求又は同法」を削り、「(異議申立てを」の間」を「(不服申立て期間)」に、「異議申立てを」する」を「不服申立てを」することができ期間を経過したものとみなされた処分については、同法第七十五条第三項又は第四項(国税に関する処分)の規定による審査請求」に改め、「当該訴えについては」を削り、「提起する」の下に「ことができない期間を経過したもの」を加え、同条第三項中「異議申立て又は前項に規定する審査請求を行」を「同項に規定する不服申立てをする」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に、「第八十

二条第一項(税務署長経由による異議申立て)を「第八十一条第二項(再調査の請求書の記載事項等)」に、「第七十七条第五項」を「第七十七条第四項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第九十九条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「第百十三条」を「第百十三条の二」に改める。

第三十四条の六第三項中「をいう」の下に「第九十七条の三第一項(審理関係人による物件の閲覧等)において同じ」を加える。

第七十五条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「国税局長がした処分」を「税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く)」に改め、同号イ中「国税局長」を「税務署長、国税局長又は税関長」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項中「掲げる行政機関の長」を「定める国税局長又は国税庁長官」に改め、「したもの」の下に「それぞれ」を加え、「当該行政機関の長に対して異議申立て」を「国税局長がしたものとみなされた処分については当該国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求のうちその処分不服がある者の選択するいずれかの不服申立てをし、国税庁長官がしたものとみなされた処分については、国税庁長官に対する審査請求」に改め、同条第三項中「第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号」を「第一項第一号イ又は前項(第一号に係る部分に限る)」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立期間」を「再調査の請求期間」に、「その申立て」を「その請求」に、「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項第一号、第二号イ若

しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てを「第一項第一号イ又は第二項第一号に係る部分に限る。」の規定による再調査の請求に、「異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てを「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求」に改め、同項に次の各号を加える。

一 再調査の請求をした日(第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合  
二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合  
第七十五条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十六条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。  
次に掲げる処分については、前条の規定は、適用しない。  
第七十六条第一号中「又は行政不服審査法」を「又は行政不服審査法(平成二十六年法律第

号)」に、「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改め、同条第二号中「第四条第一項第七号」を「第七条第一項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 この節の規定による処分その他不服申立てについてする処分に係る不作為については、行政不服審査法第三条(不作為についての審査請求)の規定は、適用しない。

第七十七条第一項中「第五項(異議申立て)」を「第四項(再調査の請求)」に、「第四項」を「第三項」に、「二月以内になければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七十七条第二項中「第八十四条第三項(異議決定の手続)」を「第八十四条第十項(決定の手続等)」に、「異議決定書」を「再調査決定書」に、「以内になければならない」を「を経過したときは、することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七十七条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第八十二条第一項(税務署長經由による異議申立て)又は第八十七条第二項(審査請求書の記載事項)」に規定する異議申立書を「不服申立てに係る再調査の請求書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。  
(標準審理期間)  
第七十七条の二 国税庁長官、国税不服審判所

長、国税局長、税務署長又は税関長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、その事務所に於ける備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第七十八条第一項中「審査請求」の下に「(第七十五条第一項第二号及び第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求を除く。第三款(審査請求)において同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。  
第八十条第一項中「に対する不服申立て」の下に「(次項に規定する審査請求を除く。)」を加え、「第二章第一節から第三節まで」を「第二章及び第三章」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求については、この節(次款及び第三款(審査請求を除く。))その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。  
第八章第一節第二款の款名を次のように改める。  
第二款 再調査の請求  
第八十一条の見出しを「(再調査の請求書の記載事項等)」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同項第一号を次のように改める。  
一 再調査の請求に係る処分の内容  
第八十一条第一項第二号から第四号までの規定中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第三項中「異議申立人」を「再調査の請求人」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「異議申立てがされ」を「再調査の請求がされ」に、「異議審理庁」を「再調査審理庁」に、「異議申立てが国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができ」るものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を「再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定に違反する場合」には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきこと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の書面(以下「再調査の請求書」という。))には、同項に規定する事項のほか、第七十七条第一項又は第三項(不服申立期間)に規定する期間の経過後に再調査の請求をする場合においては、同条第一項ただし書又は第三項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならぬ。  
第八十一条に次の一項を加える。  
5 第三項の場合において再調査の請求人が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は再調査の請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときは、再調査審理

庁は、第八十四条第一項から第六項まで(決定の手続等)に定める審理手続を経ないで、第八十三条第一項(決定)の規定に基づき、決定で、当該再調査の請求を却下することができる。  
第八十二条の見出しを「(税務署長を経由する再調査の請求)」に改め、同条第一項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)」に改め、「又は国税庁」を削り、「異議申立て」を「再調査の請求」に、「おいでは」を「おいて、再調査の請求人」に、「前条第一項の書面(以下「異議申立書」という。))」を「再調査の請求書」に改め、同条第二項中「異議申立書」を「再調査の請求書」に改め、「又は国税庁長官」を削り、同条第三項中「異議申立期間」を「再調査の請求期間」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
第八十三条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「とき」を「場合」に、「ときは、異議審理庁」を「場合」には、再調査審理庁」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「ときは、異議審理庁」を「場合」には、再調査審理庁」に改め、同条第三項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「ときは、異議審理庁」を「場合」には、再調査審理庁」に改め、同条第三項中「異議申立書」を「再調査の請求書」に改め、同項ただし書中「異議申立人」を「再調査の請求人」に改める。  
第八十四条第一項を次のように改める。  
再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人(第九十九条第三項(参加人)に規定する参加人)をいう。以下この款及び次款において同じ。から申立てがあつた場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。))に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限り

でない。

第八十四条第六項中「異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該を「再調査審理庁は、第七項の再調査決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消す決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る」に改め、「できる旨」の下に（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）を加え、「これを」を「これを」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「異議審理庁を「再調査審理庁」に、「ときは」を「場合には」に、「前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせる」を「口頭意見陳述を聴かせる」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

- 5 口頭意見陳述において、再調査審理庁又は前項の職員は、申立人のする陳述が事件に係らない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 6 再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。この場合において、再調査審理庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 7 再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければならない。
- 8 第八十四条第一項の次に次の二項を加える。
  - 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせるものとする。
  - 3 口頭意見陳述において、申立人は、再調査

審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 8 第八十四条に次の三項を加える。
  - 10 再調査の請求についての決定は、再調査の請求人（当該再調査の請求が処分における相手方以外の者のしたものである場合に於ける前条第三項の規定による決定に於ては、再調査の請求人及び処分の相手方）に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。
  - 11 再調査審理庁は、再調査決定書の謄本を参加人に送付しなければならない。
  - 12 再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、第六項の規定により提出された証拠書類又は証拠物をその提出人に返還しなければならない。
- 8 第八十五条の見出しを（納税地異動の場合における再調査の請求先等）に改め、同条第一項中「第七十五条第一項第一号若しくは第二号イ又は第二項第一号」を「第七十五条第一項第一号イ又は第二項第一号に係る部分に限る。」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に改め、同条第三項中「異議申立書」を「再調査の請求書」に改め、同条第四項中「異議申立書」を「再調査の請求書」に改め、同条第五項中「異議申立書」を「再調査の請求書」に改める。
- 8 第八十六条の見出しを（再調査の請求事件の決定機関の特例）に改め、同条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立人」を「再調査の請求人」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「はじめ」を「初め」に、「行なう」を「する」に改め、同条第三項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立書及び」を「再調査の請求書及び」に、「異議申立書等」を「再調査の請求書等」に、「異議申立人」を「再調査の請求人及び参加人」に改める。
- 8 第八十七条第一項中「審査請求は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同項第一

号中「処分」の下に「の内容」を加え、同項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議決定書」を「再調査決定書」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この款において」を加え、「第七十五条第四項第三号（特別な場合の審査請求）の規定により異議申立てをしない再調査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を、同条第五項の規定により異議申立てについての決定を経ない再調査請求をする場合には異議申立てをした年月日」を「次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第七十五条第四項第一号（国税に関する処分についての不服申立て）の規定により再調査の請求についての決定を経ない再調査請求をする場合 再調査の請求をした年月日
- 二 第七十五条第四項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ない再調査請求をする場合 同号に規定する正当な理由
- 三 第七十七条第一項から第三項まで（不服申立期間）に規定する期間の経過後において審査請求をする場合 これらの各項のただし書に規定する正当な理由
- 8 第八十七条第四項から第六項までを削る。
- 8 第八十八条の見出しを（処分庁を経由する審査請求）に改め、同条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「おいては」を「おいて、審査請求人は」に改め、同条第二項中「の正本」を削る。
- 8 第八十九条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立人」を「再調査の請求人」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「附記し」を「付記し」に改め、同条第三項中「規定する異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立書等」を「再調査の請求書等」に、「異議申立人」を「再調査の請求人及び参加人」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に改める。

第九十条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立書等」を「再調査の請求書等」に、「異議申立人」を「再調査の請求人」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議申立書等」を「再調査の請求書等」に、「異議申立人」を「再調査の請求人及び参加人」に改め、同条第三項中「異議申立書等」を「再調査の請求書等」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第九十一条の見出しを（審査請求書の補正）に改め、同条第一項中「審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を」を「審査請求書が第八十七条（審査請求書の記載事項等）又は第八十二条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきこと」に改める。

- 第九十二条を次のように改める。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第九十二条 前条第一項の場合において、審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、次条から第九十七条の四まで（担当審判官等の審理手続）に定める審理手続を経ないで、第九十八条第一項（裁決）の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。
- 2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときも、前項と同様とする。
- 第九十二条の次に次の一条を加える。

（審理手続の計画的進行）

第九十二条の二 審査請求人、参加人及び次条第一項に規定する原処分庁（以下「審理関係人」という。）並びに担当審判官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第九十三条第一項中「が前条」を「第九十二条審理手続を経ないでする却下裁決」に、「却下すべきものであるとき」を「却下する場合」に、「第七十五条第二項第一号」を「第七十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「の副本」を削り、同条第二項中「答弁書」を「前項の答弁書」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「原処分」を「国税不服審判所長は、原処分」に、「国税不服審判所長は、その副本」を「これ」に改め、「審査請求人」の下に「及び参加人」を加え、同項を同条第三項とする。

第九十四条中「答弁書が提出されたときは」を削り、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国税不服審判所長が前項の規定により指定する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第九十九条第一項（参加人）に規定する利害関係人

第九十五条の見出しを「（反論書等の提出）」に改め、同条中「第九十三条第六項」を「第九十三条第三項」に改め、「送付された答弁書」の下に「に記載された事項」を加え、「反論書又は証拠書類若しくは証拠物」を「反論を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号口審理手続の終結）において「反論書」という。）に、「その提出をすべき」を、「反論書を提出すべき」に改め、同条に次の二項を加える。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見

見を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ハにおいて「参加人意見書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、参加人意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 担当審判官は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び原処分庁に、それぞれ送付しなければならない。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（口頭意見陳述）

第九十五条の二 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定による意見の陳述（次項及び第九十七条の四第二項第二号（審理手続の終結）において「口頭意見陳述」という。）に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができ。

3 第八十四条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項（決定の手続等）の規定は、第一項の口頭意見陳述について準用する。この場合において、同条第二項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「再調査の請求人」とあるのは「全ての審理関係人」と、同条第三項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、同条第五項中「再調査審理庁又は前項の職員」とあるのは「担当審判官」と、それぞれ読み替へるものとする。

4 参加審判官は、担当審判官の命を受け、第二項の許可及び前項において読み替へて準用する第八十四条第五項の行為をすることができ。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類等（証拠書類等の提出）

第九十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第九十七条第一項中「審査請求人の」を「審理関係人の」に改め、同項第一号中「以下」を「第四項において」に改め、同項第二号中「に対し」の下に「相当の期間を定めて」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（審理手続の計画的遂行）

第九十七条の二 担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九十五条の二から前条第一項まで（口頭意見陳述等）に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 担当審判官は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、担当審判官及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 担当審判官は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第九十五条の二から前条第一項までに定める審理手続の期日及び場所並びに第九十七条の四第一項（審理手続の終結）の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理関係人による物件の閲覧等）

第九十七条の三 審理関係人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第九十六条第一項若しくは第二項（証拠書類等の提出）又は第九十七条第一項第二号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したもの）の閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 担当審判官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、担当審判官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 担当審判官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 担当審判官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（審理手続の終結）

第九十七条の四 担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。



2 前項に定めるもののほか、担当審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第九十三条第一項前段(答弁書の提出等) 答弁書

ロ 第九十五条第一項後段(反論書等の提出) 反論書

ハ 第九十五条第二項後段 参加人意見書

ニ 第九十六条第三項(証拠書類等の提出) 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等) 帳簿書類その他の物件

二 第九十五条の二第一項(口頭意見陳述)に規定する申立てをした審査請求人又は参加人が、正当な理由がなく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 担当審判官が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第九十八条第三項中「前二項の」を削り、「場合」の下に「(第九十一条(審理手続を経ないでする却下裁決の規定により当該審査請求を却下する場合を除く。))」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ときは」を「場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「ときは」を「場合」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を

却下する。

第百一条を次のように改める。

(裁決の方式等)

第百一条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、国税不服審判所長が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由

2 第八十四条第八項(決定の手続等)の規定は、前項の裁決について準用する。

3 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分相手方以外の者のしたものである場合における第九十八条第三項(裁決)の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に裁決書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。

4 国税不服審判所長は、裁決書の謄本を参加人及び原処分庁(第七十五条第二項第一号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)に送付しなければならない。

第百二条第二項中「ときは」を「場合」に、「あらためて」を「改めて」に改め、同条第三項中「ときは」を「場合」に改め、同条第四項中「以外の」の下に「(第九十九条第一項(参加人)に規定する)」を加え、「ときは」を「場合」に改める。

第百三条中「すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)(第九十九条第五項(参加人)についての準用)において準用する場合を含む。))」を速やかに、第九十六条第一項又は第二項(証拠書類等の提出)に、「又は証拠物」を若しくは証拠物又は書類その他の物件に改める。

第百四条第一項中「異議審理庁又は国税不服審判所長」を「再調査審理庁又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官」に、「ときは」を「場合」に

は」に改め、「不服申立て」の下に「に係る審理手続」を加え、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第百五条第一項ただし書中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第二項中「異議審理庁」を「再調査審理庁又は国税庁長官」に、「ときは」、異議申立人」を「場合」に改め、再調査の請求人又は第七十五条第一項第二号若しくは第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求をした者(次項において「再調査の請求人等」という。))に、「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条第三項中「異議審理庁」を「再調査審理庁又は国税庁長官」に、「異議申立人」を「再調査の請求人等」に、「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条第四項中「ときは」を「場合」に、「きいたうえ」を「聴いた上」に改め、同条第六項中「前二項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除等」を「第四項の規定により徴収の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を求められ、又は前項の規定により差押えをしないこと若しくはその差押えを解除すること」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。))の規定による審査請求に係る審理員(行政不服審査法第十一条第二項(総代)に規定する審理員をいう。第百八条第五項(総代)において同じ。))は、必要があると認める場合には、国税庁長官に対し、第二項の規定に基づき徴収を猶予し、若しくは滞納処分の執行を停止すること又は第三項の規定に基づき差押えをせず、若しくはその差押えを解除することを徴収の所轄庁に命ずべき旨の意見書を提出することができる。

第百七条第二項中「代理人は」を「前項の代理人は」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 代理人の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七条第四項を削る。

第百八条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第五項中「担当審判官」の下に「及び第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求に係る審理員」を加え、同条第六項中「ときは」を「場合」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 総代の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九条第一項中「利害関係人」の下に「(不服申立人以外の者であつて不服申立てに係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。次項において同じ。))」を加え、「参加人として」を「当該」に改め、同条第二項中「ときは」を「場合」に、「参加人として」を「当該」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第百七条(代理人)の規定は、参加人(前二項の規定により当該不服申立てに参加する者をいう。)(不服申立てへの参加について準用する。

第百九条第四項及び第五項を削る。

第百十条第二項中「第七十五条第五項(異議決定)を」第七十五条第四項(再調査の請求)についての決定」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号中「異議審理庁」を「再調査審理庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議決定書」を「再調査決定書」に改め、同項第三号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第百十一条の見出しを「(三月後の告示)」に改め、同条第一項中「異議審理庁」を「再調査審理庁」に、「異議申立てが」を「再調査の請求が」に改め、「された日」の下に「(第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求めた場合にあつては、当該不備が補正された日)」を加え、「当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き」を削り、「直

ち」の下に「国税不服審判所長に対してを加え、「異議申立人」を「再調査の請求人」に改め、同条第二項中「附記」を「付記」に改める。

第百十二条第一項中、「第七十五条第四項第二号（教示をしなかつた場合の審査請求）の規定により審査請求がされた場合を除き」を削り、「すみやかに異議申立書」を「速やかに、再調査の請求書」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「国税不服審判所長」の下に「若しくは国税庁長官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項から第三項まで」に、「異議申立書」を「再調査の請求書」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「国税不服審判所長」の下に「若しくは国税庁長官」を加え、「はじめ」を「初め」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 国税に関する法律に基づく処分（再調査の請求をすることができる処分に限る。次項において同じ。）をした行政機関が、誤つて再調査の請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、国税不服審判所長に審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、国税不服審判所長は、速やかに、審査請求書を再調査の請求をすべき行政機関に送付しなければならない。ただし、第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定により審査請求人に答弁書を送付した後においては、この限りでない。

3 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤つて審査請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書を国税不服審判所長に送付しなければならない。

4 前二項の規定により審査請求書又は再調査の請求書等の送付を受けた行政機関又は国税

不服審判所長は、速やかに、その旨を不服申立人及び参加人に通知しなければならない。第八章第一節第四款中第百十三条の次に次の一条を加える。

（国税庁長官に対する審査請求書の提出等）  
第百十三条の二 第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第二項（審査請求書の提出）の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第三項に規定する番号当該番号を有しない者にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所」とする。

2 第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求は、当該審査請求に係る処分をした税務署長を経由してすることとできる。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとする。

3 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、審査請求書を国税庁長官に送付しなければならない。

4 第二項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5 国税庁長官は、第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

第百十五条第一項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改め、「異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることとできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請

求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては「及び「それぞれ」を削り、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「異議申立て（国税庁長官に対してされたものに限る。）又は」を「国税不服審判所長又は国税庁長官に対して」に改め、「決定又は」を削り、同項第三号中「異議申立てについての決定又は」を削り、「その決定又は」を「その」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「異議決定書」を「再調査決定書」に改める。

（所得税法等の一部改正）

第百条 次に掲げる法律の規定中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十九条

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十九条

三 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第二十四条

四 地価税法（平成三年法律第六十九号）第十四条

（通関業法の一部改正）

第百一条 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ（2）中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百二条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」による「を削る。

（自動車重量税法の一部改正）

第百三条 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「第七十五条第一項第五号」を「第七十五条第一項第三号」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第百四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

|                        |      |                     |
|------------------------|------|---------------------|
| 第七十五条第四項第一号            | 所得税法 | 所得税法、特別措<br>項（青色申告） |
| 第八十五条第一項及び第八十六<br>条第一項 | 所得税  | 所得税、復興特別            |

|                             |     |             |
|-----------------------------|-----|-------------|
| 置法第二十条第二<br>項及び第八十六<br>条第一項 | 所得稅 | 所得稅、復興特別所得稅 |
|-----------------------------|-----|-------------|

に改める。

第六十三条第一項の表国税通則法の項中「(以下「特別措置法」という。)」を削り、

|   |              |                                  |
|---|--------------|----------------------------------|
| 四 | 若しくは法人税<br>法 | 、法人税法若しくは特別措置法第五<br>十八条第二項(青色申告) |
| 一 | 同法           | 法人税法                             |
| 六 | 地方法人税        | 地方法人税、復興特別法人税                    |

地方法人税、復興特別法人税

に改める。

|                          |
|--------------------------|
| 第七十五条第<br>項第一号           |
| 第八十五条第<br>項及び第八十<br>条第一項 |

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 第八十五条第一<br>項及び第八十六<br>条第一項 | 地方法人税 |
|----------------------------|-------|

第八章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第五十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十  
六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「がした」を「がする」に改め、  
「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政  
不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)によ  
る不服申立て」を「審査請求」に改める。  
(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法  
律の一部改正)

第六十六条 文部科学省著作教科書の出版権等に関  
する法律(昭和二十四年法律第四十九号)の一  
部を次のように改正する。

第十五条第七項中「異議申立て」を「審査請求」  
に改める。

(私立学校法の一部改正)

第七十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百  
七十号)の一部を次のように改正する。

第六十条第八項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第六十号)による不服申立て」を「審  
査請求」に改める。

第六十二条第五項中「及び同法第二十七条第  
一項」を削り、同条第八項中「行政不服審査法に  
よる不服申立て」を「審査請求」に改める。  
(文化財保護法の一部改正)

第八十条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二  
百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請  
求

第五十六条の見出し中「不服申立て」を「審  
査請求」に改め、同条第一項中「次に」を「第一号  
に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号  
に」に改め、「又は異議申立て」を削り、「又は決  
定(却下の裁決又は決定を除く。)」は、「を」は、行

政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第

二十四条の規定により当該審査請求を却下する  
場合を除き、当該「を受理した日」を「がさ  
れた日(同法第二十三条の規定により不備を補  
正すべきことを命じた場合にあっては、当該不  
備が補正された日)」に改め、「若しくは異議申  
立人」を削り、「参加人」の下に「(同法第十三条  
第四項に規定する参加人という。以下同じ。)」  
を、「求めて」の下に「審理員(同法第十一条第  
二項に規定する審理員をいい、審査庁同法第  
九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この  
条において同じ。)」が都道府県又は市の教育委員  
会である場合にあっては、審査庁とする。次項  
及び次条において同じ。」を加え、同条第二  
項中「前項の意見の聴取を行う者は、当該」を  
「審理員は、前項の」に、「審査請求人又は異議  
申立人及び参加人」を「全ての審理関係人(行政  
不服審査法第二十八条に規定する審理関係人  
をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会  
である場合にあっては、審査請求人及び参加人と  
する。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行  
政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、  
同項の意見の聴取については、同条第二項か  
ら第五項まで(同法第九条第三項の規定によ  
り読み替えて適用する場合を含む。)の規定を  
準用する。

第五十七条中「又は異議申立人」を削り、  
「当該意見の聴取を行う者」を「審理員」に改め  
る。

第五十八条中「若しくは異議申立人」を削  
る。

第五十九条の見出し中「又は決定」を削り、  
同条第一項中「又は異議申立て」及び「又は決定」  
を削り、同条第二項中「又は異議申立て」を削  
る。

第六十条中「行政不服審査法(昭和三十七年  
法律第六十号)」を「行政不服審査法」に改め、  
「及び異議申立て」を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除  
第六十四条第二項中「行政不服審査法によ  
る不服申立て」を「審査請求」に改める。  
(宗教法人法の一部改正)

第九十九条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百  
十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条第七項を削る。

第八十条の二の見出し中「不服申立て」を「審  
査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び  
「又は決定」を削る。

第八十七条の見出し中「不服申立て」を「審査  
請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又  
は決定」を削る。

(私立学校教職員共済法の一部改正)  
第一百条 私立学校教職員共済法(昭和二十八  
年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正  
する。

第十三条第一項第五号中「その他の不服申立  
て」を削る。

第三十六条第一項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第六十号)による」を削り、同条第  
二項中「六十日以内になければならない」を  
「三月を経過したときは、することができない」  
に改め、同条に次の一項を加える。

3 共済審査会は、行政不服審査法(平成二十  
六年法律第 号)第九条第一項、第三項  
及び第四項の規定の適用については、同条第  
一項第二号に掲げる機関とみなす。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の  
一部改正)

第一百一十一条 地方教育行政の組織及び運営に関す  
る法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部  
を次のように改正する。

第五十五条第九項中、「第三項及び第四項」を  
「及び第三項から第七項まで」に改める。  
(著作権法の一部改正)

第一百十二条 著作権法(昭和四十五年法律第四十  
八号)の一部を次のように改正する。



五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることが出来る。

第五十九條の六中「地方自治法第二條第九項第一号に規定する」を削る。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)

第二百二十二條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二十中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(食品衛生法の一部改正)

第二百二十三條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第五項中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十八條中「除く」の下に、次項において同じ「を」を加え、「次条」を「次項及び次条」に改め、「内閣総理大臣」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

地方公共団体の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五條の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項ま

での規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることが出来る。

(理容師法の一部改正)

第二百二十四條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二中「(試験の結果についての処分を除く)」を削り、「若しくは」の下に「そのを加え、」行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(医師法等の一部改正)

第二百二十五條 次に掲げる法律の規定中、同法第二十四條第三項及び第二十七條第一項を及び同法第二十四條第三項に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第七條第六項

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第七條第六項

三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百一十三号)第十五條第四項

四 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)第八條第七項

(歯科衛生士法の一部改正)

第二百二十六條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第八條の十六中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機

関の上級行政庁とみなす。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第二百二十七條 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第二百二十八條 労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の二十六の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「した処分」をする処分」に改め、「含む」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二百二十九條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の十二第二項中「第一号法定受託事務」の下に「(以下「第一号法定受託事務」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定都市の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五條の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは

は、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることが出来る。

第五十一條の十三第一項中「地方自治法第二條第九項第一号に規定する」及び「次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。」を削る。

(生活保護法の一部改正)

第二百三十條 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第五項中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五條第一項中「あつた」を「された」に、「五十日以内」を「当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

一 行政不服審査法第四十三條第一項の規定による諮問をする場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

第六十五條第二項中「前項の」を「審査請求をした日(行政不服審査法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。)」から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「都道府県知事が」の下に「当該」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三條第三項の規定により通知を受けた場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

第六十六條第一項中「市町村長の管理に属する行政庁が」を削り、「基づいて」の下に「行政庁が」を加え、同条第二項中「前条第一項の下に「(各号を除く。)」を加え、「五十日」を「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三條」とあるのは「第六十六條第一項において読

み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に、「七十日」を「七十日以内」に改める。

第八十四条の二第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### （クリーニング業法の一部改正）

第三百三十一条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

#### （狂犬病予防法の一部改正）

第三百三十二条 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条中「次条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対

して再々審査請求をすることができる。  
（検疫法の一部改正）

第三百三十三条 検疫法（昭和二十六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「（再審査請求を含む。次項及び第三項において同じ。）」を削り、同条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」に基づき「を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 第三項の審査請求（隔離の期間が三十日を超えない者に係るものに限る。）については、行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第二章第四節の規定は、適用しない。  
第三十三条の二を削る。

#### （戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第三百三十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第四十条―第四十二条の二）」を「審査請求（第四十条―第四十二条）」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

#### 第三章 審査請求

第四十条の見出しを「（審査請求期間等）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」第四十五条を「行政不服審査法（平成二十六年法律第 号）第十八条第一項本文」に改め、「以內」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。

第四十条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立書又は」及び「異議申立人又は」を削る。

第四十一条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」

を「裁決」に改める。  
第四十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十二条の二及び第五十条第二項を削る。  
（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正）

第三百三十五条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第五項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第三百三十六条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条の二」に改める。

第三条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第四号中「次条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人  
第三条の次に次の一条を加える。  
（標準審理期間）

第三条の二 厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、地方厚生局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第四条の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条第一項中「六十日以内」にしなければならぬ」と「三月を経過したときは、することができない」に改める。

第九条第一項中「を受理したときは」を「がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第九条の二中「審査請求人の」を「審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の」に、「審査請求人に」を「当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

第九条の二に次の三項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に係る事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができ。



第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(審査請求の手続の計画的進行)

第九条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

第十条第三項中「六十日」を「二月」に改める。

第十条の二中「審査請求」の下に「の手続」を加える。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(文書その他の物件の提出)

第十条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした保険者は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第十一条第一項中「左の各号」を「次に」改め、同項第二号中「対し」の下に「、相当の期間を定めて」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十一条の二 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九条の三、第十条の三並びに前条第一項及び第四項に定める審査請求の手続(以下この条において「特定審査請求手続」という。)を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請

求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に通知するものとする。

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十一条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十条の三第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧)又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正當な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができ

ない。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十三条中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加える。

第十四条第一項中「文書をもつて行い、且つ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し、これに署名押印しなければ」を「記名押印した決定書によりしなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 主文

二 事案の概要

三 審査請求人及び第九条第一項の規定による通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

四 理由

第十七条の二の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「基づいて審査官がした処分」を「基づく処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員長及び委員は、職務上知ることができ

た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三十二条第一項中「六十日以内にしなければならぬ」を「二月を経過したときは、することができない」に改め、同条第二項中「六十日以内にしなければならぬ」を「三月を経過したときは、することができない」に改める。

第三十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、第四十四条において読み替えて準用する第六条又は第七条第二項本文の規定により当該再審査請求又は審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第三十四条に次の二項を加える。

3 再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、当該再審査請求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ、ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第三十九条に次の三項を加える。

4 第一項の規定による意見の陳述(以下この条において「意見陳述」という。)は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

5 意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者のする陳述が事件に係る事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6 意見陳述に際し、当事者(原処分をした保険者を除く。)及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求又は審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができ、

第四十条第一項中「左の各号」を「次に」改め、同項第二号中「対し」の下に「、相当の期間

を定めて」を加える。

第四十一条第二項中「利害関係人」を「当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十一條の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

第四十三条中「文書をもつて行い、且つ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「これに署名押印しなければ」を「記名押印した裁決書によりしなれば」に、「署名押印する」を「記名押印する」に、「附記して署名押印しなければ」を「付記して記名押印しなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の主張の要旨

四 理由

第四十四条中「第五條の二、第六條、第七條」を「第三條の二、第五條の二から第七條まで、第九條の二に」、「第十二條、第十三條の二、第十三條を」、「第十條の三、第十一條の二から第十三條まで」に、「規定中」を「規定第十條の二、第十五條第三項及び第十七條の二を除く。」中「審査請求」とあるのは「再審査請求又は審査請求」とに、「第十二條、第十三條の二、第十五條及び第十七條中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人又は審査請求人」とを「読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同条に次の表を加える。

| 第三條の二            | 厚生労働大臣<br>地方厚生局                      | 審査会                                                    |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第五條の二第二項及び第七條第二項 | 審査請求人                                | 再審査請求人又は審査請求人                                          |
| 第九條の二            | 審査請求人及び前條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人 | 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者                          |
| 第十條の二            | 審査官<br>審査請求                          | 審査会<br>再審査請求若しくは審査請求                                   |
| 第十條の三第一項         | 審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人 | 当事者(原処分をした保険者を除く。又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者          |
| 第十一條の二の見出し       | 特定審査請求手続                             | 特定再審査請求等手続                                             |
| 第十一條の二第二項        | 第九條の三、第十條の三並びに前條第一項及び第四項             | 第三十九條、第四十條第一項、同條第五項において準用する第十一條第四項及び第四十四條において準用する第十條の三 |

| 第十一條の二第二項                    | 特定審査請求手続<br>審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人 | 特定再審査請求等手続<br>当事者又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者 |
|------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第十一條の二第三項                    | 審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人             | 当事者又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者               |
| 第十一條の二第三項                    | 特定審査請求手続<br>審査請求人及び第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人 | 特定再審査請求等手続<br>当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者   |
| 第十一條の三の見出し                   | 審査請求人等                                            | 当事者等                                          |
| 第十一條の三第一項                    | 審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人             | 当事者又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者               |
| 第十一條の三第二項                    | 第十條の三第一項若しくは第二項又は第十一條第一項                          | 第四十條第一項又は第四十四條において準用する第十條の三第一項若しくは第二項         |
| 第十一條の三第三項                    | 審査請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人              | 当事者(原処分をした保険者を除く。)                            |
| 第十二條、第十二條の二第二項、第十三條及び第十五條第一項 | 審査請求人                                             | 再審査請求人又は審査請求人                                 |
| 第十五條第三項                      | 審査官<br>決定書                                        | 審査会<br>裁決書                                    |
| 第十五條第四項                      | 当該審査官                                             | 審査会                                           |
| 第十七條                         | 第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人<br>審査請求人           | 当事者<br>再審査請求人又は審査請求人                          |

第三章中第四十六条の前に次の一条を加える。

第四十五条の二 第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(厚生年金保険法の一部改正)

第百三十七条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第九十条第三項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をするを」を「みなす」に改め、同条第四項中「及び前項を削る」。

第九十一条の二中「審査請求及び」の下に「第九十条第一項の」を加え、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。及び第五節の規定を」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章(第二十二条を除く。及び第四章の規定は、」に改める。

第九十一条の三の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、同条中「又は第九十一条第一項」及び「再審査請求又は」を削り、「社会保険審査会の裁決」を「社会保険審査官の決定」に改める。

(歯科技工士法の一部改正)

第百三十八条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の十五の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第百三十九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の二」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であつた者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 利害関係者(第十三条第一項に規定する利害関係者をいう。)

第七条の次に次の一条を加える。

(標準審理期間)

第七条の二 厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第八条第一項中「六十日以内」にしなければならない「を三月を経過したときは、することができない」に改める。

第十三条第一項中「を受理したときは」を「がされたときは、第十条又は第十一条第二項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第十三条の二中「審査請求人の」を「審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の」に、「審査請求人に」を「当該申立てをした者(以下この条において「申立人」と

いう。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

第十三条の二に次の三項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者(第五条の規定により指名された者を除く。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を發することができ。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(審査請求の手続の計画的進行)

第十三条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

第十四条の二中「審査請求」の下に「の手続」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

(文書その他の物件の提出)

第十四条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者原処分をした行政庁を除く。は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由

となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第十五条第一項第二号中「対して」を「対し、相当の期間を定めて」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十六条の二 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十三条の三、第十四条の三並びに第十五条第一項及び第四項に定める審査請求の手続(以下この条において「特定審査請求手続」という。)を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話を受けることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審査官は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、特定審査請求手続の期日及び場所を決定し、これらを審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に通知するものとする。

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十六条の三 審査請求人又は第十三条第一項

の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る文書その他の物件の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十七条の二第三項中「第六十九条第二項の下に」の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項を加える。

第十八条中「ときは」の下に「遅滞なく」を加

える。

第二十二條の二の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「基づいて、審査官がした処分を」に基づく処分又はその不作為に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てを」審査請求に改める。

第三十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三十八条第一項中「六十日以内になければならない」を「二月を経過したときは、することができない」に改める。

第四十条中「を受理したときは」を「がされたときは、第五十条において読み替へて準用する第十條又は第十一條第二項の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第四十一条に次の二項を加える。

3 再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求に参加する者のために、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ、ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

第四十五条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

4 意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者のする陳述が事件に係る関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 意見陳述に際し、当事者（原処分をした行政庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原

処分をした行政庁に対して、質問を発することができ。

第四十六条第一項第二号中「対して」を「対し、相当の期間を定めて」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

3 第十六条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替へるものとする。

第四十九条第三項中「第六十九条第二項」の下に「の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項」を加える。

第五十条中「第九条の二、第十条、第十一条、第十四条、第十四条の二、第十七条」を「第七条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで」に改め、「これらの規定」の下に「（第二十二條の二を除く。）」を加え、「第十七条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第二十条第四項及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と、第二十条及び第二十二條中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」とを、読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に「改め、同条に次の表を加える。

| 第七條の二             |                                            | 審査会                                      |        |
|-------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 厚生労働大臣<br>都道府県労働局 | 審査請求人                                      | 再審査請求人                                   | 厚生労働省  |
| 第九條の二第二項及び第十一條第二項 | 審査請求人                                      | 再審査請求人                                   | 再審査請求人 |
| 第十三條の二            | 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた                   | 当事者及び第三十六條の規定により指名された                    |        |
| 第十四條第四項           | 審査請求人                                      | 再審査請求人                                   |        |
| 第十四條の三第一項         | 審査請求人又は第十三條第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。） | 当事者（原処分をした行政庁を除く。）又は第三十六條の規定により指名された者    |        |
| 第十六條の二の見出し        | 特定審査請求手続                                   | 特定再審査請求手続                                |        |
| 第十六條の二第二項         | 第十三條の三、第十四條の三並びに第十五條第一項及び第四項               | 第四十五條、第四十六條第一項及び第四項並びに第五十条において準用する第十四條の三 |        |
| 第十六條の二第一項         | 特定審査請求手続                                   | 特定再審査請求手続                                |        |
|                   | 審査請求人又は第十三條第一項の規定により通知を受けた                 | 当事者又は第三十六條の規定により指名された                    |        |

|                |                            |                                        |
|----------------|----------------------------|----------------------------------------|
| 第十六条の二第二項      | 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた | 当事者又は第三十六条の規定により指名された                  |
| 第十六条の二第三項      | 審査請求人又は同項の規定により通知を受けた      | 当事者又は同条の規定により指名された                     |
| 第十六条の三の見出し     | 特定審査請求手続                   | 特定再審査請求手続                              |
| 第十六条の三第一項      | 審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた | 再審査請求人及び第三十六条の規定により指名された               |
| 第十六条の三第二項      | 審査請求人等                     | 再審査請求人等                                |
| 第十六条の三第三項      | 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた | 当事者又は第三十六条の規定により指名された                  |
| 第十六条の三第四項      | 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた | 第四十六条第一項又は第五十条において準用する第十四条の三第一項若しくは第二項 |
| 第十六条の三第五項      | 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた | 再審査請求人又は第四十条                           |
| 第十七条           | 審査請求人                      | 当事者                                    |
| 第二十條第一項から第三項まで | 審査請求人                      | 再審査請求人                                 |
| 第二十条第四項及び第二十一条 | 第十三条第一項                    | 第四十条                                   |
| 第二十二条          | 審査請求人                      | 再審査請求人                                 |

第三章中第五十二条の前に次の一条を加える。  
第五十一条の二 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)  
第四百十條 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求  
第十五条の見出しを「審査請求期間」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」

に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十八条第一項本文」に改め、「以內」を削り、同条第二項を次のように改める。  
2 行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。  
第十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
第二十三条第二項を削る。

(美容師法の一部改正)  
第六十一条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「審査請求」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。)」を削り、「若しくは」の下に「その」を加え、「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える」。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。  
(水道法の一部改正)  
第四百二十二条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第四十二条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四十八条の三の見出しを「審査請求」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。)」を削り、「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える」。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。  
(国民健康保険法の一部改正)

第四百四十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第九十九条中「六十日」を「三月」に改める。  
第一百条中「を受理したときは」を「がされたときは」、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第一百零二条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)」を「行政不服審査法」に改める。  
(国民年金法の一部改正)  
第四百四十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第一百零二条中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削り、同条第五項中「同項又は第二項の」を削り、「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。及び第五節の規定を)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章(第二十二条を除く。及び第四章の規定は、」に改める。

第一百零一条の二の見出しを「審査請求と訴訟との関係」に改め、同条中「規定する処分」の下に「(被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分(共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。))に限る。」を加え、「再審査請求に対する社会保険審査会の裁決」を「審査請求に対する社会保険審査官の決定」に改める。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。  
(国民健康保険法の一部改正)

|           |                              |                                                                                                                  |       |
|-----------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第百三十八条の表中 | 第百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第百一条の二 | 加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第百三十三条及び第百三十七条の二十一条において準用する第二十三条並びに第百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者 | 前条第一項 |
|-----------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

この条において準  
用する第百一条第  
一項

を

「第百一条第一項か  
ら第三項まで及び  
第五項

加入員及び会員の資格に関する処  
分、年金若しくは一時金に関する  
処分、掛金に関する処分又は第百  
三十三条及び第百三十七条の二十  
一において準用する第二十三条並  
びに第百三十七条の十九第一項の  
規定による徴収金に関する処分に  
不服がある者

第百一条の二

加入員及び会員の資格に関する処  
分又は年金若しくは一時金に関す  
る処分に不服がある者

前条第一項

に改める。

第百三十八条にお  
いて準用する第百  
一条第一項

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第百四十五条 中小企業退職金共済法（昭和三十  
四年法律第百六十号）の一部を次のように改正  
する。

第八十四条第二項中「二月以内にしなければ  
ならない」を「三月を経過したときは、すること  
ができない」に改める。

（じん肺法の一部改正）

第百四十六条 じん肺法（昭和三十五年法律第三  
十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の前の見出しを「審査請求」に改  
め、同条第一項中「含む」の下に「次条第一項  
及び第二項において同じ」を、「決定」の下に「又

はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和  
三十七年法律第百六十号）第十五条を「行政不  
服審査法（平成二十六年法律第 号）第十九  
条第二項から第四項まで及び第五項（第三号に  
係る部分に限る）」に改める。

第十九条第一項中「前条第一項」を「第十三条

第二項の決定について」に改め、同条第五項中  
「第四十二一条第四項」を「第五十一一条第四項」に  
改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中  
「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項と  
し、同条第三項中「前条第一項」を「第一項」に改  
め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一  
項を加える。

5 第十三条第三項及び第四項の規定は、第二

項の審査請求があつた場合に準用する。この  
場合において、これらの規定中「都道府県労  
働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「前項  
の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあ  
るの「審査請求人」と読み替えるものとな  
る。

第十九条第二項中「前条第一項」を「第一項」に  
改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次  
に次の一項を加える。

2 第十三条第二項の決定の不作為についての  
審査請求の裁決は、地方じん肺診査医の診断  
又は審査に基づいてするものとする。

第十九条に次の一項を加える。

8 行政不服審査法第四十三条第一項の規定  
は、前条第一項の審査請求については、適用  
しない。この場合において、当該審査請求に  
ついての同法第四十四条の規定の適用につい  
ては、同条中「行政不服審査会等から諮問に  
対する答申を受けたとき（前条第一項の規定  
による諮問を要しない場合（同条第二号又は  
第三号に該当する場合を除く。）にあつては審  
理員意見書が提出されたとき、同条第二号又  
は第三号に該当する場合にあつては同条第二  
号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあ  
るの「じん肺法（昭和三十五年法律第三十  
号）第十九条第一項の中央じん肺診査医の診  
断若しくは審査又は同条第二項の地方じん肺  
診査医の診断若しくは審査を経たとき」とす  
る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改

正）

第百四十七条 障害者の雇用の促進等に関する法  
律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次  
のように改正する。

第六十五条の見出し中「不服申立て」を「審査  
請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三  
十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に  
後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政  
不服審査法（平成二十六年法律第 号）第  
二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一  
項並びに第四十七条の規定の適用について  
は、機構の上級行政庁とみなす。

第六十六条を次のように改める。  
第六十六条 削除

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全  
性の確保等に関する法律の一部改正）  
第百四十八条 医薬品、医療機器等の品質、有効  
性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十  
五年法律第百四十五号）の一部を次のように改  
正する。

第十三条の二第五項中「行政不服審査法（昭和  
三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項  
に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政  
不服審査法（平成二十六年法律第 号）第  
二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一  
項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条  
第三項の規定の適用については、機構の上級  
行政庁とみなす。

第十四条の二第六項中「行政不服審査法によ  
る」を削り、同項に後段として次のように加え  
る。

この場合において、厚生労働大臣は、行政  
不服審査法（平成二十六年法律第 号）第  
四十六条第一項及び第二項、第四十七条並び  
に第四十九条第三項の規定の適用について  
は、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二の七第六項中「行政不服審査  
法による」を削り、同項に後段として次のよう  
に加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政  
不服審査法（平成二十六年法律第 号）第  
四十六条第一項及び第二項、第四十七條並び  
に第四十九條第三項の規定の適用について  
は、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二第五項中「行政不服審査

法による」を削り、同項に後段として次のよう  
に加える。



法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第二十三条の二十七第六項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第四十三条第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十条の十第五項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(児童扶養手当法の一部改正)

第四百四十九条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「審査請求」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条の見出し中「決定又は」を削り、同条第一項中「異議申立て又は」を削り、「あつたときは、六十日以内」を「されたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第十八条第二項中「異議申立人又は」を削り、「前項の」を「審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「決定又は」を削り、「異議申立て又は」を「当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第十九条の二中「市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十三条第二項の規定による委任に基づいてした」を「手当の支給に関する」に改め、第三章中同条を第二十条とする。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第五十条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「審査請求」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十九条の見出し中「決定又は」を削り、同条第一項中「異議申立て、及び又は再審査請求」を削り、「あつたときは、六十日以内」を「されたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

た場合にあつては、当該不備が補正された日」から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、「決定又は」を削り、同項に次の各号を加える。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十九条第二項中「異議申立人、及び又は再審査請求人」を削り、「前項の」を「審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「決定又は」を削り、「異議申立て、審査請求又は再審査請求」を「当該審査請求」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十九条に次の一項を加える。

3 第一項(各号を除く。及び前項(各号を除く。の規定は、次条第二項に規定する再審査請求について準用する。この場合において、これらの規定中「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「六十日以内」と、前項中「補正した日。第一号において同じ。」とあるのは「補正した日」と読み替えるものとする。

第三十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条中「指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定

による委任に基づいてした」を「手当の支給に関する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができ。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第五十一条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「異議申立書」を削り、同項第一号の三中「異議申立て」を削る。

第十三条の二中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の八第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、厚生労働大臣は、

行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

第十四条の九第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により登録を取り消された者は、当該処分により登録があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができ、この場合において、厚生労働大臣は、行政不

服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第一項の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十三條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章の二 行政手続法との関係(第三十六条の二)」を「第五章 行政手続法との関係(第三十七条・第三十八条)」に改める。

第五章の章名を削る。

第三十七條を削り、第三十六條の二を第三十七條とする。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第四條の二を第五章とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十四條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第三十六條の二から第三十八條まで」を「第三十七條」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第五十五條 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第八條の十六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第

第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第五十六條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。)」を削り、「又はの下に」の「を」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(児童手当法の一部改正)

第五十七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

(労働安全衛生法の一部改正)

第五十八條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「型式検定又は免許試験」を「又は型式検定」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「(免許試験の結果についての処分を除く。)」及び「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(雇用保険法の一部改正)

第五十九條 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第二項中「当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をする」を「雇用保険審査官が審査請求を棄却したもの」とみなすに改め、同条第三項中「前二項の」を削り、同条第四項中「同項又は第二項の」を削り、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八條及び第十九條を除く。)」及び第五節の規定を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第二十二條を除く。」及び第四章の規定は「に改める。

第七十一條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「再審査請求に対する労働保険審査会の裁決」を「審査請求に対する雇用保険審査官の決定」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

(作業環境測定法の一部改正)

第六十條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五條中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第六十一條 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十四條中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法の一部改正)

第六十二條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七十八條中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、

「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、基金の上級行政庁とみなす。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)  
第六十三条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(臨床工学技士法の一部改正)  
第六十四条 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(義肢装具士法の一部改正)  
第六十五条 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)  
第六十六条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検査機関の上級行政庁とみなす。

第四十一条に次の一項を加える。

4 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第三十八条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第八十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができ。

第四十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)を削る。」

(救急救命士法の一部改正)  
第六十七条 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)  
第六十八号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 広島市又は長崎市の市長が前項に規定する交付又は支給に関する処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができ。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共

済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)  
第六十九号 次に掲げる法律の規定中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「この条を」を「この項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第七條第二項二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第九條第二項

(介護保険法の一部改正)  
第七十号 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四号 第七十四号中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

第九十二号 第九十二号中「六十日」を「三月」に改める。

第九十三号 第九十三号中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十号の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を改正する法律附則第三十号の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第七十一号 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十号の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百七十四条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に改める。

第百九十二条中「六十日」を「三月」に改める。  
第百九十三条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)  
第百七十二条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(言語聴覚士法の一部改正)

第百七十三条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第百七十四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「再審査請求」の下に「及び再々審査請求」を加え、同条第三項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)に基づき」を削り、同条第四項中「行政不服審査法に基づき」を削り、同条に次の一項を加える。  
7 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第四節の規定は、適用しない。

第四十条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条中「第一号法定受託事務」の下に「(次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十四条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることが出来る。

第六十五条の二中「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」を削る。  
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)  
第百七十五条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の五の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第百七十六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)  
第百七十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百一条中「六十日」を「三月」に改める。  
第百二条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)  
第百七十八条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに関する特例等」を「審査請求に関する特例等」に改める。  
第八章第二節の節名を次のように改める。  
第二節 審査請求に関する特例等  
第四十七条第二項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)第十五条第一項及び第三項」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十九条第二項及び第四項」に改める。

第九章第二節の節名を次のように改める。  
第二節 審査請求に関する特例等  
第五十一条第二項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十九条第二項及び第四項」に改める。

第十章第二節の節名を次のように改める。  
第二節 審査請求に関する特例等  
第五十六条第二項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十九条第二項及び第四項」に改める。

第五十八条第二項中「審査請求の期間又は」を「審査請求期間又は」に、「再審査請求の期間」を「再審査請求期間」に改める。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)  
第百七十九条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九十一条の二及び第九十一条の三」を「及び第九十一条の二」に改める。  
(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)  
第百八十条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改める。

第十条中「審査請求及び」の下に「第八条第一項の」を加え、「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。及び第五節の規定)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章(第二十二条を除く。及び第四章の規定は、」に改める。

第十一条の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、同条中「規定する処分」の下に「(保険給付遅延特別加算金の支給又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分に限る。)」を加え、

「再審査請求又は」を削り、「対する」の下に「社会保険審査官の決定又は」を加える。

(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第百八十一条 平成二十二年法律等における子ども

手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第百八十二条 平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百二十二条第二項中、「第三条第二号」を、「第三条第一項第二号」に、「審査会法第三

条第二号」を「同号」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削り、「並びに附則第六十八条」を「及

び附則第六十八条」に改める。

附則第百四十一条第四項中、「第九十一条の二及び第九十一条の三」を「及び第九十一条の二」に改め、同条第六項中「第三項並びに」を削

る。

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第百八十四条 再生医療等の安全性の確保等に関

する法律(平成二十五年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同項に

後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第

二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条

第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)

第百八十五条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を

「審査請求」に改める。

第十章 農林水産省関係

(農業災害補償法の一部改正)

第百八十六条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府

県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができ、

第百四十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

(農薬取締法の一部改正)

第百八十七条 農薬取締法(昭和二十三年法律第

八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「異議申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、「申立てを受けた日」から「二箇月」を「審査請求がされた日(行政不服審

査法(平成二十六年法律第 号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から

二月に、「決定」を「裁決」に改める。

第十四条第五項を削る。

(土地改良法の一部改正)

第百八十八条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立て」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第

号)中審査請求」に、「第四十五条並びに同法第四十八条で準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項」を「第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条」に改め、同条第

五項中「却下」の下に「又はこれらの不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十條第五項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十六條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「第六條第一号」を「第二條及び第四條第一号」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第十五條を「第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第四十九條第二項及び第五十二條の四第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十七條第六項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五條」を「第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第十項を削り、同

条第九項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第十項とし、

同条第八項中「異議申立て」を「審査請求」に、「すべて」を「全て」に、「決定」を「裁決」に改め、

同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項の規定による異議申立てを受けた」を「第六項の審査請求がされた」に、「異議申立て」を「審査請

求」に改める。

第八十八條第六項中「を受理したとき」を「がされたとき」に、「を受理した日」を「がされた日(次項において準用する行政不服審査法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に改め、同条第七項中「処分についての異議申立て」を「再調査の請求」に、「第十四條第一項本文及び第四十五條」を「第十八條第一項本文、第四十三條及び第五十四條第一項本文」に改め、

同条第十二項中「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「又は裁決」を「若しくは裁決又はこれら

求」に、「きいて」を「聴いて」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三條の規定は、適用しない。

第八十七條の三第十四項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第八十八條第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十九條の二第四項中「第八十七條第七項」を「第八十七條第八項」に、「きいて」を「聴いて」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十條第十一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五條」を「第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第十二項中「前項の異議申立てを受けた」を「第十一項の審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条

第十一項の次に次の一項を加える。

12 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三條の規定は、適用しない。

第九十條の二第八項及び第九十一條の二第六項中「異議申立て」を「審査請求」に、「及び第十二項」を「から第十三項まで」に改める。

第九十六條の三第六項中「第七項」を「第八項」に改める。

第九十八條第六項中「を受理したとき」を「がされたとき」に、「を受理した日」を「がされた日(次項において準用する行政不服審査法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に改め、同条第七項中「処分についての異議申立て」を「再調査の請求」に、「第十四條第一項本文及び第四十五條」を「第十八條第一項本文、第四十三條及び第五十四條第一項本文」に改め、

同条第十二項中「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「又は裁決」を「若しくは裁決又はこれら

求」に、「きいて」を「聴いて」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三條の規定は、適用しない。

第八十七條の三第十四項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第八十八條第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十九條の二第四項中「第八十七條第七項」を「第八十七條第八項」に、「きいて」を「聴いて」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十條第十一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五條」を「第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第十二項中「前項の異議申立てを受けた」を「第十一項の審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条

第十一項の次に次の一項を加える。

12 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三條の規定は、適用しない。

の不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第九十九条第九項中「処分についての異議申立て」を「審査請求」に、「第四十五条」を「第十八条第一項本文及び第四十三条」に改め、同条第十三項中「決定」の下に「又はその不作為を加え」、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

審査請求」に改める。  
(漁業法の一部改正)  
第八十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条中「すべて」を「全て」に改め、同条の表第二十四条第二項の項の次に次のように加える。

第二十四条第三項 公職選挙法

漁業法第九十四条において準用する公職選挙法

第三百三十四條の二の次に次の一条を加える。  
(行政不服審査法の適用の特例)

第三百三十四條の三 第三十四条第四項の規定による制限若しくは条件の付加、第三十八条第三項の規定による取消し又は第六十七条第十一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第四十三条第一項の規定の適用については、当該制限若しくは条件の付加、取消し又は命令は、同項第一号に規定する議を経て行われたものとみなす。

第三百三十五條の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三百三十五條の二を削り、第三百三十五條の三を第三百三十五條の二とする。

(肥料取締法の一部改正)

第九十條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、」を削り、「処分」を「処分若しくはその不作為」に改め、「第三十一条第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。」を削り、「又は異議申立てを受けたときは」を「に対する裁決は、行政不服審査請求」に改める。

査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「あらかじめ期日及び場所を通知して、」を、「同法第十一条第二項に規定する審理員が」に、「行わなければならない」を「した後にしなければならない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(漁港漁場整備法の一部改正)  
第九十一条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「植物防疫官の」を削り、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「六十日」を「三月」に、「申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」を「申し立てる」に改め、同

条第三項を次のように改める。  
3 前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。

(漁船法の一部改正)  
第九十三条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てに対する決定をしようとするときは、あらかじめ、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に、「期日及び場所を通知し、」を「同法第十一条第二項に規定する審理員が」に改め、「聴取を」の下に「した後に」を加え、「異議申立人は」を「審査請求人は」に改め、同条第三項中「処分又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関又は指定検認機関の上級行政庁とみなす。

第二十四條第三項 公職選挙法  
農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法

(農産物検査法及び持続的養殖生産確保法の一部改正)  
第九十六條 次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。  
一 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)第三十五条第五項

第四十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(家畜改良増殖法の一部改正)  
第九十四條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の三の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「掲げる処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)  
第九十五條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。



限)に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(森林法の一部改正)

第九十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の十一の五第二項及び第十條の十一の六第三項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十條の十一の七第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第九十條第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八條」を「行政不服審査法平成二十六年法律第 号第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第九十九條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條の三」を「第三十五條の二」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二十二條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

組合又は中央会は、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

(農地法の一部改正)

第二百一十一條 農地法(昭和二十七年法律第二百一

十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項中「についての異議申立て」を削り、同条第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「行政不服審査法第十八條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号第二十二條)に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部改正)

第六十二條の二の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「した」を「行う」に改め、「処分」の下に「又はその不作為を加え、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法平成二十六年法律第 号第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、センターの上級行政庁とみなす。

第六十三條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「基づく処分」の下に「又はその不作為を加え、又は異議申立て及び又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)」を削り、「当該処分に係る者」を「行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(農業機械化促進法の一部改正)

第二百三條 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條の見出しを「(審査請求の処理)」に改め、同条第一項中「異議申立てがあつた」を「審査請求がされた」に、「異議申立ての日」を「審査請求がされた日(行政不服審査法平成二十六年法律第 号第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、前項の決定をする場合には、異議申立人」を「前項の裁決は、行政不服審査法第二十四條の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に、「あらかじめ、期日及び場所を通知して」を「同法第十一條第二項に規定する審理員が」に、「異議申立人又はその代理人」を「審査請求人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第十四條第四号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二百四條 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三号中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第二百五條 家畜取引法(昭和三十一年法律第百

二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「都道府県知事は」を削り、「処分」の下に「又はその不作為を加え、異議申立てを受理したときは、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員」を加え、「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二百六條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならぬ」とを「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条第五項中「を受けた日」を「がされた日(行政不服審査法平成二十六年法律第 号第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に改め、同条に次の一項を加える。

7 審査会は、行政不服審査法第九條第一項、

第三項及び第四項の規定の適用については、  
同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。  
(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に  
関する法律の一部改正)

第二百七条 入会林野等に係る権利関係の近代化  
の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二  
十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第百六十号)中処分についての異議申立  
てを」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第  
号)中審査請求」に、「第四十五條、同法第  
四十七條第三項並びに同法第四十八條において  
準用する同法第十四條第一項ただし書、第二項  
及び第三項、同法第三十七條並びに同法第四  
十條第六項を」第十五條、第十八條第一項及び第  
二項、第四十三條、第四十五條第三項並びに第  
四十六條に改め、同條第五項中「第四十七條第  
一項を」第四十五條第一項に、「決定を」裁  
決に、「同法による不服申立てを」審査請求  
に改める。

第十條第三項中「却下」の下に「又はその不作  
為を加え、行政不服審査法による不服申立  
てを」審査請求に改める。  
第十一條第一項中「すべてを」全てに、「第  
四十七條第一項を」第四十五條第一項に、「決  
定を」裁決に、「ととのつたを」調つたに、  
「ととのい」を「調い」に改め、同條第四項中「行  
政不服審査法による不服申立てを」審査請求  
に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)  
第二百八條 農業振興地域の整備に関する法律  
(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第十一條第六項中「を受理したときを」がさ  
れたとき」に、「を受理した日」を「がされた日  
(次項において準用する行政不服審査法平成二  
十六年法律第 号)第二十三條の規定によ  
り不備を補正すべきことを命じた場合にあって  
は、当該不備が補正された日」に改め、同條第

七項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第  
六十号)中異議申立てを」行政不服審査法中再  
調査の請求に、「第十四條第一項本文及び第四  
十五條を」第十八條第一項本文、第四十三條  
及び第五十四條第一項本文に改め、同條第九  
項中「又は第六項を」若しくは第六項に、「又  
は裁決を」若しくは裁決又はこれらの不作為  
に、「行政不服審査法による不服申立てを」審  
査請求に、「不服申立てを」審査請求に改  
める。

(種苗法の一部改正)

第二百九條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の  
一部を次のように改正する。

第十四條第四項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第百六十号)に基づく異議申立てを」  
審査請求に、「決定を」裁決に改める。  
第五十一條の見出し中「異議申立てを」審査  
請求に改め、同條第一項を次のように改める。

品種登録についての審査請求については、  
行政不服審査法(平成二十六年法律第  
号)第十八條の規定は、適用しない。  
第五十一條第二項中「行政不服審査法に基づ  
く異議申立てを」審査請求に改め、同條第三  
項中「農林水産大臣を」行政不服審査法第十一  
條第二項に規定する審理員に、「異議申立てを」  
審査請求に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)  
第二百十條 独立行政法人農業者年金基金法(平  
成十四年法律第百二十七号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第五十二條第一項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第百六十号)による」を削り、同條第  
二項中「六十日以内にしなければならない」を  
「三月を経過したときは、することができない」  
に改め、同條に次の一項を加える。

6 審査会は、行政不服審査法(平成二十六年  
法律第 号)第九條第一項、第三項及び  
第四項の規定の適用については、同條第一項  
第二号に掲げる機関とみなす。

(旧独立行政法人緑資源機構法の一部改正)  
第二百十一條 独立行政法人森林総合研究所法  
(平成十一年法律第百九十八号)附則第七條第三  
項及び第九條第三項の規定によりなおその効力  
を有するものとされる独立行政法人緑資源機構  
法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)によ  
る廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十  
四年法律第百三十号)の一部を次のように改正  
する。

第十五條第六項及び第十八條第二項中、「第  
十條第五項並びに第八十七條第十項を」並びに  
第十條第五項に改める。

第十九條第四項中、「第四十八條第四項を」  
並びに第四十八條第四項に改め、「並びに第  
八十七條第十項を」削り、「第十一條第一項第七  
号イ又は」を「同号イ又は」に改める。

第二十一條第三項中「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第百六十号)による異議申立てを」  
審査請求に改め、同條第四項中「異議申立てを」  
審査請求に、「行政不服審査法第四十五條を」  
行政不服審査法(平成二十六年法律第  
号)第十八條第一項本文に改め、「以内」を削  
り、同條第五項中「異議申立てがあつたを」審  
査請求がされたに、「決定を」裁決に改める。

第一章 經濟産業省関係  
(鉱山保安法の一部改正)  
第二百十二條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第  
七十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出し中「不服申立てを」審査  
請求に改め、同條中「処分」の下に「又はその不  
作為を加え、行政不服審査法(昭和三十七年  
法律第百六十号)による不服申立てを」審査請  
求に改める。

(工業標準化法の一部改正)  
第二百十三條 工業標準化法(昭和二十四年法律  
第百八十五号)の一部を次のように改正する。  
第六十九條の五中「又は」の下に「その」を加  
え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六  
十号)による」を削り、同條に後段として次のよ

うに加える。  
この場合において、主務大臣は、行政不服  
審査法(平成二十六年法律第 号)第二十  
五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及  
び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適  
用については、機構の上級行政庁とみなす。  
(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二百十四條 外国為替及び外国貿易法(昭和二  
十四年法律第百二十八号)の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「不服申立てを」審査請求に改める。  
第七章の二の章名を次のように改める。

第七章の二 審査請求  
第五十六條の見出しを削り、同條第一項中  
「主務大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその  
不作為を加え、異議申立て又は」を削り、「を  
受理したときは、異議申立人又は」を削り、  
裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第  
号)第二十四條の規定により当該審査請  
求を却下する場合を除き、に改め、「上」の下  
に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を  
加え、「行わなければならない」をした後にしなれば  
に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第  
一項を」前項に改め、「異議申立人又は」を削  
り、同項を同條第二項とし、同項の次に次の一  
項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行  
政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、  
同項の意見の聴取については、同條第二項か  
ら第五項までの規定を準用する。

第五十七條から第六十四條までを次のよう  
に改める。  
第五十七條から第六十四條まで 削除  
(火薬類取締法の一部改正)

第二百十五條 火薬類取締法(昭和二十五年法律  
第百四十九号)の一部を次のように改正する。  
第五十四條の二中「試験の結果についての処  
分を除く。」及び「行政不服審査法(昭和三十  
七年法律第百六十号)による」を削り、同條に後段

として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第五十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為を加え、又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第二百六十六条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条第六項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二百八条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

(鉱業法の一部改正)

第二百七条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「不服申立て」を「審査請求等」に改める。  
第七章の章名を次のように改める。

第七章 審査請求等

第二百六条の前の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条中「についての審査請求又は異議申立て」を「又はその不作為についての審査請求」に、「これ」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求」に、「審査請求又は異議申立て」を受理した日」を「当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)」に改め、「以内に」の下に「審理員(同法第二十一条第二項に規定する審理員をいう。第二百二十八条において同じ)」による」を加える。

第二百七条第一項中「又は異議申立人」を削り、同条に次の一項を加える。  
3 前条に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前条の意見の聴取については、同法第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。

第二百二十八条中「又は異議申立人」を削り、「経済産業大臣」を「審理員」に改める。

第二百二十九条中「又は異議申立人」を削る。

第三十条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第三十四条」を「行政不服審査法第二十五条」に改め、「又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止をしたとき」及び「又は異議申立人」を削り、「第三十五条(同法第四十八条において準用する場合を含む。)」を「第二十六条」に改める。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「又は決定」を削り、同条第二項中「又は決定書」を削る。

第三百三十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削る。

第三百三十五条を次のように改める。  
第三百三十五条 削除  
(採石法の一部改正)

第二百八条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条の五の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為を加え、又は異議申立て」を削り、「又は決定却下の裁決又は決定を除く」は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第三十八条中「を除く」の下に「又はその不作為」を加え、「同法第三十五条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに」を削り、「又は異議申立人」とあるのは「を「審査請求人」とあるのは「審査請求人」に、「又は異議申立人及び」を「及び」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第二百九条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。  
第七十七条中「(試験の結果についての処分を

除く)」を削り、「不作為」を「その不作為」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政庁とみなす。

第七十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「除く」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第七十八条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第二百二十条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「経済産業大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てを受理したときは、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>成二十六年法律第 号(第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人)に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(輸出入取引法の一部改正)</p> <p>第二百二十一条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十九条の見出し中「行為」を「行為等」に改め、同条中「がその事務の処理として行つた」を「のその事務の処理としての」に改め、「行為」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、輸出組合の上級行政庁とみなす。</p> <p>第三十九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「が規制命令に係る事務の処理として行つた」を「の規制命令に係る事務の処理としての」に改め、「行為」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て又は」を削り、「決定又は裁決は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第三</p> | <p>二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>第三十九条の三を削る。</p> <p>(商工会議所法の一部改正)</p> <p>第二百二十二条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、これ」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「その処分に係る者及び利害関係者」を「審査請求人及び利害関係人」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(武器等製造法の一部改正)</p> <p>第二百二十三条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三</p> | <p>項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(ガス事業法の一部改正)</p> <p>第二百二十四条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十二条第五項第二号中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。</p> <p>第四十九条の二中「(試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p> <p>第五十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(工業用水法の一部改正)</p> <p>第二百二十五条 工業用水法(昭和三十一年法律</p> | <p>第百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(工業用水道事業法の一部改正)</p> <p>第二百二十六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(特許法の一部改正)</p> <p>第二百二十七条 特許法(昭和三十四年法律第百</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

二十一号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)の規定による審査請求」に改める。

第三百三十一条の二第四項、第四百三十三条第三項及び第四百四十九条第五項中「決定」の下に「又はその不作為」を加える。

第四百八十四条の二を次のように改める。

目次中「第六十三條の二」を「第六十三條」に改める。  
第六十三條の二を削る。  
第六十八條第五項中「第五十七條から第六十三條の二まで」を「前章」に改める。  
第七十七條第七項中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。  
第三十條の見出しを「審査請求の手續における意見の聴取」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審査請求又は異議申立て」を「この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求」に、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二百三十一條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條の見出しを「審査請求の手續における意見の聴取」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審査請求又は異議申立て」を「この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求」に、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

(電気工事士法の一部改正)

第二百三十三條 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の十六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「試験の結果についての処分を除く」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(割賦販売法の一部改正)

第二百三十四條 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「第四十二條第二項及び第三項」を「第四十二條第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

(電気事業法の一部改正)

第二百三十六條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

条の規定により当該審査請求に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項中「その処分に係る者及び利害関係者」を「審査請求人及び利害関係人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(電気用品安全法の一部改正)

第二百三十五條 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條中「処分又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、研究所又は機構の上級行政庁とみなす。

第五十一條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(電気事業法の一部改正)

第二百三十六條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第七項中「による不服申立て」を「の規定による審査請求」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又はこれらの不作為」を加える。

(商標法の一部改正)

第二百三十條 商標法(昭和三十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

この場合において、同条第三項中「当該処



第三十三条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条第五項第二号中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第百九条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「試験の結果についての処分を除く。」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第百十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)  
第二百三十七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十一条中「(試験の結果についての処分を除く。)」を削り、「不作為」を「その不作為」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

うに加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構、協会又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定却下の裁決又は決定を除く。」は、その処分に係る者を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(砂利採取法の一部改正)  
第二百三十八条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「鉱業法第百三十五条の規定は、当該決定の取消しの訴えにを削り、「において、同法」を「において、鉱業法」に、「又は異議申立人」を「審査請求人」に、「及び処分」を「審査請求人及び処分」に、「又は異議申立人及び」を「及び」に改める。

第三十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「の決定を除く。」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定却下の裁決又は決定を除く。」は、その処分に係る者を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第四十条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十二條」に、「処分」を「処分を行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)  
第二百三十九条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七條第八項中「(試験の結果についての処分を除く。)」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、独立行政法人情報処理推進機構の上級行政庁とみなす。

(電気工業事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)  
第二百四十条 電気工業事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

く。」は、その処分に係る者を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)  
第二百四十一条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八條の十六中「(試験の結果についての処分を除く。)」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(熱供給事業法の一部改正)  
第二百四十二条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。



理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(石油パイプライン事業法の一部改正)  
第二百四十三条 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)  
第二百四十四条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「前条」を、「前条」に、「異議申立てについて、同法第百三十五条の規定はその処分の取消しの訴えを「審査請求」に改める。(消費生活用製品安全法の一部改正)  
第二百四十五条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第五十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)  
第二百四十六条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定(却下の決定を除く)」は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(石油需給適正化法の一部改正)  
第二百四十七条 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二百四十八条 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

第九十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(日本国と大韓民国との間の国境に隣接する大韓民国の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)  
第二百四十九条 日本国と大韓民国との間の国境に隣接する大韓民国の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は、その処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)  
第二百五十条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第二百五十一条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定は、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百五十二条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定

の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第二百五十三条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定(却下の決定を除く)」は、その処分に係る者を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正)

第二百五十四条 工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

第二百五十五条 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

く。は、を、は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(計量法の一部改正)

第二百五十六条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第一項中「処分又は」の下に「を」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政庁とみなす。

第六十六条第三項第二項中「処分又は」の下に「を」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。

第六十六条第四項の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立

て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く。は、その処分に係る者を、は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第六十五条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員(第十七条に規定する名簿を作成した場合にあつては、当該名簿に記載されている者)」とあるのは、「計量調査官」とする。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第二百五十七条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の三中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

る審査請求」に改める。

第二十一条の見出し中「審査請求」を「行政不服審査法の規定による審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法の規定」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本弁理士会の上級行政庁とみなす。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第七十五条中「異議申立て」を「行政不服審査法の規定による審査請求」に改める。

(電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正)

第二百五十九条 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による「を」削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定調査機関の上級行政庁とみなす。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第二百六十条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十六条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第三十条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七十二条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第二百六十一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十八条の見出しを「(再審査請求等)」に改め、同条中「第百三十五条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号」に改め、「第一号法定受託事務」の下に「(以下「第一号法定受託事務」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保健所を設置する市又は特別区の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服が

ある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、主務大臣に対して再々審査請求をすることができ

る。

第百三十五条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する」を削る。

(経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部改正)

第二百六十二条 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による「を」削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定発給機関の上級行政庁とみなす。

第十二章 国土交通省関係

(船舶法及び船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第二百六十三条 次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に改める。

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三十二条第二項

二 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第九条第二項

(水害予防組合法の一部改正)

第二百六十四条 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」に依り異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「異議申立て」を「審

査請求」に改める。

第七十三条第三項中「行政不服審査法」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に改める。

(船舶安全法の一部改正)

第二百六十五条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「申請し再検査又は再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スル」を「申請スル」に改め、同条第三項中「同項」の下に「及第二項」を加え、同条第一項の次の一項を加える。

前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二十九条ノ五第一項中「為シタル」を「為ス」に、「第四項」を「第五項」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」に依り「を」削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ニ付テハ登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条ノ五第二項中「為シタル」を「為ス」に改め、「行政不服審査法」に依り「を」削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法(平成二十五年法律第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ニ付テハ登録検査機関ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条ノ五第三項中「為シタル」を「為ス」に改め、「行政不服審査法」に依り「を」削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法(平成二十五年法律第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並ニ第四十九

条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上級行政庁ト看做ス

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第二百六十六條 陸上交通事業調整法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(船員法の一部改正)

第二百六十七條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百条の九第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第百三条第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百四条第三項中「審査請求」の下に、「市町村長を加える。

(海難審判法の一部改正)

第二百六十八條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為を加え、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(建設業法の一部改正)

第二百六十九條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の十七中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(通訳案内士法の一部改正)

第二百七十條 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「(試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、観光庁長官は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(建築基準法の一部改正)

第二百七十一條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の十七中「(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）」及び「同法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

第七十七條の五十三中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定認定機関の上級行政庁とみなす。

第七十七條の五十六第二項中「が行った性能評価」を「行う性能評価又はその不作為」に、「第七十七條の五十一第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第七十八條第一項及び第八十二條中「第九十四條第一項」を「第九十四條第一項前段」に改める。

第九十四條第一項中「これに係る」を「その」に、「不服がある者」を「(この審査請求に、」

「第三條第二項」を「第四條第一号」に、「審査請求をすることができ」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあっては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

第九十四條第二項中「前項」を「前項前段」に、「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日(行政不服審査法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)」に改め、同条第三項中「おいては」の下に「行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第九條第三項の規定により読み替えられた同法第三十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十六條を次のように改める。

第九十六條 削除

第九十七條の二第五項中「これに係る」を「その」に、「不服がある者」を「(この審査請求に、」に、「審査請求をすることができ」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に対してすることもできる。

(建築士法の一部改正)

第二百七十二條 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十條の十八中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政

不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、中央指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(港湾法の一部改正)

第二百七十三條 港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の二の十八中「した」を「行う」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)」による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

この場合において、当該審査請求のうち不作為についての審査請求については、当該不作為に係る市町村長に対してすることもできる。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第二百七十四條 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八條の三中「行なう」を「行う」に改め、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(道路運送法の一部改正)

第二百七十五條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第九十五條の三の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」によるを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(道路運送車両法の一部改正)

第二百七十六條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出しを「(審査請求期間等の特例)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」第四十五條の規定を適用せず、かつ、同法第四十八條の規定にかかわらず、同法第十四條及び第三十七條第六項の規定を準用しない」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十五條第六項及び第十八條の規定は、適用しない」に改める。

第三十八條の見出し及び同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第三十三條の二の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「した」を「行う」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

第五十五條中第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

(土地収用法の一部改正)

第二百七十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次及び第十章の章名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十條の見出しを「(審査請求期間)」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」を削り、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」第四十五條又は第十四條第一項本文を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)」第十八條第一項本文に、「三十日以内」を「三月」に改め、同条第二項中「第十四條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第三十一條の見出しを「(審査請求に対する裁決)」に改め、同条第一項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「聞いたを」を「聴いた」に改め、同条第二項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削る。

第三十一條の二中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十二條の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項

中「以下第三十三條」を「次条」に改める。

第三十五條第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第二百七十八條 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の十九中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」によるを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、気象庁長官は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二百七十九條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」によるを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(道路法の一部改正)

第二百八十條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第一項中「本条」を「この条」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改め、同条第二項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第三項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の

公共団体である」を、「者は」の下に「当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である」を加え、「である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県」を削り、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができ。

第九十六條第五項中「なんらの」を「何らの」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(航空法及び鉄道事業法の一部改正)

第二百八十一條 次に掲げる法律の規定中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十九條第八項

二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十二條第十一項

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二百八十二條 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「国土交通大臣は」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て又は」を削り、「を受理したときは、異議申立人又は」を「に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に、「これらの者から」を「同法第十一條第二項に規定する審理員が」に、「より」を「より」に、「を聴取しなければ」を「の聴取を行つた後にしなれば」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「規定による」及び「異議申立人又は」を削り、「審査請求



人」の下に「及び利害関係人」を加え、「証拠を提出する機会を与え、並びに利害関係人に対し、当該事案について」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(土地区画整理法の一部改正)  
第二百八十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律

第 号)第一章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第六十九条第四項を次のように改める。

4 前項の規定による意見書の内容の審査につ

いては、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百七十七条の十九中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検定機関の上級行政庁とみなす。

第百二十三条第二項中「第百二十六条」の下に「及び第百二十七条の二第一項」を加える。  
第百二十七条中「については、行政不服審査法による不服申立てを」又はその不作為については、「審査請求」に改める。  
第百二十七条の二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

(道路整備特別措置法の一部改正)  
第二百八十四条 道路整備特別措置法(昭和三十

一年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
第四十六条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改め、同項第一号中「及び」を「若しくは」に改める。

第五十三条中「機構等がこの法律に基づいてしたを」この法律に基づく地方道路公社の」に改め、「地方道路公社が」を削り、「関してこの法律に基づいてしたを」を「関するこの法律に基づく地方道路公社の」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に基づく機構の処分その他公権力の行使に当たする行為又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して、審査請求をすることが出来る。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(都市公園法の一部改正)  
第二百八十五条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条第一項中「について」の下に「の審査請求の裁決に」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「に基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を加え、「第一項各号」を「前項各号」に改め、「者は」の下に「当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき国の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与

え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることが出来る。

第三十四条第四項を削る。

(海岸法の一部改正)

第二百八十六条 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十一条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)  
第二百八十七条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「に基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を、「者は」の下に「当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が国土交通大臣に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることが出来る。

(地すべり等防止法の一部改正)  
第二百八十八条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法(平成二十六年法



律第 号)第二十二條に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二百八十九條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四條」を「第四十三條」に、「第四十五條」を「第四十四條」に改める。

第四十三條を削り、第四十四條を第四十三條とする。

第五章中第四十五條を第四十四條とし、第四十六條を第四十五條とする。

第四十六條の二第二項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同條を第四十六條とする。

第五十條中「第四十六條」を「第四十五條」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律等の一部改正)

第二百九十條 次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」によるを削る。

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第三十條

二 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第九十号)附則第三十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四條の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十條

三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第九十五号)第四十條

(住宅地区改良法の一部改正)

第二百九十一條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の見出しを「(再審査請求)」に改め、同條第一項中「処分」を「処分」についての審査請求の裁決に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同條第二項を削る。

(公共用地的取得に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十二條 公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の二第二項中「から行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第七條の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「同法第五十條第二項の規定にかかわらず」を削り、同條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申立ては、国土交通省令で定める様式に従い、書面で行なうなければならない。

第三十八條の二に次の一項を加える。

6 起業者は、第一項の規定による申立てをしたときは、第二十條第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。

第三十八條の五第三項中「第三十八條の二第四項」を「第三十八條の二第五項」に改める。

第四十二條の見出し及び同條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同條第二項中「行なう」を「行う」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、後段を削り、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、特定公共事業の認定又は代行裁判に関する審査請求に対する裁決で、当該認定又は当該代行裁判の全部若しくは一部を取り消し、又はこれらを変更しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十三條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「この項」を「この条」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同條第二項を削る。

(河川法の一部改正)

第二百九十四條 河川法(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改め、同條第二項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を「者は、この下に当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である」を加え、「国若しくは国の機関又は都道府県であるとき」を「した処分について」に「者であるとき」を「者がした処分について」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同條第四項中「行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第九十八号)」に、「第二十二條」を「処分」に改め、同條第二項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である国又は国の機関が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることが出来る。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二百九十五條 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「三十日」を「三月」に改め、第十二條第二項中「第十二條第二項」を「第十三條第三項又は第十二條第二項」に改める。

第十七條第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十六條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

(都市計画法の一部改正)

第二百九十七條 都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「これに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)第二十二條に規定する不作為をいう)」を「その不作為」に、「不服がある者」を「についての審査請求」に、「審査請求をすることが出来る」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

第五十條第二項中「前項」を「前項前段」に、「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第九十八号)第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に改め、同條第三項中「行なう場合においては」を「行う場合においては」、行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、「処分」を「処分」に改め、後段を削る。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二百九十五條 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「三十日」を「三月」に改め、第十二條第二項中「第十二條第二項」を「第十三條第三項又は第十二條第二項」に改める。

第十七條第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二百九十六條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

(都市計画法の一部改正)

第二百九十七條 都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「これに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)第二十二條に規定する不作為をいう)」を「その不作為」に、「不服がある者」を「についての審査請求」に、「審査請求をすることが出来る」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

た行政庁に、「行なわなければを」「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十一条第一項中「行政不服審査法による不服申立てを」「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条を」「第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、「審査請求」の下に「又は再調査の請求」を加える。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第七十八条第一項及び第七項中「第五十条第一項を」「第五十条第一項前段」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二百九十八条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項を次のように改める。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第三節(第二十九條、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條、第四十條、第四十一條第三項及び第四十二條を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「及び同条第三項」を「から同条第四項までの規定」に、「同項中」を「同条第三項中」に改める。

第五十八條第三項中「第十六條第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第十六條及び」に改める。

第二百二十四條第二項中「第三項」の下に「並びに第二百二十八條第二項」を加える。

第二百二十七條中「については、行政不服審査法による不服申立てを」又はその不作為について

ては、審査請求」に改める。

第二百二十八條第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは再開発会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第二百九十九條 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の二中「したを」「行う」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、登録実施機関の上級行政庁とみなす。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三百條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九條の二十二中「したを」「行う」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、海上保安庁長官は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九

條第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

第十九條の二十中「したを」「行う」に改め、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第十九條の四十七條第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第四十二條の二十九中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項並びに第四十七條の規定の適用については、指定海上防災機関の上級行政庁とみなす。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第三百一條 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六十四條第一項中「については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てを」又はその不作為については、審査請求」に改め、同条第二項中「第二章第三節」を「前章第三節」に改め、「行政不服審査法による」を削る。

(都市緑地法の一部改正)

第三百二條 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てを」「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八條を」「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、「審査請求」の下に「又は再調査の請求」を加える。

(国土利用計画法の一部改正)

第三百三條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)」に改め、同条第三項中「においては」の下に、「行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三百四條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第九項を次のように改める。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第三節(第二十九條、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條、第四十條、第四十一條第三項及び第四十二條を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二十八條中「審理員」とあるのは、国土交通大臣等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八條第一項に規定する国土交通大臣等)をいう。以下同じ。」と、同法第三十一條、第三

十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

第九十七条中「については、行政不服審査法による不服申立てを」又はその不作為については、審査請求」に改める。

第九十八条第一項中「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合又は機構の上級行政庁とみなす。

(浄化槽法の一部改正)

第三百五条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の十四を次のように改める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求) 第四十三条の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、主務大臣に対し、審査請求をすることができ

る。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法平成二十六年法律第 号(第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第四十六条の二中「及び第四十三条の十四」を削る。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三百六条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第三百七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「この項を」この条に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第三百八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「並びに第九十四条から第九十六条まで」を、「第九十四条並びに第九十五条」に改める。

第九十四条第五項を次のように改める。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第九十一条第二項中「及び同条第四項」を「から同条第五項までの規定」に、「同項中」を「同条第四項中」に改める。

第九十一条第三項中「第三項、第四項及び第六項」を「及び第三項から第六項まで」に改める。

第二百六十八条第二項中「第三項」の下に「並びに第三百六条第二項」を加える。

第三百四十四条第一項中「行政不服審査法による」を削る。

第三百五十五条中「については、行政不服審査法による不服申立てを」又はその不作為については、審査請求」に改める。

第三百六条第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ事業組合若しくは事業会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

(国土交通省設置法の一部改正)

第三百九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「については行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てに対する決定等」を「又はその不作為についての審査請求に対する裁決」に改め、同条第三項及び第四項中「決定等」を「裁決」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第三百十条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「(都道府県知事がした処分等に対する不服申立て)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事が使用の認可に関する処分についての審査請求の裁決をした場合には、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができ、同

条第一項中「異議申立て又は」及び「決定又は」を削り、同条第二項中「国土交通大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「異議申立て又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第四十四条中「異議申立て又は審査請求」を「審査請求又は再審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(マシンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第三百十一条 マシンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)

第三百十二条 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第三百十三条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条中「者は」を「者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

(マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正)

第三百十四条 マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項を次のように改める。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十号、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等(マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等(以下同じ。))と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。第百五条第二項中「並びに第九十四条から第九十六条まで」を、「第九十四条並びに第九十五条」に改める。

第百六十五条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事等は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、組合又は個人施行者の上級行政庁とみなす。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三百十五条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十号、第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三百十六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「した処分」を「する処分又はその不作為」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十号、第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第三百十七条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

前項に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第三百十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「者は」を「者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第三百十九条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第五項中「処分」の下に「については審査請求の裁決」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削る。

第十三章 環境省関係

(自然公園法の一部改正)

第三百二十条 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会は、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十号、第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定保障措置検査等実施機関の上級行政庁とみなす。

第七十条第二項及び第三項を削る。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第三百二十二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「第五項」を「第四項」に、「この項及び次項」を「この条」に、「又は」を「若しくは」に、「処分」を「処分又はその不作為について」に改め、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第二十号、第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録試験機関若しくは登録資格講習機関又は登録運搬方法確認機関の上級行政庁とみなす。

第四十五条第二項及び第三項を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第二号第九項第一号に、「に係る」を「以下」第一号法定受託事務」という。）に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五條の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることが出来る。

第二十四條の四中「地方自治法第二号第九項第一号に規定する」を削る。

(自然環境保全法の一部改正)

第三百二十四條 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第三百二十五條 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六六條の見出し中「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第一項及び第三項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第七七條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第三十一條」に改め、同条第二項中「第二十條及び第三十

一條」を「第九條第四項」に、「同法第二十條第二号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一條中「その庁の職員」を「同項中「その職員(第二項各号)第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、」に、「審査員」を、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)第二百一十一條第一項に規定する審査員(第一項各号)に改める。

審査請求」に改める。  
(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)  
第三百二十七條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

この場合において、環境大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項並びに第四十七條の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第三十三條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第百十條 削除

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)  
第三百二十八條 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第百二十六條の見出し中「副本の」を削り、同条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「の副本」を削る。

第二十八條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

第百二十七條中「参加人」を「行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人」に改める。  
第百三十四條の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

この場合において、環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

第百二十六條 水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の十二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

第六六條の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十一條第二項に規定する審理員」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「第四十八條において準用する同法第二十七條の規定による」を「第三十四條の規定により、」に、「当該異議申立て」を「当該

この場合において、環境大臣及び特定国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、認定機関の上級行政庁とみなす。

中「第十八條」を「第二十二條」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。  
(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)  
第三百二十九條 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く。）」は「を、行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一條第二項に規定する審理員」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「意見の」を「前項の意見の」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一條の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)  
第三百三十條 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に改める。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正)  
第三百三十一條 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「により」の下に「同項の」を加え、同条に次の一項を加える。



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十六条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができ。</p> <p>第二十二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。</p> <p>(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正)</p> <p>第三百三十二条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条の四の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)</p> <p>第三百三十三条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条第一項中「第三十六条の二、第三十八条」を「第三十七条」に改める。</p> <p>第七十五条第一項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、環境大臣は、第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。</p> | <p>第七十五条第二項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第三十一条」を「行政不服審査法第九條第四項」に、「同条中「その庁の」を「同項中「その」に、「審査員又は」を「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)第百二十一条第一項に規定する審査員又は同法第百九十九條の二第一項に規定する」に改める。</p> <p>第七十六条を次のように改める。</p> <p>第七十六條 削除</p> <p>第七十七條の見出しを「(審査請求と訴訟との関係)」に改め、同条中「基づいて機構が行つた」の下に「認定又は救済給付の支給に係る」を加え、「又は前条に規定する処分」、「若しくは環境大臣」及び「又は同条に規定する処分について」の異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決」を削る。</p> <p>第七十九條を次のように改める。</p> <p>第七十九條 削除</p> <p>第十四章 防衛省関係</p> <p>(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十三條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項中「から行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第七條の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「同法第五十條第二項の規定にかかわらず」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改め、</p> | <p>同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面で行なければならない。</p> <p>第二十二條に次の一項を加える。</p> <p>6 地方防衛局長は、第一項の規定による申立てをしたときは、第十九條第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。</p> <p>第二十三條第二項中「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改める。</p> <p>第二十九條の見出しを「(審査請求及び訴訟)」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「同法第百三十條第二項中「行政不服審査法第四十五條」とあるのは、行政不服審査法第四十五條」とを削る。</p> <p>(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十三條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。</p> <p>第六條第一項中「第四條第二項」を「第三條第三項又は第四條第二項」に改める。</p> <p>(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)</p> <p>第三百三十六條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八條の二第二項中「又は異議申立て」を削る。</p> <p>第二十七條の八第三項中「行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第十四條第一項又は第四十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十八條第一項本文」に改める。</p> <p>第二十七條の十二第二項中「第十四條第一項又は第四十五條」を「第十八條第一項本文」に改める。</p> <p>(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)</p> <p>第三百三十七條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。</p> <p>第五條第一項中「第三條第二項」を「第二條第三項又は第三條第二項」に改める。</p> <p>(自衛隊法の一部改正)</p> <p>第三百三十八條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十九條の見出しを「(審査請求の処理)」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二章第一節から第三節までの規定を」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章の規定は、」に改め、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、「六十日」を「三月」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同条第六項中「審査請求又は異議申立て」を「第一項に規定する審査請求」に改め、同条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>第五十條の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。</p> <p>第六十五條の三第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第</p> | <p>和三十一年法律第六十号)第十四條第一項又は第四十五條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第十八條第一項本文」に改める。</p> <p>第二十七條の十二第二項中「第十四條第一項又は第四十五條」を「第十八條第一項本文」に改める。</p> <p>(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)</p> <p>第三百三十七條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三條第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。</p> <p>第五條第一項中「第三條第二項」を「第二條第三項又は第三條第二項」に改める。</p> <p>(自衛隊法の一部改正)</p> <p>第三百三十八條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十九條の見出しを「(審査請求の処理)」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二章第一節から第三節までの規定を」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第 号)第二章の規定は、」に改め、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、「六十日」を「三月」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同条第六項中「審査請求又は異議申立て」を「第一項に規定する審査請求」に改め、同条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>第五十條の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。</p> <p>第六十五條の三第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



五項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六十五條の四第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第三百三條第十八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三百五條第七項中「三十日」を「三月」に改め、同条第九項中「前項」を「第六項又は前項」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三百三十九條 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三章 審査請求

第十六條(見出しを含む)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十七條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三百四十條 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第十七條第一項中「第十五條第二項」を「第十四條第三項又は第十五條第二項」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第三百四十一條 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六

年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の見出しを「(審査請求の制限)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「審査請求」に改める。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第三百四十二條 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 審査請求」を「第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求」に改める。

第三章第十一号及び第十二号中「審査請求」を「審査の請求」に改める。

第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求

第一百八十條の見出しを「(行政不服審査法の規定による審査請求の制限)」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」による不服申立てを「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)」の規定による審査請求」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)の施行の日から施行する。

第二条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十号)の施行の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。後となる場合には、第四十五條のうち地方公営企業法第三十九條の改正規定中「第五項を第六項とし、第四項を第五項」とあるのは「第四項を第五項とし、第百三十五條のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七條第一項の改正規定中「第五項」を「第六項」

とあるのは「及び第三十九條第一項」を「並びに第三十九條第一項及び第三項から第五項まで」と、同法附則第五項の改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」とあるのは「同条第三項」を「同条第四項」とする。

2 前項の場合において、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十條のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七條第一項の改正規定中「及び第三十九條第一項」を「並びに第三十九條第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは「第五項」を「第六項」と、同法附則第五項の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」とあるのは「同条第四項」を「同条第五項」とし、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十二條のうち地方公営企業法第三十九條の改正規定中「第四項を第五項とし、第三項を第四項」とあるのは「第五項を第六項とし、第四項を第五項」と、「第二項」とあるのは「第三項」と、「3 企業職員」とあるのは「4 企業職員」とする。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三条 刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、第八十九條のうち更生保護法第七章第二節中第九十六條の次に一條を加える改正規定中「第五十二條第一項、第四項又は第五項」とあるのは、「第五十二條第一項、第五項又は第六項」とし、第九十條の規定は、適用しない。

(電気事業法の一部改正に伴う調整規定)

第四条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十号)の施行の日が施行日前である場合には、第二百三十六條のうち電気事業法第九十九條の二の改正規定中「第九十九條の二」とあるのは、「第九十九條」とする。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三十四條の規定による改正後の地方自治法の規定中異議の申出、審査の申立て又は審査の申請に関する部分は、この法律の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審査の申請について適用し、この法律の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審査の申請については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第三十七条の規定による改正後の公職選挙法第二百六十六条の規定は、施行日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日が告示された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

行政手続法の一部を改正する法律案

行政手続法の一部を改正する法律

行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十二条―第三十六条）を」に改める。

（三）に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第四章の二」に改め、同項第十二号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第十三号中「かわる」を「関わる」に改める。

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許可等を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十六条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十六条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置

「第四章 行政指導（第三十二条―第三十六条）を」に改める。

第四章の二 処分等の求め（第三十六条の二）に改める。

かれていたものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認

めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の二 処分等の求め

第三十六条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれていたものに限る。）がされていないと認料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであるとする理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方税法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「第三十五条第二項」を「第三十五条第四項」に、「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に改める。

十八条の二第二項  
三 とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第十條の三第二項

四 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十四第二項  
（海難審判法等の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「第四章」を「第四章の二」に改める。

一 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十三條

二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十七條の二

三 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十一條  
（弁護士法等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「及び第三章」を「第三章及び第四章の二」に改める。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第四十三條の十五及び第四十九條の二

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六十四條の二

三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八條の三

四 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百三十八條  
（国籍法の一部改正）

第百三十七条の第三項

二 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第三十六条の一

三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第三十三条

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第七条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第百七十九条中「処分」の下に「及び行政指導」を加え、「第四章」を「第四章の一」に改める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第八条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

5 第三項の規定による指示については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条の三の規定は、適用しない。